小牧市こども計画

（令和７年度～令和 11 年度）

令和７年３月

（令和8年10月改定）

愛知県　小牧市

小牧市民憲章

わたくしたち小牧市民は、小牧を

市制施行 30 周年

一、健康で生きがいのある 明るいまちにしましょう。
一、感謝と思いやりのある あたたかいまちにしましょう。
一、緑とやすらぎのある 美しいまちにしましょう。
一、高い文化と教養のある 豊かなまちにしましょう。
一、希望と働く喜びのある 活気あふれるまちにしましょう。

小牧市民憲章は、市民の道しるべとして、健康で明るい生活を送るため、また、市民一人ひとりの心構えや果たすべき役割を明確化し、心ふれあう豊かな社会を形成するため、小牧市制施行 30 周年を記念し、昭和 60 年 5 月 15 日に制定されました。

こども夢・チャレンジ No.1 都市宣言（要約）

市制施行 60 周年

私たちは、こどもの夢への挑戦をまち全体で応援することで、こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、支え合う、すべての市民が暮らしやすい、あたたかいまちになっていくと確信します。

そこで、私たち小牧市民は、

一、こどもの夢への挑戦を応援することで元気になるまち
一、世代を越えて市民のつながりが生まれるまち
一、支え合うことでさらに住みよくなっていくまち

このようなまちの実現に向け、小牧市を「こども夢・チャレンジ No.1 都市」とすることを、ここに宣言します。

こども夢・チャレンジ No. 1 都市宣言は、小牧市の特徴である「子育て支援が充実している」姿を一層高め、「こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、支え合う、すべての市民が暮らしやすい、あたたかいまち」を小牧市全体で目指し、市内外に発信していくため、小牧市制施行 60 周年を記念し、平成 27 年 5 月 17 日に宣言しました。

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
1　計画策定の背景と趣旨 1
2　計画の法的根拠と位置づけ 2
3　計画の期間 3
4　計画の対象 3
5　計画の策定体制 3

第２章　こども・子育てを取り巻く現状 4
1　統計でみる小牧市の現状 4
2　アンケート結果の概要 18
3　子育てワークショップの概要 27
4　こども・若者等の意見 28
5　アンケート等からみる本市の課題 29

第３章　計画の基本的な考え方 31
1　計画の基本理念 31
2　計画の『目指すビジョン』 33
3　計画の基本目標 34
4　施策の体系 36

第４章　施策の展開 37
基本目標１　こども・若者の権利を保障します 37
基本目標２　地域の子育て・子育ちを支援します 39
基本目標３　子育て家庭を支援します 49
基本目標４　幼児教育・保育サービスを充実します 57
基本目標５　親子が心身健やかに育み合うことを支援します 64
基本目標６　若い世代を支援します 69
基本目標７　配慮を必要とするこども・若者・家庭を支援します 77

第５章　教育・保育等の量の見込みと確保の内容 87
1　教育・保育提供区域の設定 87
2　教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 90
3　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 102
4　教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保 126
5　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 126

第６章　推進体制 127
1　計画の推進体制 127
2　計画の進捗状況の把握 127

資　料 128
1　計画の策定経過 128
2　小牧市こども・子育て会議要綱 129
3　小牧市こども・子育て会議委員名簿 131
4　用語集 133

子育て分野における取組とSDGｓの対応 141

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

国は、こどもがまんなかの社会を実現するために、令和５年４月にこども家庭庁を発足しました。

また、同年同月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行され、同年12月には、こどもまんなか社会の実現に向け、「こども大綱」が決定されました。

こども基本法第10条において、市町村は「こども大綱」と都道府県が策定する都道府県こども計画を勘案して、こども計画を策定するよう努力義務が課せられました。こども計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされています。

本市は平成27年３月に「小牧市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和２年３月からは「第２期小牧市子ども・子育て支援事業計画」により、子育て支援の整備に取り組んできました。

今般、「第２期小牧市子ども・子育て支援事業計画」が令和６年度末をもって終期を迎えることから、この機会を捉え、誰もが安心してこどもを生み育て、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができるこどもまんなか社会の実現を目的として、子ども・子育て支援事業計画などを包含する「小牧市こども計画」を策定することといたします。

★こどもまんなか社会★

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

2　計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「こども基本法」（第10条第２項）に基づく「市町村こども計画」として位置づけ、本市におけるこども・若者への総合的な支援策を包含しています。

また、「子ども・子育て支援法」（第61条）に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、様々なこども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、子育て支援とその対策をとりまとめ、さらに、「次世代育成支援対策推進法」（第８条第１項）に定める「市町村行動計画」、「子ども・若者育成支援推進法」（第９条第２項）に定める「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」（第10条第２項）に定める「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を含めます。

なお、上位計画である「小牧市まちづくり推進計画」のもと、関連計画等と整合性を図りながら策定しました。

■　「小牧市こども計画」の位置づけ

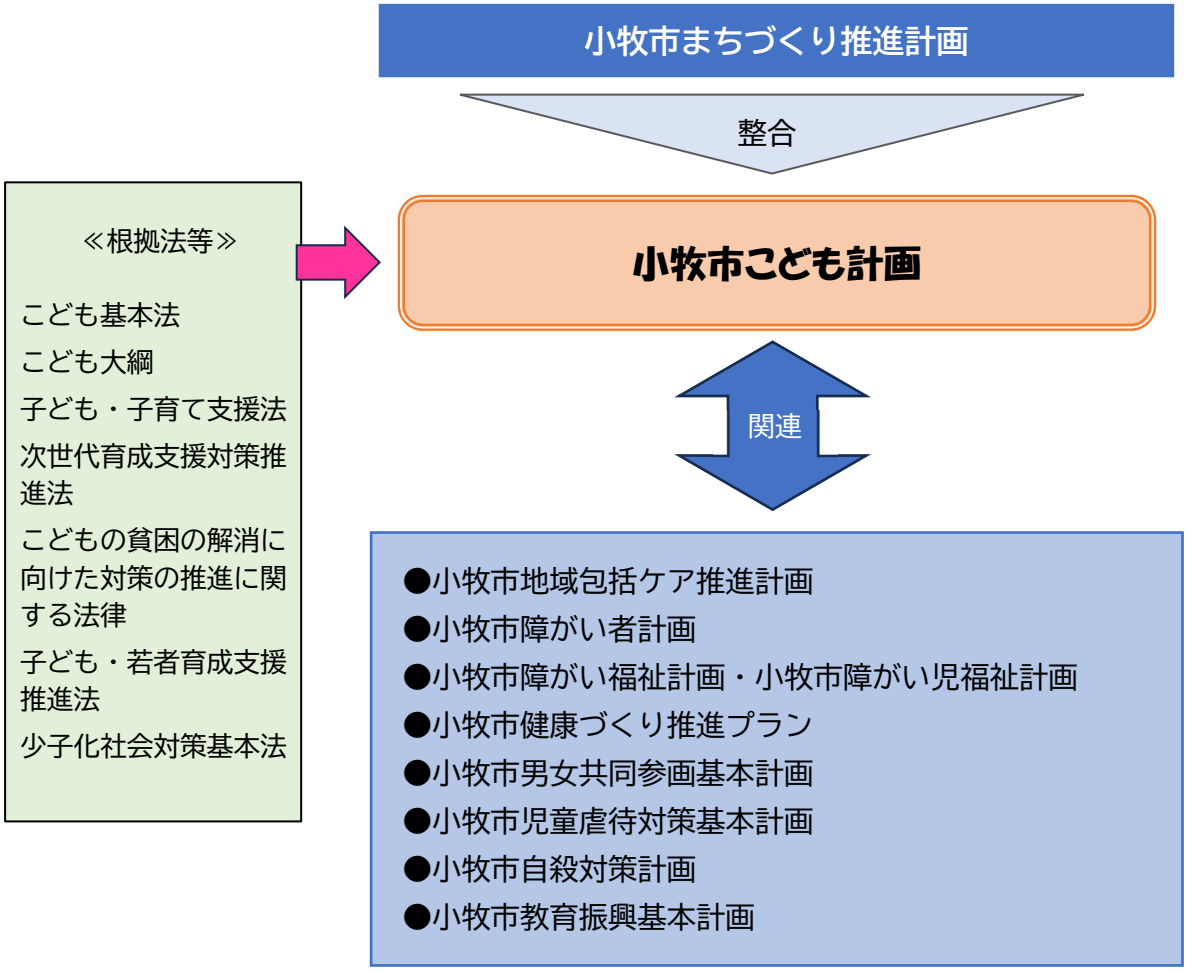

３　計画の期間

本計画の期間は、令和７年度から令和11年度までの５か年とします。

定期的に進捗状況の検証を行い、社会情勢の変化などに応じて必要な見直しを行うものとします。

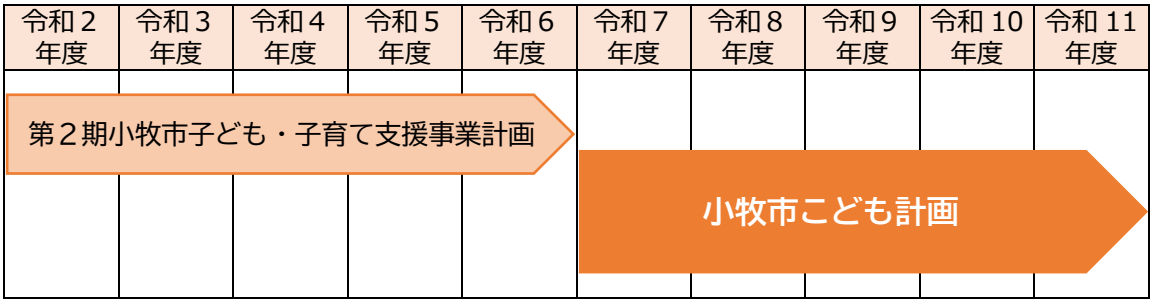

４　計画の対象

本計画はこども並びに子育て当事者を対象とします。なお、「こども基本法」では、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』と明記されていることから、本計画においてもこどもに一定の年齢上限は定めないものとします。

５　計画の策定体制

こども基本法第11条では「地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するにあたっては、当該こども施策の対象となるこどもまたはこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とされています。

そのため、本計画の策定にあたっては、市民ニーズ調査のほか、令和６年７月から９月にかけて、現在子育てをしている保護者の方を対象とした「子育てワークショップ」の開催、同時に遊びを通した５・６歳児へのインタビューを行いました。このほか、高校生を対象としたワークショップを開催するなど、こどもや若者の意見の反映に努めました。

加えて、令和７年１月から２月にかけてパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

これらを基に、市民や学識経験者、関係機関、子育てに関わる団体の代表者で構成する「小牧市こども・子育て会議」において検討を行いました。

第２章　こども・子育てを取り巻く現状

１　統計でみる小牧市の現状

（１）人口の推移

全国的に人口減少が進む中、本市の総人口も減少傾向にあり、令和６年では149,206人となっています。また、この減少傾向は続くとみられ、令和11年には令和６年より6,000人以上の減少が見込まれています。

年齢３区分別にみると、０～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）は年々減少し、65歳以上（老年人口）は増加していることから、本市においても少子高齢化の状況がみえます。また、増加傾向にある65歳以上（老年人口）人口も令和８年以降は、横ばい傾向が見込まれ、人口減少が進んでいくと予測されます。

■年齢３区分別人口の推移と推計

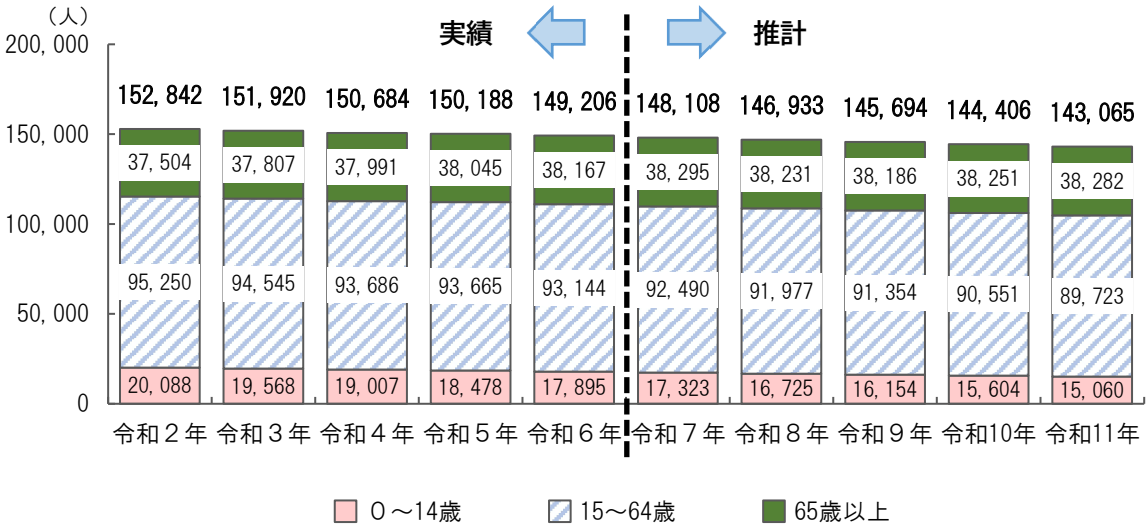

資料：実績…住民基本台帳（各年４月１日現在）
推計…実績値に基づき、コーホート変化率法により算出

（２）出生数の推移

本市の出生数は年々減少し、平成31年（令和元年）には1,000人を割り、令和４年には878人となっています。

また、出生率は全国・愛知県よりも低く推移し、令和４年では5.8となっています。

■出生数の推移

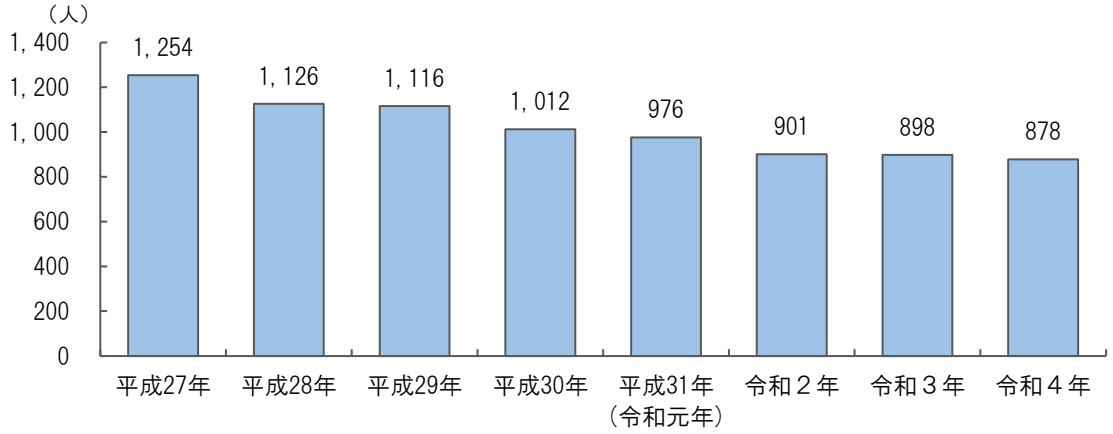

資料：愛知県衛生年報

■出生率の推移

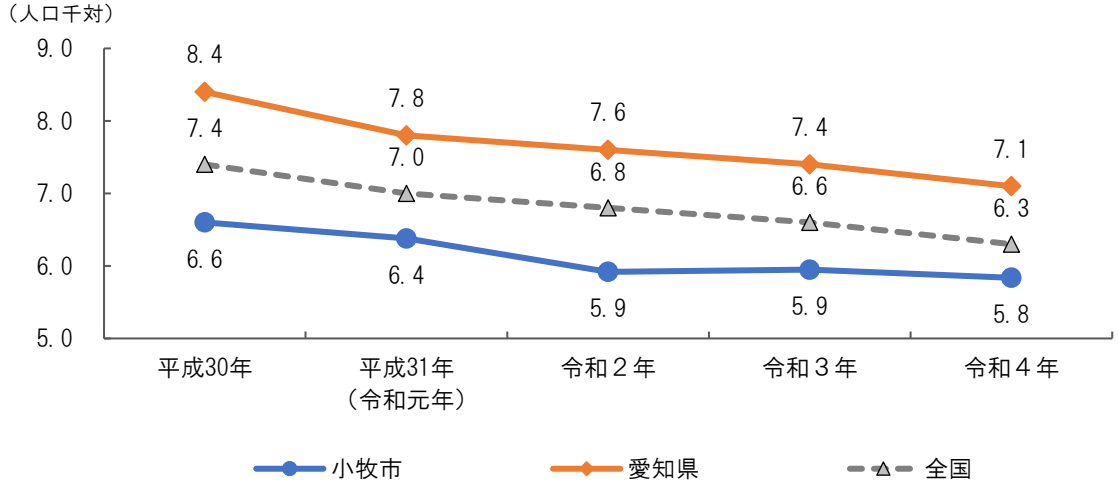

資料：愛知県・全国…愛知県の人口動態統計
小牧市…住民基本台帳（各年４月１日現在）をもとに独自で算出

本市の合計特殊出生率は、平成10～29年までは1.5前後で推移していましたが、平成30～令和４年は1.39と平成10年以降で最も低くなっています。

全国・愛知県も同様に、平成25～29年に比べ平成30～令和４年は低くなっています。

■合計特殊出生率の推移

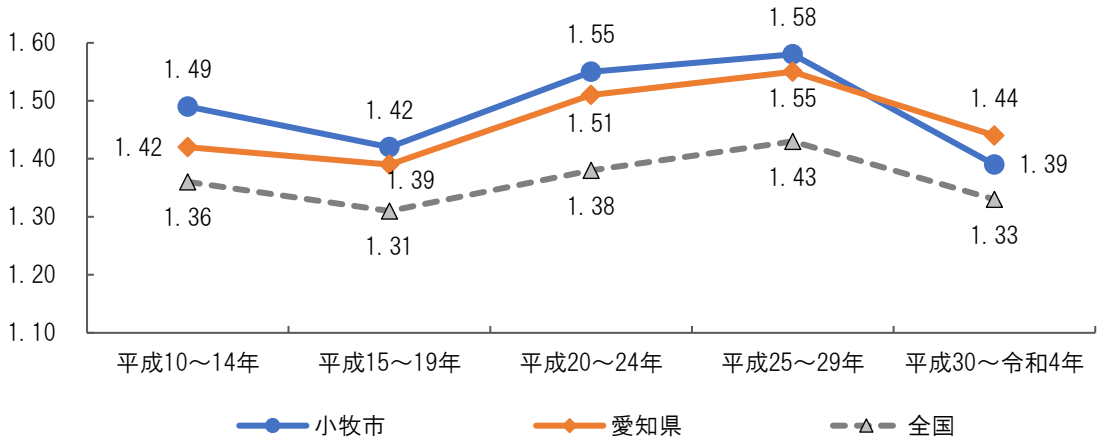

資料：厚生労働省HP人口動態統計特殊報告

（３）就学前児童数の推移及び今後の動向

５歳以下の就学前児童数の推移をみると、毎年減少し、令和６年は5,999人となり、令和２年から1,000人以上減少しています。

また、この減少傾向は続くとみられ、令和11年には令和６年より800人以上少ない、5,149人になると見込まれます。

■５歳以下の就学前児童数の推移と推計

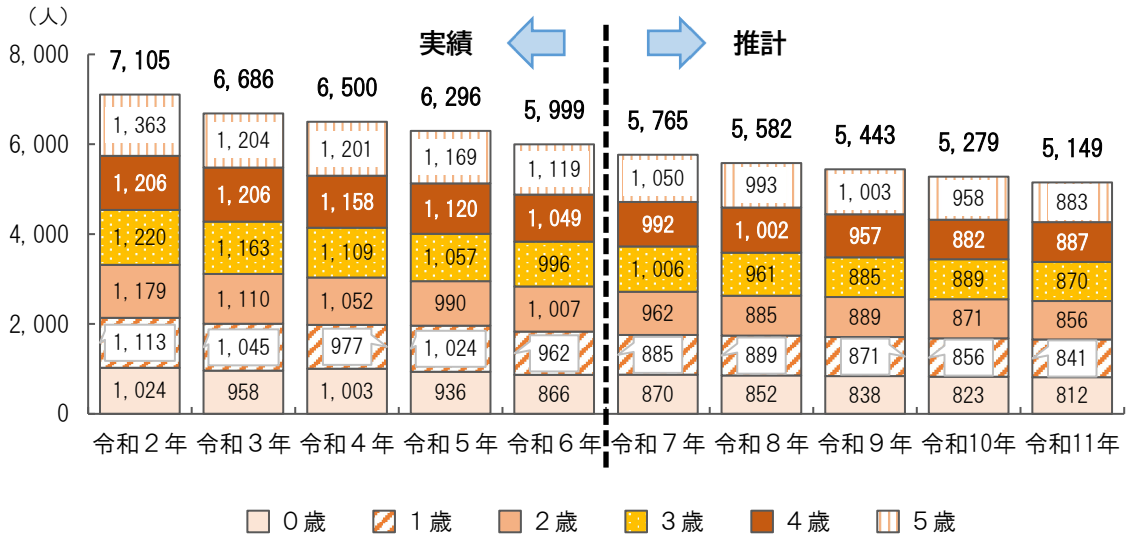

資料：実績…住民基本台帳（各年４月１日現在）
推計…実績値に基づき、コーホート変化率法により算出

（４）世帯の状況

世帯数は年々増加していますが、１世帯あたりの人員数が減少し続けており、令和２年には１世帯あたり2.38人となっています。

■世帯数と１世帯あたりの人員数の推移

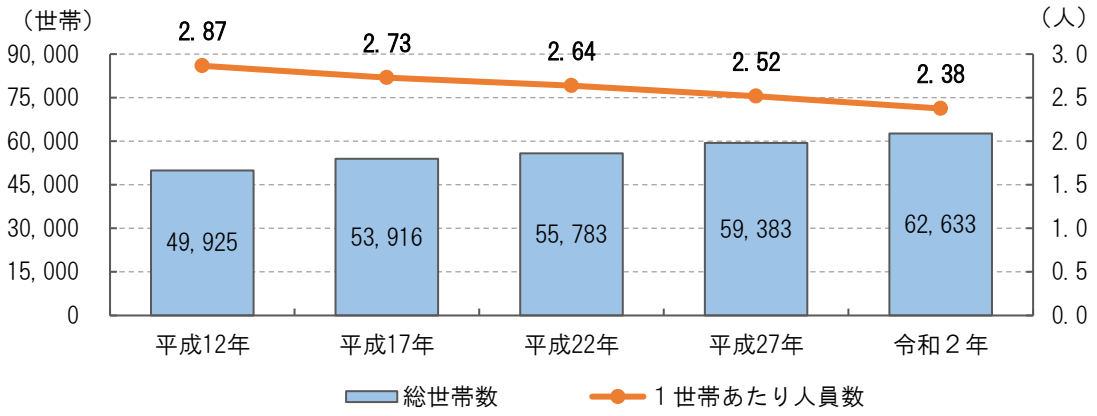

資料：国勢調査

子育て世帯の推移をみると、一般世帯数は増加していますが、６歳未満がいる世帯及び18歳未満がいる世帯はともに減少しています。

18歳未満のこどもがいるひとり親世帯の推移をみると、母子世帯では平成17年以降は大きな増減はなく、800世帯前後で推移しています。父子世帯は平成12年以降、100世帯前後とほぼ横ばいで推移しています。

■子育て世帯の推移

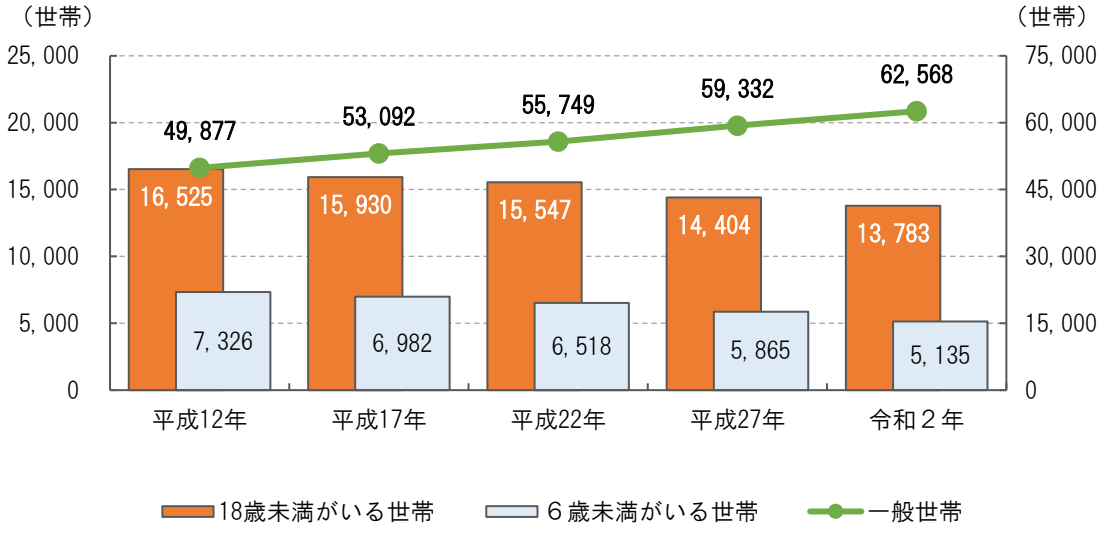

資料：国勢調査

■ひとり親世帯の推移

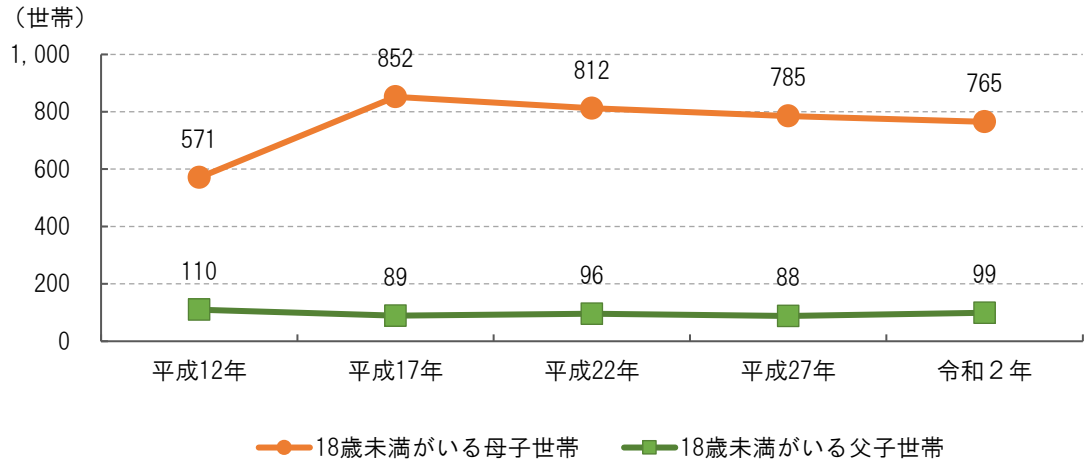

資料：国勢調査

（５）女性の労働力（就労の状況と意思）の状況

女性の労働力率の推移をみると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるＭ字カーブは年々緩やかになっています。

平成17・22・27年と比較すると、令和２年は25～39歳の年齢の労働力率は他の年より高くなっていることから、女性の就労が促進されていることがうかがえます。

加えて、子育て世代の親にあたる55～64歳の労働力率も年々高くなっていることから、育児に関して祖父母等の親族を頼れない現状がうかがえます。

■女性の労働力率（H17・H22・H27・R２比較）

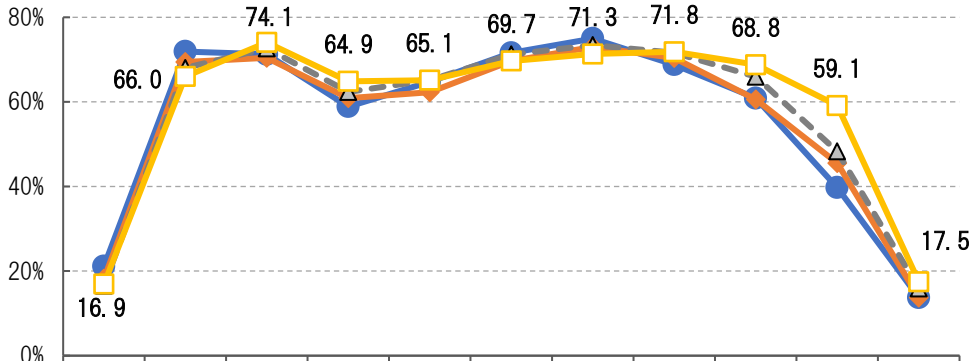

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成17年	21.1	71.9	71.2	58.9	64.7	71.6	75.0	68.8	60.9	39.7	13.7
平成22年	18.2	69.4	70.4	60.9	62.3	69.6	73.0	70.4	60.6	45.5	13.7
平成27年	16.5	68.0	72.6	62.3	65.1	71.2	73.4	71.6	65.9	48.3	15.8
令和２年	16.9	66.0	74.1	64.9	65.1	69.7	71.3	71.8	68.8	59.1	17.5

資料：国勢調査

※労働力率：就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合

国や愛知県との比較をみると、本市は30～59歳で全国や愛知県よりも女性の労働力率は低くなっています。

また、令和２年の女性の労働力率を未婚・既婚別に平成27年と比較すると、未婚では大きな差はありません。一方、既婚では20～29歳で平成27年を大きく上回っており、結婚後も仕事を続けている女性が増えていることがうかがえます。

■女性の労働力率（国・愛知県比較）

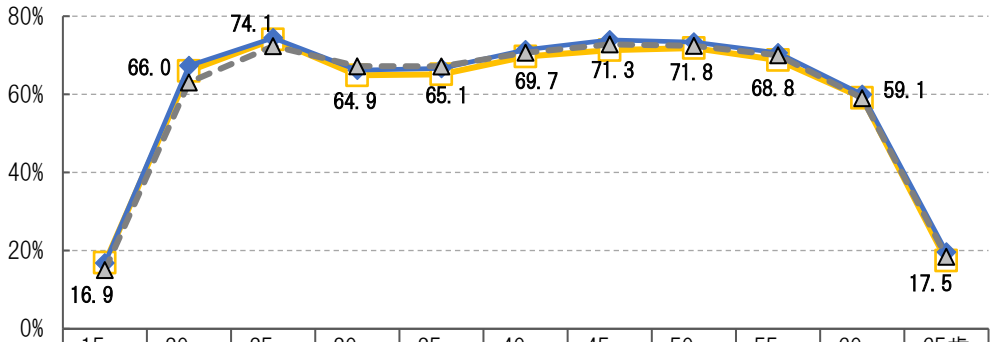

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
小牧市	16. 9	66. 0	74. 1	64. 9	65. 1	69. 7	71. 3	71. 8	68. 8	59. 1	17. 5
愛知県	16. 8	67. 3	74. 4	66. 2	66. 6	71. 4	73. 9	73. 4	70. 6	60. 0	19. 6
全国	15. 0	63. 1	72. 3	67. 2	67. 2	70. 7	72. 8	72. 4	70. 0	59. 0	18. 4

資料：国勢調査（令和２年）

■女性の労働力率（H27・R２　未婚・既婚比較）

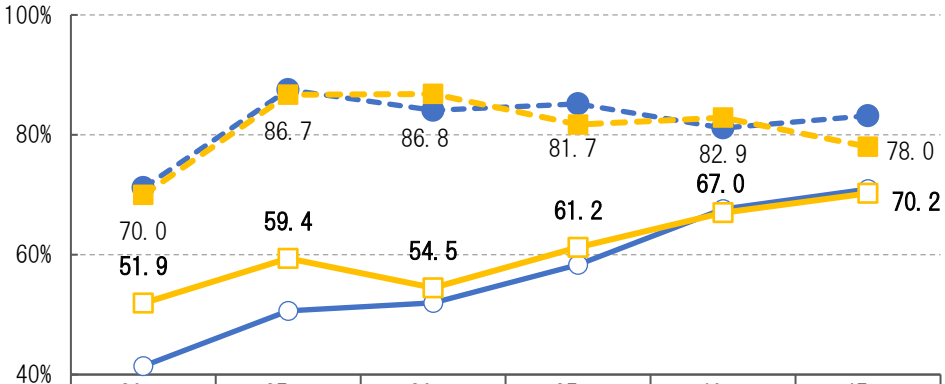

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成27年未婚	71. 2	87. 5	84. 1	85. 1	81. 1	83. 2
平成27年既婚	41. 4	50. 6	52. 0	58. 3	67. 6	70. 9
令和２年未婚	70. 0	86. 7	86. 8	81. 7	82. 9	78. 0
令和２年既婚	51. 9	59. 4	54. 5	61. 2	67. 0	70. 2

資料：国勢調査（20歳～49歳を抜粋）

（６）未婚の状況

本市の令和２年の未婚率を平成27年と比較すると、男性では20歳から49歳のすべての年齢階級で高くなっています。

また、女性でもほとんどの年齢階級で平成27年より令和２年の未婚率が高く、特に30～34歳は2.8ポイント高くなり、２割台だった未婚者が３割以上となっています。

■男性の未婚率（H27・R２比較）

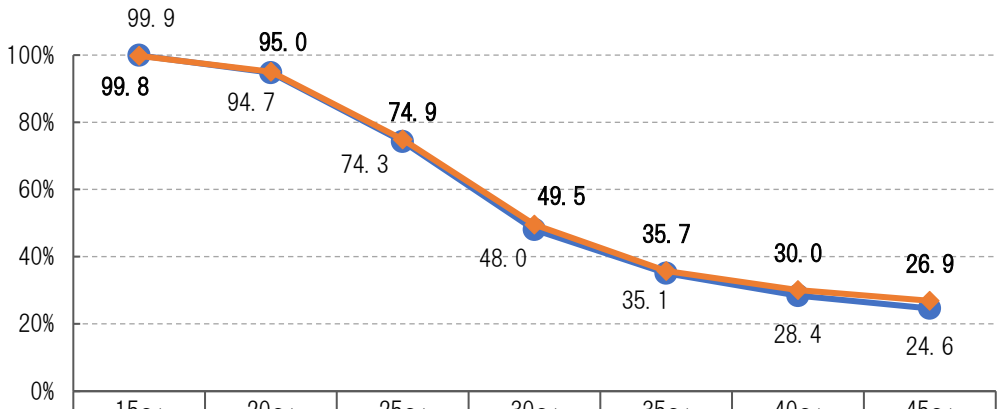

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成27年	99. 9	94. 7	74. 3	48. 0	35. 1	28. 4	24. 6
令和２年	99. 8	95. 0	74. 9	49. 5	35. 7	30. 0	26. 9

■女性の未婚率（H27・R２比較）

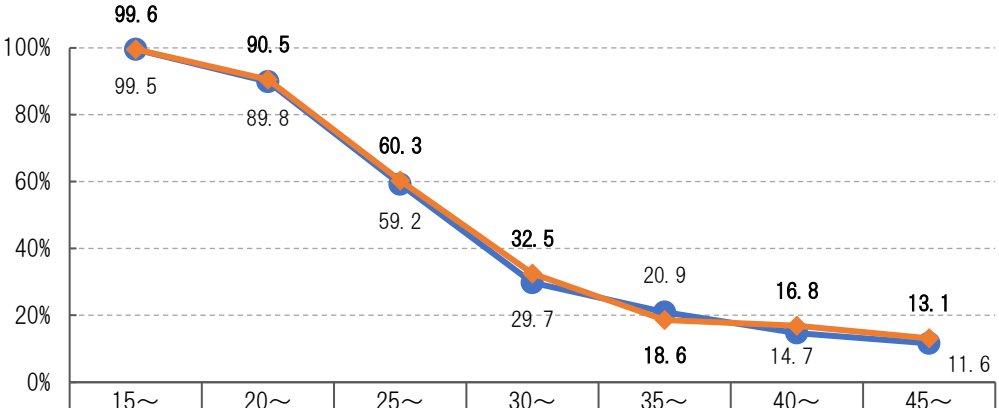

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成27年	99. 5	89. 8	59. 2	29. 7	20. 9	14. 7	11. 6
令和２年	99. 6	90. 5	60. 3	32. 5	18. 6	16. 8	13. 1

資料：国勢調査

※未婚率：配偶関係不詳を除く各年齢人口に占める未婚者の割合

（７）保育園・幼稚園の状況

保育園入園児童数の推移をみると、入園児童数は人口の減少を受け、令和３年以降減少傾向にありますが、令和５年４月から市の独自施策として０歳児から２歳児までの保育料を無償化したことで保育需要が高まったこともあり、３歳未満児の入園児童数は増加しています。

幼稚園入園児童数の推移をみると、年々減少し、令和６年では1,152人となっています。

■保育園入園児童数の推移（３歳未満・以上児別）

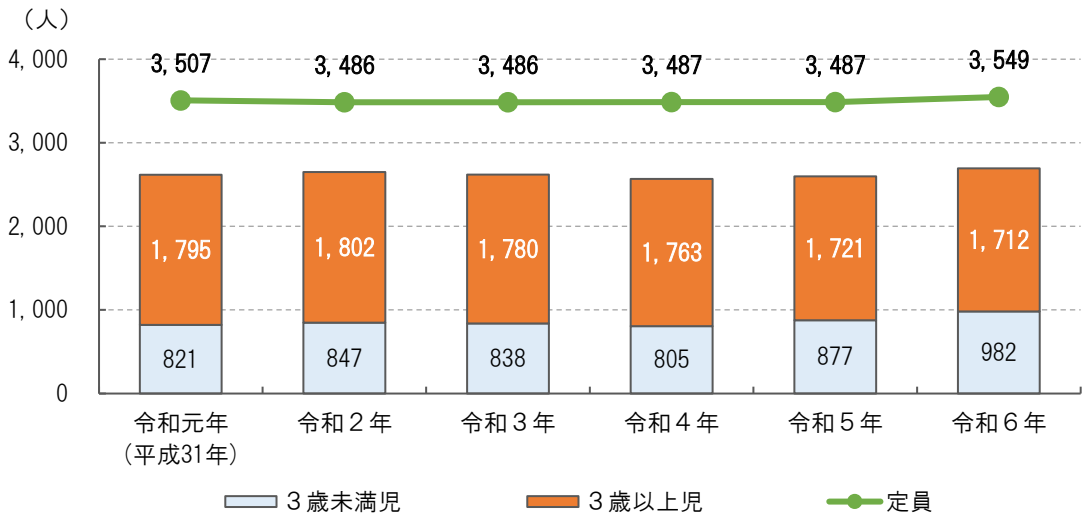

資料：幼児教育・保育課（各年４月１日現在）

■幼稚園入園児童数の推移

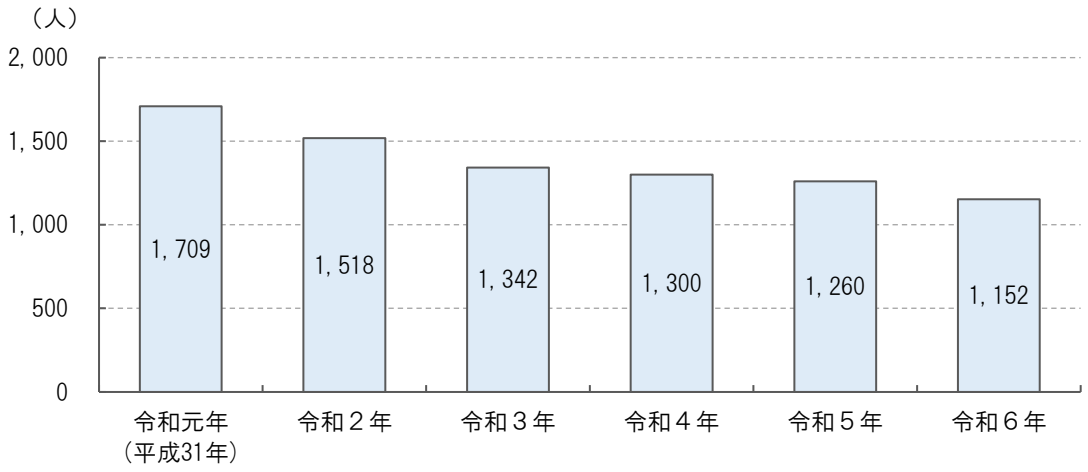

資料：幼児教育・保育課（各年５月１日現在）

各年４月における本市の待機児童数は平成31年に０人となり、その後も０人を維持しています。

■待機児童数の推移

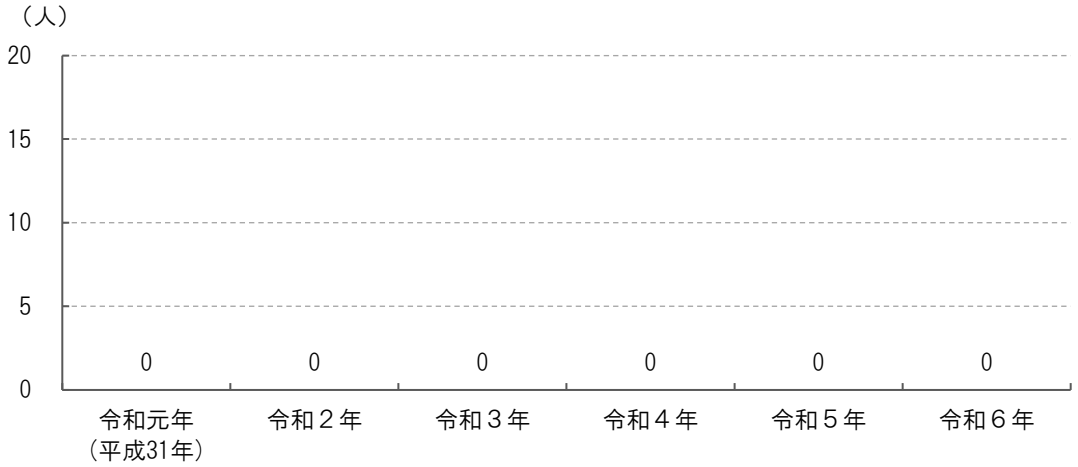

資料：幼児教育・保育課

▸待機児童解消に向けた主な取組（参考）

年度	取組内容
平成 27 年度	★子ども・子育て支援新制度施行 ・みなみ保育園開園（受入枠180名分拡大） ・小規模保育事業が５施設事業開始（受入枠73名分拡大）
平成 28 年度	・小規模保育事業が５施設事業開始（受入枠88名分拡大）
平成 29 年度	・みなみ保育園定員増員変更（受入枠59名分拡大） ・旭ヶ丘第二幼稚園が旭ヶ丘第二こども園（幼保連携型認定こども園）へ移行（受入枠43名分拡大） ・小規模保育事業が３施設事業開始（受入枠57名分拡大）
平成 30 年度	・小規模保育事業が３施設事業開始（受入枠57名分拡大）
令和元年度	・じょうぶし保育園開園（受入枠160名分拡大） ・外山幼稚園がとやまこども園（幼保連携型認定こども園）へ移行（受入枠90名分拡大） ・小規模保育園こすも開園（受入枠19名分拡大）
令和５年度	・小規模保育事業が１施設事業開始（受入枠19名分拡大）
令和６年度	・小規模保育事業が２施設事業開始（受入枠38名分拡大）

（８）教育の状況

高校進学率の推移をみると、横ばいで推移しており、愛知県の数値よりも毎年やや下回る状況で推移しています。

大学進学率の推移をみると、愛知県の数値は国の数値よりも毎年やや上回る状況で推移しています。

■高校・大学進学率の推移（高校進学率は市・県比較、大学進学率は国・県比較）

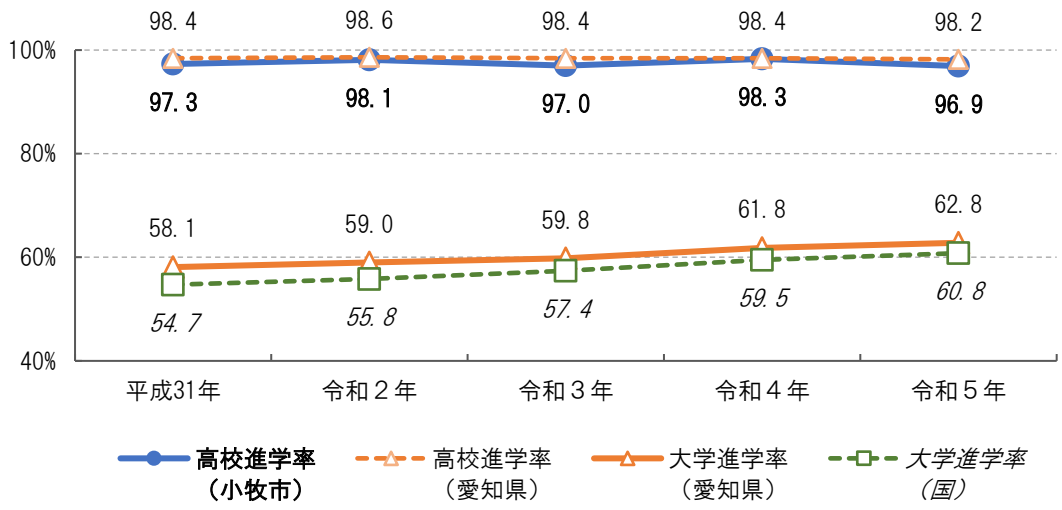

資料：愛知県学校基本調査（進学率は、各年３月）

（９）外国人市民の状況

小牧市の外国人住民数は増加傾向にあり、令和６年では10,788人で、総人口の7.2%を占めています。また、近年はベトナムやフィリピンの国籍を持つ人の増加が顕著です。

市内の公立小・中学校の児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒数は平成29年以降900人台で推移し、総児童生徒に占める割合は増加傾向となっています。

■外国人住民数の推移

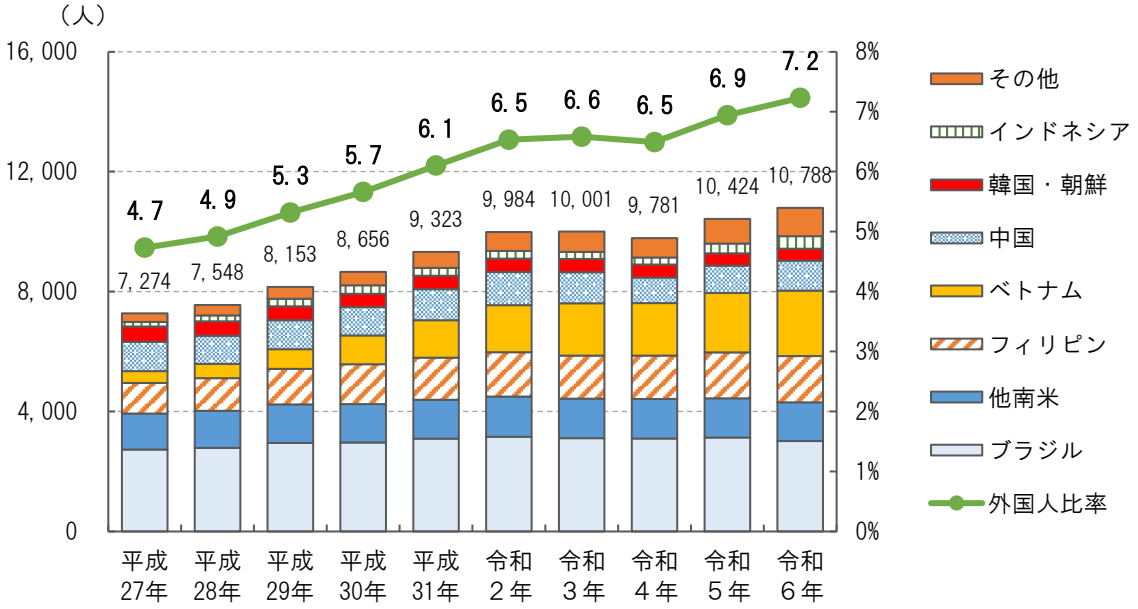

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

■日本語指導が必要な児童生徒数の推移

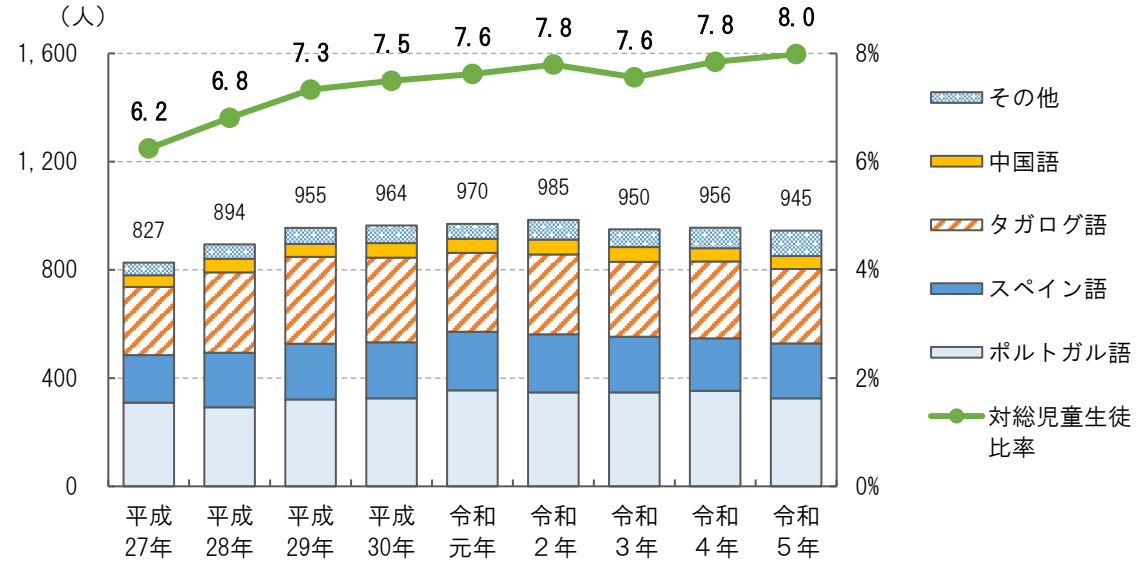

資料：学校教育課（各年５月１日現在）

（10）要保護児童・特別な支援が必要なこどもの状況

児童虐待に関する相談対応件数の推移をみると、令和２年度から令和３年度にかけ大きく増加し359件となりましたが、令和４年度以降は320件台で推移しています。

あさひ学園への通所児童数は、100人前後で推移し、令和５年度は104人となっています。

■児童虐待に関する相談対応件数の推移

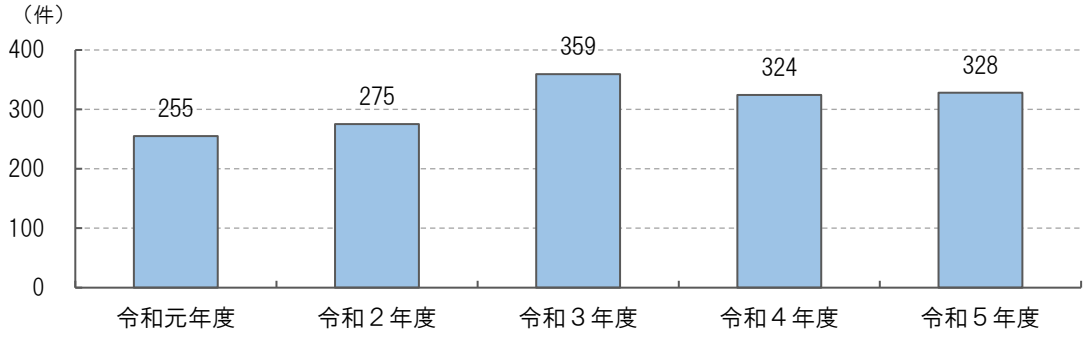

資料：実務者会におけるケース情報の件数

※要保護児童対策地域協議会の件数のうち虐待の実件数のみを算出

■あさひ学園への通所児童数の推移

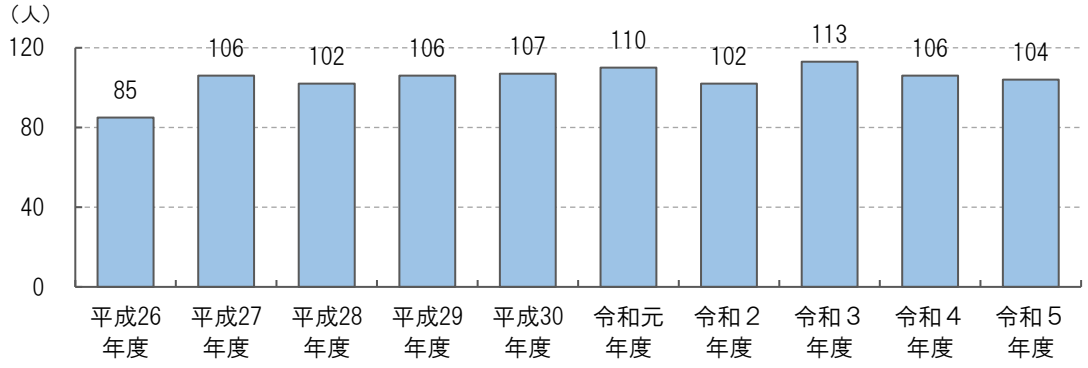

資料：障がい福祉課

放課後等デイサービス事業年間利用者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、令和５年度は571人となっています。また、事業所数も平成26年度の16事業所から令和５年度は36事業所と２倍以上に増加しています。

■放課後等デイサービス事業年間利用者数・事業所数の推移

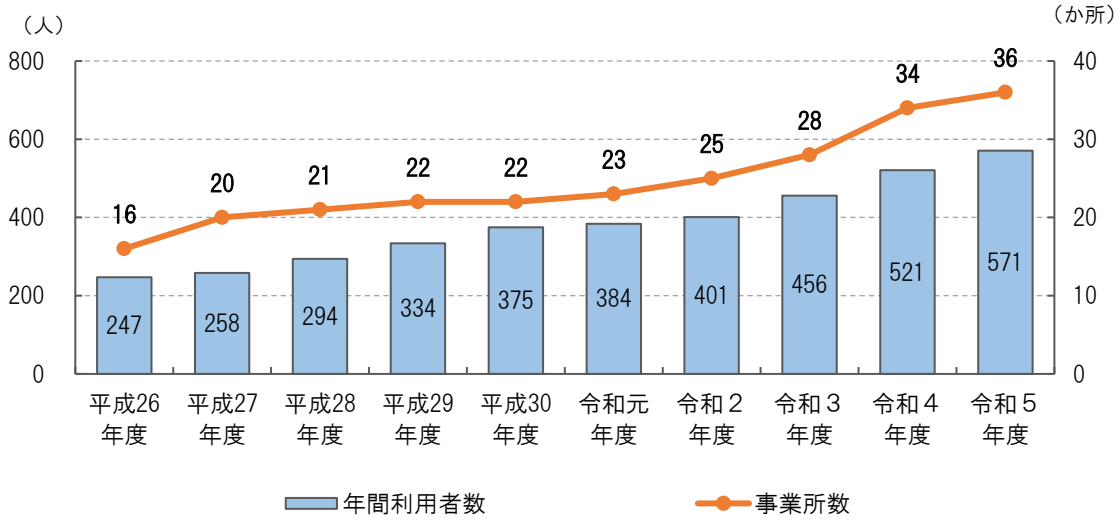

資料：障がい福祉課

（11）経済的支援の状況

生活保護世帯の推移をみると、年々増加し、令和５年には989世帯となり、そのうち18歳以下の児童がいる世帯は81世帯となっています。また、生活保護世帯における18歳以下の児童数の推移をみると、増減はあるものの概ね横ばいとなっています。

要保護・準要保護就学援助費受給者数の推移をみると、小学生・中学生ともに令和３年度までは増加傾向にあり、その後は減少に転じています。また、決算額の推移をみると、小学校費は令和４年度以降大きく減少し、中学校費は概ね横ばいとなっています。

■生活保護世帯及び生活保護受給対象の18歳以下児童数の推移

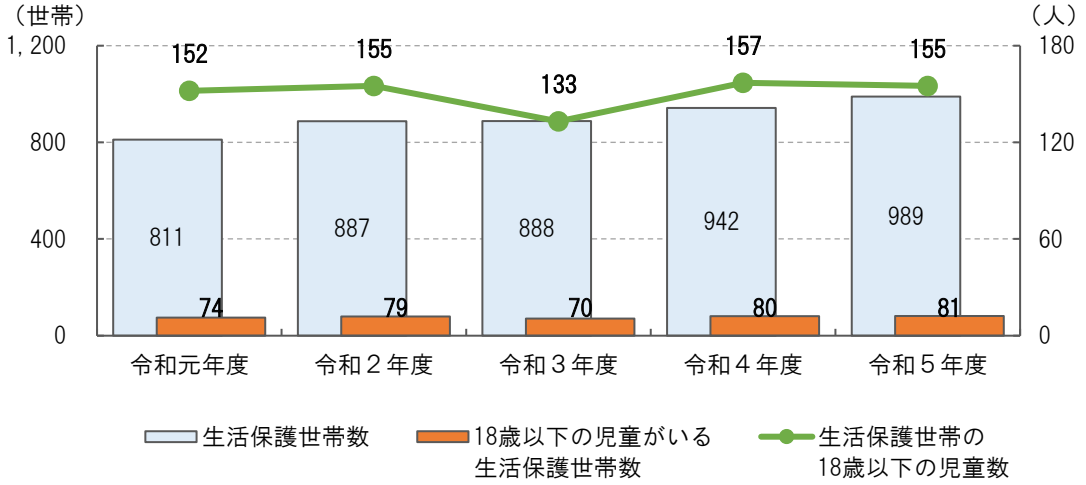

資料：福祉総務課

■要保護・準要保護就学援助費受給者数及び決算額の推移

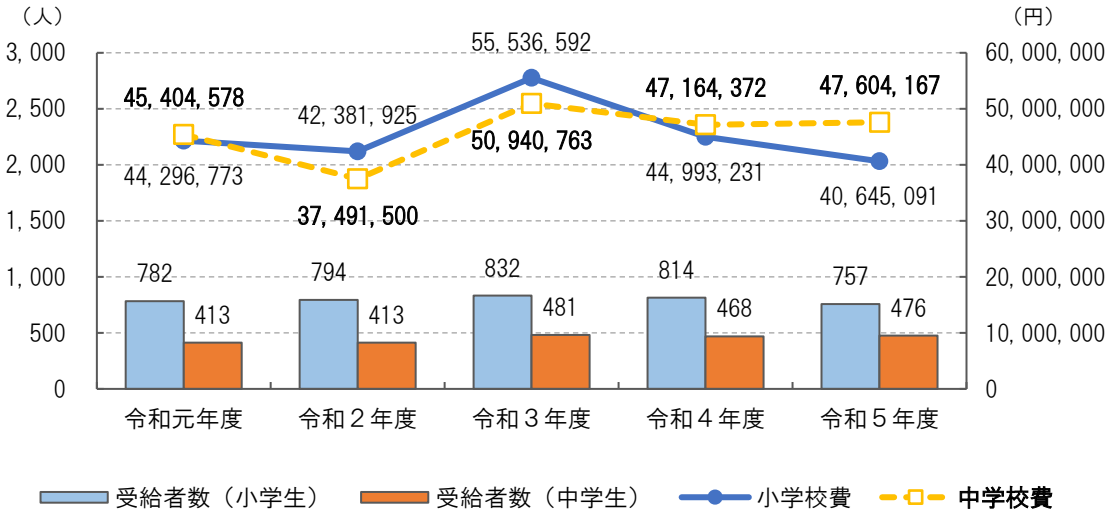

資料：学校教育課

※受給者数は各年度３月31日現在
※決算額は翌年度入学者の新入学児童生徒学用品費事前支給分を含む
※令和２年度はコロナ禍学校休校のため減少
※令和４、５年度は給食費無償化等の対応により減少

2　アンケート結果の概要

（1）調査の目的

本調査は、保育や子育て支援サービスなどのニーズ量の把握とともに、子育て世帯の就労実態や要望などを把握し、計画策定の基礎資料としていくことを目的として実施しました。

（2）調査概要

調査対象	①市内在住の未就学児童の保護者（未就学児童調査） ②市内在住の小学生児童の保護者（就学児童調査） ③市内在住の20歳～40歳の方（一般成人調査）
調査期間	令和６年２月22日（木）～令和６年３月14日（木）
調査方法	郵送配布・郵送回収及びＷＥＢ回答
配布数	①1,500通　②1,500通　③1,500通
有効回答数	①769通　②593通　③378通
有効回答率	①51.3%　②39.5%　③25.2%

（3）調査結果

①　子育て家庭の状況

■主に子育てをしている人

No.	項目	未就学児童（n＝769） 件数	割合(%)	就学児童（n＝593） 件数	割合(%)
1	父母ともに	433	56.3	335	56.5
2	主に母親	329	42.8	246	41.5
3	主に父親	4	0.5	8	1.3
4	主に祖父母	1	0.1	3	0.5
5	その他	2	0.3	1	0.2

0%　100%　0%　100%

子育てを主に行っている方についてみると、「父母ともに」が未就学児童で56.3%、就学児童で56.5%と最も高く、次いで「主に母親」が未就学児童で42.8%、就学児童で41.5%となっています。

■こどもとの同居・近居の状況

No.	項目	未就学児童（n＝769） 件数	割合(%)	就学児童（n＝593） 件数	割合(%)
1	父母ともに同居	669	87.0	495	83.5
2	父が同居(ひとり親家庭)	2	0.3	2	0.3
3	父が同居(母が単身赴任中)	-	-	1	0.2
4	母が同居(ひとり親家庭)	25	3.3	28	4.7
5	母が同居(父が単身赴任中)	15	2.0	13	2.2
6	祖父母が同居	84	10.9	64	10.8
7	祖父母が近くに住んでいる	316	41.1	254	42.8
8	その他	25	3.3	10	1.7

0%　100%　0%　100%

こどもとの同居・近居の状況についてみると、「父母ともに同居」が未就学児童で87.0%、就学児童で83.5%と最も高く、次いで「祖父母が近くに住んでいる」が未就学児童で41.1%、就学児童で42.8%となっています。

■子育てに関する悩みや不安の相談先

No.	項目	未就学児童（n＝544） 件数	割合(%)	就学児童（n＝420） 件数	割合(%)
1	相談相手がいない	9	1.7	22	5.2
2	配偶者・パートナー	397	73.0	296	70.5
3	その他の親族(親・きょうだいなど)	343	63.1	217	51.7
4	隣近所の人・地域の知人・友人	179	32.9	205	48.8
5	職場の人	97	17.8	109	26.0
6	幼稚園・保育園等、学校などの保護者の仲間	89	16.4	60	14.3
7	子育てサークルの仲間	9	1.7	2	0.5
8	保育士・幼稚園の先生・学校の先生	113	20.8	40	9.5
9	医師・保健師・看護師・栄養士	29	5.3	10	2.4
10	家庭児童相談室	1	0.2	1	0.2
11	子育て世代包括支援センター	63	11.6	6	1.4
12	児童館	73	13.4	7	1.7
13	子育てサロンなど(親子のつどいの場)	6	1.1	-	-
14	母子自立支援員	1	0.2	-	-
15	民生・児童委員・主任児童委員	-	-	-	-
16	保健センター	33	6.1	4	1.0
17	保健所	-	-	-	-
18	児童相談所	1	0.2	2	0.5
19	民間の電話相談	-	-	2	0.5
20	その他	14	2.6	9	2.1
21	不明・無回答	6	1.1	5	1.2

0%　100%　0%　100%

悩みや不安を相談する相手についてみると、「配偶者・パートナー」が未就学児童で73.0%、就学児童で70.5%と最も高く、次いで「その他の親族（親・きょうだいなど)」が未就学児童で63.1%、就学児童で51.7%となっています。

また、「相談相手がいない」は未就学児童で1.7%、就学児童で5.2%となっています。

② 母親の就労状況

■母親の就労状況

No.	項目	今回調査						前回調査					
		未就学児童（n＝769）			就学児童（n＝593）			未就学児童（n＝1,104）			就学児童（n＝816）		
		件数	割合（%）		件数	割合（%）		件数	割合（%）		件数	割合（%）	
1	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	149		19.4	188		31.7	179		16.2	205		25.1
2	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	137		17.8	11		1.9	132		12.0	11		1.3
3	パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	205		26.7	280		47.2	278		25.2	382		46.8
4	パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	23		3.0	4		0.7	33		3.0	10		1.2
5	以前は就労していたが、現在は就労していない	238		30.9	93		15.7	434		39.3	143		17.5
6	これまで就労したことがない	12		1.6	10		1.7	15		1.4	19		2.3
7	父親のみ（父子家庭）	5		0.7	6		1.0	-		-	-		-
8	不明・無回答	0		0.0	1		0.2	33		3.0	46		5.6
			0% 50%			0% 50%			0% 50%			0% 50%	

「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」母親は、未就学児童では66.9%、就学児童では81.5%となり、いずれも前回調査より高くなっています。

■〈就労していない・就労したことがない〉母親の今後の就労意向

No.	項目	今回調査						前回調査					
		未就学児童（n＝250）			就学児童（n＝103）			未就学児童（n＝449）			就学児童（n＝162）		
		件数	割合（%）		件数	割合（%）		件数	割合（%）		件数	割合（%）	
1	働く予定はない（子育てや家事などに専念したい・働くことができないなど）	63		25.2	42		40.8	75		16.7	48		29.6
2	1年後より先に働きたい	116		46.4	23		22.3	199		44.3	40		24.7
3	すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい	71		28.4	38		36.9	106		23.6	57		35.2
			0% 50%			0% 50%			0% 50%			0% 50%	

現在就労していない母親の今後の就労意向は、未就学児童では「１年後より先に働きたい」が46.4%、就学児童では「働く予定はない」が40.8%と最も高くなっています。

一方、「すぐにでも、もしくは１年以内に働きたい」母親は、前回調査より未就学児童で4.8ポイント、就学児童で1.7ポイント高くなっています。

③　幼稚園、保育園等の利用について

■幼稚園、保育園等サービスの定期的な利用の有無

No.	項目	今回調査 未就学児童（n＝769） 件数	割合（%）	前回調査 未就学児童（n＝1,104） 件数	割合（%）
1	利用している	449	58.4	606	54.9
2	利用していない	320	41.6	490	44.4

0%　100%　0%　100%

幼稚園、保育園等サービスの定期的な利用の有無をみると、「利用している」が58.4%、「利用していない」が41.6%となり、前回調査と大きな変化はありませんでした。

■利用している事業

No.	項目	今回調査 未就学児童（n＝449） 件数	割合（%）	前回調査 未就学児童（n＝606） 件数	割合（%）
1	幼稚園	179	39.9	237	39.1
2	幼稚園の預かり保育	46	10.2	43	7.1
3	保育園	207	46.1	277	45.7
4	認定こども園	10	2.2	10	1.7
5	小規模保育施設	29	6.5	41	6.8
6	事業所内保育施設	5	1.1	12	2.0
7	認可外の保育施設	16	3.6	11	1.8
8	ファミリー・サポート・センター	1	0.2	3	0.5
9	その他	23	5.1	20	3.3

0%　50%　0%　50%

平日に利用している施設やサービスについてみると、「保育園」が46.1%と最も高く、次いで「幼稚園」が39.9%となっています。

前回調査と大きな変化はないものの、「幼稚園の預かり保育」が3.1ポイント高くなっています。

■未利用者の今後利用意向

No.	項目	今回調査 未就学児童（n=320） 件数	割合(%)	前回調査 未就学児童（n=490） 件数	割合(%)
1	利用しようと考えている	282	88.1	340	69.4
2	利用する予定はない	38	11.9	13	2.7
3	不明・無回答	0	0.0	137	28.0

0%　100%　0%　100%

■希望する利用開始年齢

No.	項目	今回調査 未就学児童（n=282） 件数	割合(%)	前回調査 未就学児童（n=340） 件数	割合(%)
1	0歳	12	4.3	0	0.0
2	1歳	70	24.8	63	18.5
3	2歳	52	18.4	39	11.5
4	3歳	130	46.1	186	54.7
5	4歳以上	18	6.4	43	12.6

0%　60%　0%　60%

今後の施設やサービスの利用意向についてみると、「利用しようと考えている」が88.1%となり、前回調査よりも高くなっています。

また、こどもが何歳になったら利用したいかについてみると、「３歳」が46.1%と最も高く、次いで「１歳」が24.8%となっています。前回調査との比較をみると、「１歳」「２歳」の割合が高くなっています。

■利用したい事業

No.	項目	今回調査 未就学児童（n＝769） 件数	割合（%）	前回調査 未就学児童（n＝1,104） 件数	割合（%）
1	幼稚園	392	51.0	576	52.2
2	幼稚園の預かり保育	220	28.6	325	29.4
3	保育園	414	53.8	613	55.5
4	認定こども園	178	23.1	253	22.9
5	小規模保育施設	84	10.9	121	11.0
6	家庭的保育施設	18	2.3	25	2.3
7	事業所内保育施設	38	4.9	71	6.4
8	市の認証・認定保育施設	34	4.4	76	6.9
9	認可外の保育施設	10	1.3	11	1.0
10	居宅訪問型保育	37	4.8	42	3.8
11	ファミリー・サポート・センター	53	6.9	54	4.9
12	親が自宅で保育する	99	12.9	148	13.4
13	その他	5	0.7	13	1.2

0%　60%　0%　60%

現在の利用状況にかかわらず、平日に定期的に利用したいと考える施設やサービスについてみると、「保育園」が53.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が51.0%となっています。

また、前回調査と大きな変化はありません。

④　放課後や休日のこどもの過ごし方について

■放課後や休日の過ごし方

No.	項目	就学児童（n＝593）					
		平日			休日		
		件数	割合（%）		件数	割合（%）	
1	自宅で学習や読書	291		49.1	206		34.7
2	自宅で自由に過ごす（テレビやゲームなど）	413		69.6	495		83.5
3	祖父母等の親族の家で過ごす	48		8.1	111		18.7
4	友達と自由に過ごす	259		43.7	225		37.9
5	学習塾で勉強する	73		12.3	19		3.2
6	ピアノや習字などの習い事（地域のスポーツクラブ含む）	271		45.7	238		40.1
7	学校で部活動をしている	67		11.3	7		1.2
8	児童館に行っている	47		7.9	42		7.1
9	放課後子ども教室に行っている	12		2.0	-		-
10	放課後児童クラブに行っている	105		17.7	3		0.5
11	ファミリー・サポート・センターを利用している	-		-	1		0.2
12	図書館に行っている	5		0.8	30		5.1
13	家族と外出する	39		6.6	432		72.8
14	地域のボランティア活動に参加する	-		-	3		0.5
15	放課後等デイサービスに行っている	13		2.2	4		0.7
16	その他	1		0.2	4		0.7
			0% 100%			0% 100%	

放課後や休日の過ごし方についてみると、「自宅で自由に過ごす（テレビやゲームなど）」が平日で69.6%、休日で83.5%と最も高く、次いで平日では「自宅で学習や読書」が49.1%、休日では「家族と外出する」が72.8%となっています。

■ ＜低学年時期＞ 放課後の過ごし方の希望

No.	項目	今回調査 未就学児童（n＝188） 件数	割合（%）	前回調査 未就学児童（n＝130） 件数	割合（%）
1	自宅	127	67.6	70	53.8
2	祖父母宅や友人・知人宅	22	11.7	11	8.5
3	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	90	47.9	60	46.2
4	児童館	38	20.2	10	7.7
5	放課後子ども教室	20	10.6	14	10.8
6	放課後児童クラブ	74	39.4	56	43.1
7	ファミリー・サポート・センター	2	1.1	0	0.0
8	その他（公民館、公園など）	41	21.8	23	17.7

0%　100%　0%　100%

就学後、小学校低学年（１～３年生）のうちは放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについてみると、「自宅」が67.6%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が47.9%となっています。

前回調査との比較をみると、「自宅」の希望が大きく増加しています。

■ ＜高学年時期＞ 放課後の過ごし方の希望

No.	項目	今回調査 未就学児童（n＝188） 件数	割合（%）	前回調査 未就学児童（n＝130） 件数	割合（%）
1	自宅	140	74.5	96	73.8
2	祖父母宅や友人・知人宅	29	15.4	17	13.1
3	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	112	59.6	80	61.5
4	児童館	53	28.2	13	10.0
5	放課後子ども教室	24	12.8	13	10.0
6	放課後児童クラブ	42	22.3	32	24.6
7	ファミリー・サポート・センター	2	1.1	0	0.0
8	その他（公民館、公園など）	55	29.3	26	20.0

0%　100%　0%　100%

小学校高学年（４～６年生）になったら放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについてみると、「自宅」が74.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が59.6%となっています。

前回調査との比較をみると、「児童館」の希望が大きく増加しています。

⑤　子育て支援について

■子育て支援施策として市に期待すること

No.	項目	未就学児童（n＝769） 件数	割合(%)	就学児童（n＝593） 件数	割合(%)
1	妊娠・出産期の支援	244	31.7	86	14.5
2	子育てしやすいまちの環境面の充実	328	42.7	248	41.8
3	様々な遊びや体験の場の整備	267	34.7	224	37.8
4	子育てに関する交流や相談の場の整備	60	7.8	47	7.9
5	保護者の就労支援	131	17.0	78	13.2
6	家庭への経済的な支援	359	46.7	265	44.7
7	特別な事情のある児童の育成支援	38	4.9	56	9.4
8	その他	13	1.7	25	4.2

0%　100%　0%　100%

■家庭への経済的な支援

No.	項目	未就学児童（n＝359） 件数	割合(%)	就学児童（n＝265） 件数	割合(%)
1	児童手当やひとり親手当などの経済的な支援の充実	140	39.0	62	23.4
2	高等学校の入学もしくは進学後に必要な費用の支援(制服代、学費など)	104	29.0	110	41.5
3	大学・専門学校等の入学もしくは進学後に必要な費用の支援(入学金、学費など)	95	26.5	77	29.1
4	経済的に恵まれない児童の学習環境の確保(無料の学習塾など)	3	0.8	4	1.5
5	経済的に恵まれない児童の居場所の確保(子ども食堂など)	8	2.2	4	1.5
6	その他	9	2.5	8	3.0

0%　100%　0%　100%

子育て支援施策として市に期待することは、「家庭への経済的な支援」が未就学児童で46.7%、就学児童で44.7%と最も高く、次いで「子育てしやすいまちの環境面の充実」が未就学児童で42.7%、就学児童で41.8%となっています。

家庭への経済的な支援についてみると、未就学児童では「児童手当やひとり親手当などの経済的な支援の充実」が39.0%、就学児童では「高等学校の入学もしくは進学後に必要な費用の支援（制服代、学費など）」が41.5%とそれぞれ最も高くなっています。

３　子育てワークショップの概要

（１）ワークショップ開催の目的

子育て当事者の声を聞き、本市の子育て環境の実態を把握するとともに、課題の抽出など本計画策定における基礎資料の収集を目的に開催しました。

併せて、子育て世代の交流促進も目的として、開催しました。

（２）実施概要

①　味岡児童館

参加者	運動あそびクラブに参加しているこどもの保護者
実施日時	令和６年７月13日（土）　10：00～10：40
実施方法	２グループ（１グループ３～４名）に分かれ、『本市の子育て施策に期待すること』をテーマに意見交換をしました。

②　すくすくパオーンルーム（子育て世代包括支援センター）

参加者	すくすくパオーンルームのお誕生日会イベントに参加していたこどもの保護者
実施日時	令和６年８月29日（木）　イベント終了後～12：00
実施方法	３グループ（１グループ３～５名）に分かれ、『本市の良いところ』や『本市の子育てに関する課題』をテーマに意見交換をしました。

③　小牧南児童館

参加者	運動あそびクラブに参加しているこどもの保護者
実施日時	令和６年９月25日（水）　16：00～16：40
実施方法	３グループ（１グループ５名）に分かれ、『本市の子育てに関する課題』からグループテーマを決め、課題解決のアイデア出しなど、意見交換をしました。

4　こども・若者等の意見

本計画では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもや若者の意見を取り入れながら施策の推進を図っていくため、下記のインタビューや高校生のワークショップを行いました。

（1）年長児等へのインタビュー実施概要

①　味岡児童館

参加者	運動あそびクラブに参加しているこども（10名）
実施日時	令和６年７月13日（土）　10：40～11：00
実施方法	運動あそびクラブに参加している年長児に下記内容のインタビューを行いました。 ▶楽しい時はどんな時？ ▶どんな遊びが好き？ ▶大人になったら何になりたい？

②　小牧南児童館

参加者	運動あそびクラブに参加しているこどもとその兄弟（20名程度）
実施日時	令和６年９月25日（水）　16：00～16：40
実施方法	運動あそびクラブの時間を利用し、参加者の年長児とその兄弟に遊びをとおして下記内容のインタビューを行いました。 ▶楽しい時はどんな時？ ▶どんな遊びが好き？ ▶大人になったら何になりたい？

（2）手まり塾（ボランティアによる日本語学習塾）生徒インタビュー

参加者	手まり塾生徒（15名）
実施日時	令和６年９月21日（土）　17：00～
実施方法	手まり塾に参加している小学生から高校生の児童・生徒15名に、居場所に関する質問をアンケート形式で行いました。

（３）高校生ワークショップ

参加者	高校生（10名）
実施日時	令和６年８月21日（水）　16：00～17：00
実施方法	３グループに分かれて結婚・出産・子育てについてペルソナを用いたワークショップを実施しました。

（４）こども食堂アンケート

参加者	小牧児童館で実施のこども食堂参加者（こども57名・保護者７名）
実施日時	令和６年８月26日（月）　16：00～17：00
実施方法	こども食堂に参加しているこどもに、こども食堂の参加状況、参加意向、居場所について、保護者にはこども食堂の利用状況、認知度・イメージ、今後の利用意向等の質問をアンケート形式で行いました。

５　アンケート等からみる本市の課題

（１）高まる母親の就労意向への対応

令和５年度に実施した「こども・子育てに関するアンケート調査」（以下、「アンケート」という。）では、就労している母親は未就学児童で７割弱、就学児童で８割強となっています。さらに、５年前の調査と比較すると、未就学児童では、就労している母親が１割程度増加しており、特にフルタイムで働く母親が増えています。

また、就労していない母親のうち未就学児童では約３割、就学児童では３割以上が１年以内には就労したいと回答しており、母親の就労意向が高まっています。

このことから、保護者が希望する時期に就労できるよう、ニーズに即した教育・保育事業の提供体制の確保と放課後児童クラブの柔軟な受け入れ体制の整備が必要です。

（２）周囲の援助が得られない、相談先がない家庭への支援

アンケートでは、祖父母が同居している、近居である家庭が半数程度あり、孤立する可能性のある家庭は少ないものの、ひとり親家庭や日常的にワンオペの家庭が一定数いることから、乳児家庭全戸訪問事業などの機会を捉えるなど、リスク家庭の把握を行うとともに、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、切れ目ない支援を行う体制の整備が重要です。

また、子育てに関する悩みや不安の相談先は、配偶者・パートナーなどの親族や知人友人が大半を占め、多くの方は気軽に相談ができる環境にありますが、わずかにいる「相談相手がいない」方が相談先として子育て世代包括支援センターなどの公的機関を選択できるよう、周知が必要となります。

（３）多様化する幼児教育・保育ニーズへの対応

アンケートでは、現在の利用状況にかかわらず、平日に定期的に利用したい教育・保育の事業は「保育園」と「幼稚園」がともに５割以上と高くなっています。また、実利用２％の「認定こども園」は２割以上の希望となり、実利用と希望の乖離が大きくなっています。

今後、幼稚園や保育園等のこどもを預かる施設やサービスを定期的に利用しようと思っている方のうち、２割強は１歳から、２割弱は２歳からの利用を希望しており、５年前の調査より低年齢での利用意向が高まっています。

多様化する幼児教育・保育ニーズに応えるため、保育園等の整備や充実、教育・保育の質の向上のための支援が必要です。

（４）子育て環境の充実に向けた支援

アンケートでは、市の子育て支援施策として期待することは、未就学児童・就学児童ともに「家庭への経済的な支援」が最も高くなっています。

支援項目をみると、未就学児童では「児童手当やひとり親手当などの経済的な支援の充実」、就学児童では「高等学校の入学もしくは進学後に必要な費用の支援（制服代、学費など）」がそれぞれ最も高くなっています。

また、市民からの意見では、大学の学費など、こどもが大きくなった時の教育費を心配する声も多くありました。

日本経済の長期低迷、昨今の様々な要因が絡み合った物価高騰を受け、経済的支援が強く求められていることがうかがえ、特に支援を必要とする家庭のみならず、すべての子育て家庭へ支援が行き届く対策が必要です。併せて、家庭の経済状況によって、こどもが夢や希望をあきらめることがないよう、必要な支援体制を整備する必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

こども基本法及びこども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、こども・若者の声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体としてこども施策に取り組むことが重要です。

このような状況に対応していくため、本計画では、これまで推進してきた**「みんなでつながり・支え合い　こどもの笑顔があふれる未来　こども夢・チャレンジNo.1 都市 こまき」**の基本理念を継承し、こどもが個人として尊重され、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべてのこどもや若者が心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができ、すべての人がこどもと一緒に元気になれるまち、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

■■小牧市地域こども子育て条例■■

条例の目的

こどもを中心に世代を越えて
全ての人がつながり
地域全体で子育てや子育ちを
支え合うまちの実現

■■小牧市地域ブランドコンセプト■■

夢・チャレンジ　始まりの地　小牧

■■小牧市まちづくり推進計画■■

都市ヴィジョン

こども夢・チャレンジ No.1 都市

小牧市こども計画　基本理念

みんなでつながり・支え合い

こどもの笑顔があふれる未来

こども夢・チャレンジ No.1 都市　こまき

【目指すビジョン】

①こどもの夢・未来をそだてよう

②こどもの居場所をつくろう

③こどもの貧困をなくそう

【基本目標】

1　こども・若者の権利を保障します

2　地域の子育て・子育ちを支援します

3　子育て家庭を支援します

4　幼児教育・保育サービスを充実します

5　親子が心身健やかに育み合うことを支援します

6　若い世代を支援します

7　配慮を必要とするこども・若者・家庭を支援します

施 策（現状と課題・施策の方向性・具体的な取組）

２　計画の『目指すビジョン』

計画の基本理念を実現するためには、計画の体系に基づき位置づけられたそれぞれの取組を推進していくことはもちろんのこと、こども・子育てに関わるすべての人が連携し、世代や立場を越えて、取組を推進することが重要です。

本計画に関わるすべての人が共有できる、わかりやすい将来の姿を『目指すビジョン』として定めます。

ビジョン①：こどもの夢・未来をそだてよう

本市の特徴である「子育て支援が充実している」姿を一層高め、「こどもを中心に世代を越えて、市民がつながり、支え合う、住みよいまち」を目指して制定した「こども夢・チャレンジNo.１都市宣言」や、「小牧市地域こども子育て条例」の理念を実現するため、こどもの夢や未来への挑戦をまち全体で支援していくためのあらゆる取組の推進に努めます。

ビジョン②：こどもの居場所をつくろう

こどもの健やかな成長のためには、様々な状況に応じて、こどもや保護者が身を置くことのできる居場所、あるいは精神的なよりどころとなる心の居場所が必要です。また、地域においては、地域の大人や友達と一緒に食事や勉強、活動などを行い、社会性や規則正しい生活習慣を獲得し、世帯の孤立等を防止することができる居場所を確立することが重要です。

本市では、保育園や小学校、児童館などを活用してこどもの居場所となる活動場所をつくり、こどもの自主的な遊びや学習を通してこどもの育ちを支援していきます。

ビジョン③：こどもの貧困をなくそう

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」の基本理念に基づき、こどもの将来がその生まれ育った環境において左右されたり、教育の機会が失われたりすることのないよう、こどもの貧困対策を総合的、効果的に推進するため、各種取組を横断的に推進します。

３　計画の基本目標

各施策の「現状と課題」から導かれた「施策の方向性」や「具体的な取組」を体系化し、次の７つの『基本目標』を設定します。

基本目標１　こども・若者の権利を保障します

こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格を持った個人として尊重し、こども・若者の最善の利益を図る視点に立った施策・事業を推進します。また、若者が社会的な自立を果たし、充実した心豊かな生活を送ることができるように支援します。

基本目標２　地域の子育て・子育ちを支援します

こどもの夢へのチャレンジを応援する仕組みを整えるとともに、こども自身が新しいチャレンジに一歩踏み出す気運を醸成します。

行政によるサービスだけでなく、地域における支え合いや見守りの中でこどもを育てていけるよう、地域での交流の場を確保するとともに、地域住民の子育て支援の意識の向上を図ります。

基本目標３　子育て家庭を支援します

すべての家庭にはそれぞれのニーズがあり、多様なニーズに応じた適切な支援が行き届くように、子育て支援サービス等の仕組みの充実を図るとともに、相談支援、ネットワークづくりや情報提供の方法を充実します。

基本目標４　幼児教育・保育サービスを充実します

すべてのこどもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、質の高い幼児期の教育・保育の充実を図ります。

また、多様化するライフスタイルにより様々な事情を抱えた保護者のニーズに応えるため、民間事業者が運営する保育園、認定こども園はもとより、幼稚園とも連携し、すべてのこどもに必要な保育または教育の機会が提供できるような環境づくりを目指します。

基本目標５　親子が心身健やかに育み合うことを支援します

妊娠・出産期からこどもの成長の各段階において、親子の健康を確保するための母子保健に関する取組を強化します。

また、誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、関係機関と連携を図りながら、切れ目のない支援を行います。

基本目標６　若い世代を支援します

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望をかなえるための支援を行います。

また、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの切れ目ない支援に取り組みます。

基本目標７　配慮を必要とするこども・若者・家庭を支援します

困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮に努めます。

また、児童虐待については、相談支援などによる虐待の未然防止に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。

4　施策の体系

みんなでつながり・支え合い　こどもの笑顔があふれる未来
こども夢・チャレンジ No.1 都市 こまき

ビジョン①
こどもの夢・未来をそだてよう

ビジョン②
こどもの居場所をつくろう

ビジョン③
こどもの貧困をなくそう

基本目標	
1　こども・若者の権利を保障します	（1）こども・若者の権利を守る環境づくり
2　地域の子育て・子育ちを支援します	（1）こどもの夢・チャレンジの応援
	（2）地域での交流の場の充実
	（3）こども・若者の居場所づくり
3　子育て家庭を支援します	（1）子育てと仕事の両立支援の充実
	（2）相談と情報提供の充実
	（3）経済的支援策の充実
4　幼児教育・保育サービスを充実します	（1）安全・安心な保育環境の整備
	（2）多様な幼児教育・保育ニーズに応える支援の推進
5　親子が心身健やかに育み合うことを支援します	（1）妊娠・出産期の支援の充実
	（2）産後の支援の充実
6　若い世代を支援します	（1）就労支援、雇用と経済的基盤安定への支援
	（2）結婚を希望する人への支援
	（3）こども・若者の心身の健やかな成長の支援
	（4）こども・若者やその家族に対する相談支援
7　配慮を必要とするこども・若者・家庭を支援します	（1）ひとり親家庭の自立支援の推進
	（2）児童虐待防止対策の充実
	（3）障がい児、医療的ケア児施策の充実
	（4）こども・若者の貧困対策の充実
	（5）外国人など配慮が必要な家庭への支援の充実

第４章　施策の展開

基本目標１　こども・若者の権利を保障します

施策（１）こども・若者の権利を守る環境づくり

現状と課題

○こども基本法では、こども施策の基本理念として、すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、

✓自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること
✓意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること

が掲げられており、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められています。

○こども・若者にとって社会参画や意見表明の機会の場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、あらゆるこども・若者が家庭や学校、地域などにおいて、日常的に意見を言い合える機会や、その意見が尊重される機会を持つことができるよう、こども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成が必要となっています。

市民からの意見・要望

▶高校１年生の11.5%は、日本の社会をみて一番の問題は「若者の意見が認められない」ことだと思うと回答しています。＜「少年の生活意識と行動」の実態調査＞

施策の方向性

こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知していきます。
こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実に取り組みます。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	【新規】 こども・若者の権利擁護	こども・若者の最善の利益が優先されるよう、すべてのこどもと家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援を行います。	こども政策課 子育て世代包括支援センター
2	【新規】 こども・若者の権利の周知・啓発	こども・若者の権利について、すべての人に対して広く周知・啓発を行い、社会全体でこどもの権利を保障します。	こども政策課 多世代交流プラザ 子育て世代包括支援センター 幼児教育・保育課 市民安全課
3	【新規】 こども・若者の社会参画の促進	こども・若者が会議やイベントなどの企画を通して、自らの意見を述べたり、提案できたりする機会をつくるとともに、広く情報発信することで、市民への権利の理解・協力を促進します。 また、年２回発行している「こども広報」に、こどもの意見を募集するコーナー（「わたしの提案」）を掲載し、届いた提案を今後の市政運営の参考とするとともに、こどもが市政に対して提案できる機会の周知に努めます。	広報広聴課 こども政策課 多世代交流プラザ
4	高校生等社会参画事業	高校生等が身近な課題や関心事について自らプロジェクトを立ち上げ、課題解決を目指して活動することで、地域や社会に主体的に関わる意識や自己肯定感を育みます。	こども政策課
5	【新規】 こどもの権利相談窓口の設置	子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して救済を図るため、子どもや保護者などからの相談・申立てに対応するこどもの権利救済窓口を設置します。	こども政策課
6	性の多様性への理解促進	誰もが性別・性自認・性的指向に関わりなく人権が尊重される社会の実現をめざすため、多様な生き方や性のあり方に対する差別や偏見を解消し、正しい理解を広めます。	保健センター 多世代交流プラザ

基本目標２　地域の子育て・子育ちを支援します

施策（１）こどもの夢・チャレンジの応援

現状と課題

○「こどもを中心に世代を越えて、市民がつながり、支え合う、住みよいまち」を目指して、平成27年５月に「こども夢・チャレンジNo.１都市宣言」を行いました。
これを踏まえ、平成28年４月１日に「小牧市地域こども子育て条例」を施行し、地域全体で子育てや子育ちを支え合うまちを実現することを目指して、各種取組を行っています。

市民からの意見・要望

▶習い事などもっと気軽に体験できる機会が欲しい。＜子育て世帯ワークショップ＞

▶自分が知らないことや新しいことに取り組んでみたい。＜外国にルーツをもつこどもへのインタビュー＞

▶将来の夢は、建築士・サッカー選手・パティシエ・アイドル・お花屋さん・教師など。＜年中児へのインタビュー＞

施策の方向性

「こどもが自分でやりたいこと＝夢」を語り、こどもの夢をカタチにする仕組みをつくり、こどもの夢へのチャレンジを応援します。

また、事業を広報、ホームページなどで広く周知し、意欲と能力のある青少年が新しいチャレンジに自ら一歩を踏み出す気運を醸成します。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	「夢の教室」開催事業	「夢先生」となったスポーツ選手などが学校の教壇に立ち、夢や目標を持つことの素晴らしさ、夢や目標に向かって努力することの大切さ、フェアプレーや助け合いの精神を育みます。	学校教育課

No.	取　組	内　容	担当課
2	夢にチャレンジ助成金支給事業	こどもの夢の実現を応援するため、市内在住、在学の中学生、高校生、大学生、社会人等を対象に助成金を支給します。	こども政策課
3	学習支援事業駒来塾	家庭環境により家で学習する機会がない、経済的理由により学習塾に通えないなど、学習意欲があっても学力の定着が進んでいない中学生を対象に教員ＯＢや教員を志望する大学生など地域の協力を得て、一定レベルの学力が定着できるように学習支援活動を行います。	こども政策課
4	こまきこども未来館の運営	こまきこども未来館は、学校や家庭では体験できない講座など、こども達にこれからの未来を力強く生き抜く力を育てる豊かな「学び」を提供する、本市の中央児童館としての充実を図ります。	多世代交流プラザ
5	児童館における外国文化に親しむ機会の創出	児童館でこどもたちが外国文化に親しむ機会を創出することにより、創造性、豊かな心、意思決定力など将来の可能性を広げる力を自然に身につけられるきっかけづくりを行います。	多世代交流プラザ
6	【新規】 児童館における外国にルーツを持つ児童への日本語学習支援	児童館で、外国にルーツを持つ児童と日本の児童が交流する中で、日本語及びそれぞれの母国や日本の文化・習慣を学ぶことのできる場を創出します。	多世代交流プラザ
7	自然環境学習（水生生物調査など）の実施	生物多様性の大切さを実感できるように、自然観察の機会や場を提供し、生物と身近にふれあえる機会と場を創出します。	環境対策課
8	大学生等海外留学奨学金	海外での学び、交流を通じ、国際的な視野を持った人材育成を図るとともに、青少年の夢へのチャレンジを育む環境づくりを行うため、海外留学への奨学金を支給します。	こども政策課

施策（２）地域での交流の場の充実

現状と課題

○安心して子育てをしていくためには、身近な地域における関わりのなかで、子育てについての助言や手助けを受けられる環境が整備されていることが重要です。

○地域で同年代や様々な年代との交流ができることも、こどもの成長において重要です。

○本市では市の子育て支援の中核施設として、こまきこども未来館を整備し、世代を越えた人々の交流が生まれる居場所づくりを目指して運営しています。

○アンケートによると、市の施策として期待することは、「子育てしやすいまちの環境面での充実」が高くなっており、子育てをしていく中での負担を軽減できる環境の整備が求められています。

市民からの意見・要望

▶日曜日は小牧南児童館も北里児童館も休み、第３月曜日はこまきこども未来館も休みなど、近場で休みがかぶっている。＜子育て世帯ワークショップ＞

▶こまきこども未来館の無料化がありがたい。＜子育て世帯ワークショップ＞

▶こまきこども未来館みたいな場所がもっと欲しい!!（無料で遊びまわれる所）＜子育て世帯ワークショップ＞

▶児童館では工作やブロック遊びが楽しい。＜年長児へのインタビュー＞

施策の方向性

地域における親子同士の交流の場を拡充するとともに、地域における子育て支援の担い手の裾野を広げ、地域社会全体で親子を見守る環境づくりを進めます。また、こどもが地域の中で様々な年代の人と関わりながら、豊かな心を育み、社会性や創造性を身につけて成長できる機会の充実を図ります。

地域の実情に応じて、老人福祉施設訪問等の世代間交流事業、地域における異年齢児交流事業を実施し、幼稚園・保育園・認定こども園の地域に開かれた活動を促進するとともに、こどもたちに豊かな「学び」を提供し、多様な子育てニーズに応えるため、こまきこども未来館の取組を一層充実します。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	地域子育て支援拠点事業	親子の孤立化を防ぎ、地域との関わり合いの中で不安感を緩和しながら子育てができるよう支援します。子育て支援の拠点として、妊娠期から子育て期までの包括的なサポートを行う子育て世代包括支援センターや、児童館の子育て支援室において、親子が気軽に集い、交流できる場・機会を提供します。	多世代交流プラザ 子育て世代包括支援センター
2	こども家庭センターの運営	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、統括支援員を配置して「こども家庭センター」の運営を行います。	子育て世代包括支援センター
3	こまきこども未来館の運営	【再掲】基本目標２－１－５に記載	多世代交流プラザ
4	児童館事業	児童館で行う各種イベント、講座の充実を図るとともに、それらの行事を活用するなどしてこどもを中心とした地域住民交流の拠点とします。また、こどもたちには居心地のよい場を提供し、地域の大人がこどもを見守る仕組みをつくります。	多世代交流プラザ
5	こども食堂の推進	こども食堂の開設や運営の相談に応じて、関係部署との連携を図り、助言・支援へつなげます。また、児童館と連携したこども食堂の運営を支援します。	多世代交流プラザ
6	【新規】 中高生の居場所づくり	放課後等に気軽に児童館に立ち寄り、自由な時間を安心して過ごすことのできる居場所づくりを進めます。	多世代交流プラザ
7	地域活動の支援	地域協議会、地域の子ども会の活動を支援します。	支え合い協働推進課 多世代交流プラザ
8	地域３あい事業	地域ぐるみで子育てに関わること、お年寄りを支えることができる地域づくりを目指し、地区の集会所などを活用したふれあいや学び合い活動を実施します。	文化・スポーツ課
9	幼稚園・保育園・認定こども園の地域活動事業	地域に開かれた園として、それぞれの地域に応じた活動を実施します。老人福祉施設訪問ではふれあい遊びなどを通して、交流を深めていきます。	幼児教育・保育課

No.	取　組	内　容	担当課
10	幼稚園・保育園・認定こども園の地域開放	園庭開放、園内見学を通して、保護者同士の情報交換や子育ての悩み相談の場を提供し育児支援を行います。	幼児教育・保育課
11	学校地域コーディネーター派遣事業	各学校への学校地域コーディネーターの派遣により、学校支援ボランティアの活動支援、児童・生徒の地域活動への参加を促進することで、家庭・学校・地域の連携を促進します。	こども政策課
12	赤ちゃんの駅事業	子育て家庭の保護者が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替えのできる設備を提供できる施設の増加を目指します。	こども政策課

◆ 児童館の施設整備の基本的な考え方 ◆

① これまでの施設整備の経過

児童館は18歳未満のすべてのこどもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、こどもの心身を育成し情操を豊かにすることを目的とした児童福祉施設です。

本市では、昭和55年の味岡児童館開設以降、児童センター、篠岡児童館、小牧児童館、小牧南児童館、北里児童館、西部児童館、大城児童館の計８館を、中学校区に１か所を目安に順次整備してきました。

令和３年には、中部公民館内にありました児童センター並びに中央子育て支援センターの狭隘化(きょうあいか)及び再開発ビルラピオの空床問題が深刻化したことを受け、既存施設が抱えてきた課題を解決するとともに、「こども夢・チャレンジNo.１都市宣言」の理念を実現する本市の中央児童館として、「未来リテラシー（未来を切り拓く力）を育む」をコンセプトに、こどもたちの好奇心や探求心を刺激する様々な遊びや学び、人と人、人と社会の交流の場を提供する「こまきこども未来館」を開設しました。

≪児童館の施設整備状況≫

開設年次	施設名	中学校区	備考
昭和55 年４ 月	味岡児童館 (平成25年１月 味岡児童館建替え)	味岡中学校 (味岡・岩崎中学校)	
昭和57 年４ 月	児童センター	小牧中学校	H30子育て世代包括支援センターに機能移転
平成２ 年４ 月	篠岡児童館	篠岡中学校	
	小牧児童館 (平成22年４月 小牧児童館建替え)	小牧中学校 (小牧中学校)	
	小牧南児童館 (平成21年４月 南部コミュニティセンター内に移設)	応時中学校	
平成４ 年９ 月	北里児童館	北里中学校	
平成17 年11月	西部児童館	小牧西中学校	
平成21 年４ 月	大城児童館	光ヶ丘・桃陵中学校	
令和３ 年３ 月	こまきこども未来館	市内全域	

②　今後の施設整備の方向性

国においても「こどもまんなか社会」の実現に向け様々な施策が実施され、「こどもの居場所づくり」はその重要なピースであり、児童館はその一翼を担うことになります。

このような中、こども家庭庁は、市町村はその定める区域ごとに、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努めなければならないとし、「地域子育て相談機関設置運営要綱」を定めました。本市では、これに基づき、児童館を地域子育て相談機関と定め、すべての子育て世帯や、こどもが身近に相談することができる体制を整えています。「地域子育て相談機関設置運営要綱」では、中学校区に１か所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましいとされていることから、児童館の整備については、引き続き原則、中学校区に１か所を目安として整備することとし、本市では、各児童館において、来館される児童・保護者と積極的に関わりを持つ中で、各行政機関（子育て世代包括支援センター、保健センター）と連携を図り、支援を必要とする児童などに対し、行政等の必要な支援に繋げられるよう取り組みます。

本市の中央児童館であるこまきこども未来館は、開館以来多彩なコンテンツや工夫を凝らしたイベント等、幅広い体験ができる場所として市内外から好評を博しています。また、児童館運営委員、ＰＴＡ連絡協議会代表、児童館父母クラブ代表、学識経験者などで構成する「こまきこども未来館講座運営会議」からも高い評価を受けています。今後も質の高い遊びと体験を継続して提供するとともに、コストの抑制など更なる効率的な運営を図るため、現在の講座開催業務委託の契約期間の終了をもって、直営方式から他の児童館と同様、指定管理への移行を進めます。

なお、こまきこども未来館は、中央児童館という位置付けだけでなく本市における子育て支援の中核施設としての性格を持ち合わせていることを踏まえ、指定管理への移行に当たっては、新たに子ども・子育て支援施策を包括的に行う（仮称）こまきこども若者財団を設立し、当該法人に同館の管理を行わせる方式を採用します。

当該法人は、こまきこども未来館だけでなく、後述する（仮称）こまき子ども・若者総合相談センターの運営や、こども食堂の育成・支援など、こども・若者に対する支援を一体的に担います。これにより、縦割り行政の垣根を越えて、横断的にこども・若者を支援する体制を構築します。

施策（３）こども・若者の居場所づくり

現状と課題

〇こどもにとって放課後は、学校で学んだことや家庭で身に付けたことを活かしながら、自主的・主体的な遊びや生活の体験を通じて、人として生きていくための知恵や社会性を育むことができる大切な時間です。その一方で、こどもたちの放課後の過ごし方は多様化していて、放課後の居場所についてのニーズも大きく、こどもたちの放課後には、多様な生活や学びの場が求められています。

〇自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、すべての人にとって生きる上で不可欠な要素です。

〇すべてのこども・若者・保護者が安全で安心して過ごせる居場所を創出し、地域とのつながりを育むとともに、事業者や行政などが連携し、多様な主体が子育てを支えていく地域社会を築いていくことにより、こども・若者が健やかに成長し、保護者がこどもを育てる喜びを実感できる環境を作っていく必要があります。

市民からの意見・要望

▶「いろんな人と出会える、友人と一緒に過ごせる」場所や「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」場所があれば行ってみたい。<外国にルーツをもつこどもへのインタビュー>

▶学校にいけないこどもたちが過ごせる場所や選択肢を充実させてほしい。<アンケート>

施策の方向性

児童館、放課後子ども総合プラン、こどもの体験活動などの事業の推進を通じて、こどもたちが多様な取組のなかから経験・学びを得ることができ、豊かな人格形成や情操教育につながるように努めます。

また、同年齢・異年齢のこども・若者同士との関わりの中で成長することができるよう、こども・若者同士が遊び、育ち、語り、学び合えるような様々な居場所づくりに努めます。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	児童館事業	【再掲】基本目標２－２－４に記載	多世代交流プラザ
2	こまきこども未来館の運営	【再掲】基本目標２－１－５に記載	多世代交流プラザ
3	こども食堂の推進	【再掲】基本目標２－２－５に記載	多世代交流プラザ
4	小牧市版放課後子ども総合プラン	小学生の安全・安心な放課後の居場所を確保するため、小牧市版放課後子ども総合プランを全小学校にて実施し、多様な活動プログラムに参加できる機会を提供します。	こども政策課
5	放課後子ども教室	全小学校において、安全・安心な放課後の活動拠点を小学校の特別教室などに設け、地域の方の協力を得て、小学生に学びやスポーツ、文化活動などの機会を提供します。	こども政策課
6	こどもの体験活動の推進	心豊かでたくましいこどもを社会全体で育むため、ボランティアや地域の協力を得て、自然体験活動、ジュニアセミナーを実施します。	こども政策課
7	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	待機児童が発生することがないよう、長期休業期間における空き教室の活用等について教育委員会と調整し、活動場所を確保します。 児童クラブ巡回支援アドバイザーの配置や、運営を専門性の高い民間事業者に委託することにより、質の向上を図るとともに、安定的な人材確保を図ります。	こども政策課
8	【新規】土曜日の放課後児童クラブの共同実施	児童の協調性や社会性を養い、支援員の働き方改革を推進するため、利用児童の少ない土曜日の共同開設の実施を検討します。	こども政策課
9	【新規】中高生の居場所づくり	【再掲】基本目標２－２－６に記載	多世代交流プラザ
10	【新規】 放課後児童クラブのDX化推進	入退室管理システムの活用や、加入申込書及び各種届出のオンライン化を促進することで、保護者の利便性の向上を図ります。	こども政策課

※「小牧市版放課後子ども総合プラン」は、保護者の就労・未就労にかかわらず、すべての小学生が多様な体験・活動を行うことができるよう、同一の小学校内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を一体型で実施するものです。

◆ 放課後児童クラブの管理運営の基本的な考え方 ◆

① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割、育成支援の基本

国が示す「放課後児童クラブ運営指針」では、放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童クラブは、児童福祉法及びこども基本法並びに児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの最善の利益を優先して考慮し、育成支援を推進することに努められなければならないとされています。

放課後児童クラブの役割として、児童福祉法第６条の３第２項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後等に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることとされています。

また、育成支援の基本として、家庭、地域等との連携の下、こどもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながらこどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、こどもの健全な育成を図ることを目的とされています。

② 本市における児童クラブの状況

平成７年度に桃ヶ丘児童クラブ開設以降、各小学校に１クラブを順次整備し、平成15年度以降は市内全16小学校区で開設しています。

保護者の働き方の変化等により、小学校児童数が減少傾向にある一方、児童クラブの登録児童数は微増傾向にあり、利用ニーズは引き続き高くなることが想定されるため、児童クラブ支援員の人員確保が課題となっています。

また、令和５年度に実施した「小牧市子ども・子育てに関するアンケート調査」では、「児童クラブの活動内容を充実させてほしい」といった回答が多くなっています。

③ 今後の児童クラブ管理運営の方向性

これまで市内16児童クラブの運営をすべて市が行ってきましたが、全国的には７割超（令和５年５月１日時点）の児童クラブにおいて民間事業者が運営を行っており、民間委託の導入によって、運営の安定化と充実したサービスの提供といった成果を挙げている状況にあります。

本市においても、民間委託により児童クラブ支援員の確保や民間のノウハウを活かしたサービス向上が見込まれることから有効な運営手法であると判断し、令和７年４月より大城児童クラブの運営委託を開始しました。保護者アンケートでは活動内容や職員への満足度は高く一定の効果が確認できたため、令和９年４月より運営委託を拡大し、篠岡地区の全ての児童クラブの運営を民間委託へ移行します。

今後も、運営を専門性の高い民間事業者へ委託することにより、児童クラブの質の向上と安定的な人材確保を図り、安定した運営体制を確保していきます。

基本目標３　子育て家庭を支援します

施策（１）子育てと仕事の両立支援の充実

現状と課題

〇近年、女性の社会進出が進んでおり、少子高齢化を踏まえた今後の日本経済の維持・発展のためにも、女性の能力の活用を一層推進していく必要があります。女性の活躍推進には、子育てと仕事の両立支援が必要となり、安心してこどもを預けることができる保育サービスの充実が不可欠となっています。

〇近年は就労形態の多様化により、保育ニーズも多様化してきているため、利用者の視点に立ったきめ細やかなサービス提供が求められています。

〇本市でも女性の労働力率は結婚・出産期にあたる年代で大きく下がり、結婚・出産による女性の離職について依然として課題が残っていることがわかります。

市民からの意見・要望

▶病児保育を当日に申し込めるようにしてほしい。＜子育て世帯ワークショップ＞

▶３歳未満でも育休中に保育園を退所しなくてもいいようにしてほしい。＜子育て世帯ワークショップ＞

▶小学１年生が入学してすぐ早く帰ってくるが、児童クラブに入れるほど働いてない人は仕事との両立に悩む。＜子育て世帯ワークショップ＞

施策の方向性

保育ニーズの増加や変化に対応していくとともに、保護者の生活実態や意向を十分踏まえながら、各種保育サービスの充実を図り、子育てと仕事の両立支援の充実に努めます。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育てについての援助を受けたい人、支援ができる人が会員となり、地域における子育てについての相互援助活動を行います。今後、会員数を増やすため説明会や講習会を実施し、会員登録できる機会を増やします。	子育て世代包括支援センター
2	一般型一時預かり事業（一時保育）	保護者の就労や病気等の理由で、一時的または断続的に家庭での保育が困難な未就園児を対象に、保育園で預かります。	幼児教育・保育課
3	幼稚園型一時預かり事業（預かり保育）	主に在園児を対象に教育時間終了後や長期休業中に幼稚園、認定こども園で預かります。	幼児教育・保育課
4	【拡充】 子育て世代包括支援センター等における一時預かり事業	保護者の外出や育児に伴う負担などの理由で、家庭で育児をすることができない場合に、生後６か月から就学前のこどもを対象に実施する一時預かり事業について、子育て世代包括支援センターや大城児童館で実施するとともに、ニーズに合わせた拡充を検討します。	多世代交流プラザ 子育て世代包括支援センター
5	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気などの理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に宿泊を伴った一時預かりを行います。 また、国・県が勧める里親の活用も含め、受入先の拡充についても検討します。	子育て世代包括支援センター
6	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	【再掲】基本目標２－３－７に記載	こども政策課
7	病児･病後児保育事業	こどもが病気で、かつ保護者が家庭で保育を行うことが困難な場合に、専用施設で一時的にこどもを預かります。また、保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応を行います。 また、周辺自治体と広域連携することにより市民の利便性の向上を図ります。	幼児教育・保育課

施策（２）相談と情報提供の充実

現状と課題

○本市では、子育て世代包括支援センターや保健センター、保育園、児童館など、多様な機関が子育て支援を実施しており、その対象や目的は様々となっています。

○アンケートによると、子育てに関する悩みや不安の相談先として、「子育て世代包括支援センター」や「児童館」をあげた割合は、未就学児童では10%強、就学児童では２%弱となり、公的機関への相談は少数となっています。気軽な相談先となるように、周知や環境の整備が必要です。

市民からの意見・要望

▶予防接種、健診スケジュールがわかりづらい。＜子育て世帯ワークショップ＞

▶アプリの存在を知らなかったので、広く周知してほしい。＜アンケート＞

▶スクールカウンセリングや発達の相談を待たずにすぐ対応してもらえるようにしてほしい。＜アンケート＞

▶保健センターの発達の相談の枠がとれないため、相談日や人を増やしてほしい。＜アンケート＞

施策の方向性

子育てを地域社会全体で支えていくためには、地域の関係機関や地域住民との連携が必要です。保護者同士や相談支援員のネットワーク、行政や関係機関とのあらゆるネットワークを有機的につなげることで、地域全体の子育て力の向上を図ります。

そのネットワークの一部として、気軽に相談できる窓口や電話での相談、地域の担い手による相談活動など、保護者のニーズや利用増加に対応した相談体制の整備を図ります。そして一連の子育て情報を集約し、積極的に発信することで、よりよい子育てができる環境を構築していきます。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	利用者支援事業（基本型）（こども家庭センター型）及び子育て支援ネットワークづくり	多様な子育て支援サービスの中から利用者が適切に選択できるよう相談に応じるとともに、こども家庭センターに配置された統括支援員が中心となり、関係機関との連絡調整を図り、妊娠・出産・育児期にわたり切れ目なく支援を行います。また、各分野（介護・障害・子育て・生活困窮）の相談支援機関等とも相互に連携を図ります。	子育て世代包括支援センター
2	情報の発信	出産・子育てに関する様々な状況において、利用することができる制度の周知を図ります。広報こまき、ホームページ、ＳＮＳ、子育てアプリ等各種ツールを活用しつつ、各種事業の開催時の他、様々な機会をとらえ、情報の発信を行います。	こども政策課 多世代交流プラザ 子育て世代包括支援センター 幼児教育・保育課
3	スクールソーシャルワーカー派遣事業	貧困やネグレクトといった家庭環境に要因がある児童生徒の問題行動事案について、社会福祉士などの資格を有するスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけることで、一人ひとりのこどもの学びと育ちを応援していく体制をつくります。	学校教育課
4	ヤングケアラーの相談支援	ヤングケアラーは家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者であり、家庭内のデリケートな問題も含んでいるため、まわりに相談できない現状があります。各小中学校や関係機関と連携し、早期発見、状況の把握に努め、必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導するための相談を実施し、必要な支援につなげます。 また、こども自身や周囲の大人がヤングケアラーへの理解を深め、その存在に気づくことが重要であるため、周知啓発を行います。	子育て世代包括支援センター 学校教育課
5	こまき妊娠SOS相談・支援	思いがけない妊娠や望まない妊娠等で、誰にも相談できず一人で悩んでいる方を対象に相談支援を行います。また、様々な選択肢を含めた情報提供を行います。	子育て世代包括支援センター
6	流産・死産の相談・支援	流産や死産を経験された方の気持ちに寄り添い、相談支援を行います。また、利用可能な社会資源（産後ケア事業や産婦健康診査等）の情報提供を行います。	子育て世代包括支援センター
7	すくすく子育て応援事業	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援を行います。	子育て世代包括支援センター

No.	取　組	内　容	担当課
8	地域子育て支援拠点事業	【再掲】基本目標２－２－１に記載	多世代交流プラザ 子育て世代包括支援センター
9	こども家庭センターの運営	【再掲】基本目標２－２－２に記載	子育て世代包括支援センター

施策（３）経済的支援策の充実

現状と課題

〇非正規雇用の拡大などの全国的な社会情勢を背景として、子育て世代が経済的な課題を抱えるケースが多くなっています。経済的な事情を理由に自身が理想としている人数のこどもを持たない人も多くなっており、今後の少子化に向けても、子育て世代に対して金銭的負担の軽減を図っていく必要があります。

〇物価高騰などの影響により子育て世代の負担が一層増加しており、より手厚い子育て支援が求められています。

〇本市では令和５年４月より市独自の子育て支援の拡充、少子化対策の拡充として、市内の保育園、認定こども園、小規模保育事業所に通う０歳児から２歳児までの園児の保育料を、保護者の所得や児童の出生順位にかかわらず無償化しました。

〇また、高校生等までの児童を対象に、医療機関等を受診された際の保険診療における自己負担額を助成しています。

〇令和６年10月から制度改正により、児童手当の支給期間を中学卒業から高校卒業までに延長するなど、支援の拡充をしています。

〇アンケートによると、市の施策として期待することは、「家庭への経済的な支援」が高くなっています。また、特に期待することとしては、「高等学校の入学もしくは進学に必要な費用の支援（制服代、学費など）」が高くなっています。

市民からの意見・要望

▶課税世帯も非課税世帯も平等に支援してほしい。＜アンケート＞

▶多子世帯への支援を手厚くしてほしい。＜アンケート＞

▶第３子の手当が途中で該当しなくなるので、第３子は最後まで第３子扱いしてほしい。＜子育て世帯ワークショップ＞

▶０～２歳の保育料が無料なのはうれしい。＜子育て世帯ワークショップ＞

施策の方向性

子育て家庭において、家計に占める子育てのコストの負担が過重にならないよう、国の制度適用に加えて市独自の支援を強化し、必要な経済的支援措置を講じます。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	幼児教育・保育の無償化	国の実施する幼児教育・保育の無償化に加え、市独自の制度として０歳児から２歳児までの保育料の無償化と第３子以降のこどもの副食費の免除を実施します。 新制度未移行の幼稚園を利用している同一生計世帯のこどものうち、第３子以降のこどもの保育料の無償化上限額25,700円（月額）を超えた額を補助します。	幼児教育・保育課
2	幼児教育・保育の無償化に伴う給付の円滑な実施	保護者の利便性等を考慮しながら、対象施設における制度の周知と、公正かつ適正な支給の確保に努めます。また、立入調査への同行等、県との連携や情報共有を図りながら施設等の確認及び指導監督を適切に行います。	幼児教育・保育課
3	実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用、給食の副食費（新制度未移行の幼稚園対象）等を助成します。	幼児教育・保育課
4	子ども医療費の助成	高校生等までの児童を対象に、医療機関等を受診した際の、保険診療における自己負担額を助成します。	保険医療課
5	児童手当の支給	高校卒業までの児童を養育している保護者を対象に、児童手当を支給します。	こども政策課
6	私立高等学校等授業料補助	私立高等学校等に通学されている家庭の負担を軽減するため、所得の状況に応じて授業料の一部を助成します。	学校教育課
7	就学援助費の支給	経済的な理由で就学が困難な児童または生徒の保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。	学校教育課
8	奨学交付金の支給	向学心に富み、かつ経済的に恵まれない生徒に対し、高等学校等に入学する際の準備金を支給します。	学校教育課

No.	取　組	内　容	担当課
9	児童クラブ保護者負担金の減免	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者負担金を減免します。また、多子世帯に対しても減免を行います。	こども政策課
10	小中学校給食費無償化	保護者が同一生計のこどもを２人以上扶養している場合で、小牧市立中学校に通う第２子以降中学生の学校給食費を恒久的に無償化とします。 （小学校給食費については、令和８年度から国・県の無償化相当分の交付金で不足する分を市が負担することで完全無償化）	学校給食課
11	すくすく子育て応援事業	【再掲】基本目標３－２－７に記載	子育て世代包括支援センター
12	こどもの予防接種費用の無償化または一部助成	任意接種であるおたふくかぜワクチンの接種費用を無償化（１回）します。また、接種することにより罹患による合併症予防や罹患しても軽症で済むようにします。	保健センター
13	【新規】 中学２年生へのピロリ菌検査無償化	胃・十二指腸潰瘍や胃がんの原因の１つであるピロリ菌を早期に発見し、将来的な胃がん予防に役立てるために一次・二次検査の検査費用を無償化します。	保健センター

基本目標４　幼児教育・保育サービスを充実します

施策（１）安全・安心な保育環境の整備

現状と課題

〇全国的に少子化が進んでいる一方で、働く女性の増加により、低年齢のこどもの保育ニーズは増大しており、本市においても例外ではありません。

〇本市においては、子ども・子育て支援新制度施行後、公立保育園の民営化や私立幼稚園の認定こども園への移行、特に増加する低年齢児の保育ニーズに対応するため、小規模保育事業所の新設を推進するなど、待機児童の解消に向けた取組を行ってきました。

〇様々な取組の成果もあり、４月時点において、平成31年から令和６年まで、待機児童はゼロとなりましたが、令和５年４月より開始した０歳児から２歳児までの保育料無償化の影響や、育児休業からの復帰等により、年度途中でも随時入園を希望する申請者は増加傾向にあることから、引き続き、安全・安心な保育環境の整備を継続していく必要があります。

市民からの意見・要望

▶保育園、一時預かり施設のこどもの定員人数を増やしてほしい。<子育て世帯ワークショップ>

▶地域によっては小規模保育園があまりない。<子育て世帯ワークショップ>

▶施設の建物の古さや清潔さ、快適さが気になるので改善してほしい。<アンケート>

施策の方向性

本計画や本市の関連計画に基づき、保育園の適正配置・整備を推進することにより、多様な保育ニーズへの対応を図ります。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	保育園の適正配置・整備	保育ニーズに応じた受け皿を整備するため、民間事業者による私立保育園・小規模保育事業所の新設を推進します。また、公立保育園の統廃合や改修等を計画的に推進し、保育園の適正配置・整備を行います。	幼児教育・保育課

◆ 保育園の適正配置・整備の基本的な考え方 ◆

① これまでの経過と今後の方向性

公立保育園の民営化は、平成22年３月に策定し、平成27年３月に改訂した「小牧市立保育園運営計画（改訂版）」により計画的に進めてきました。公立保育園の民営化は、多様な保育の推進とそれに必要な人材の確保が柔軟に行えること、公立と民間との相乗効果等により市全体の保育の質の内容が向上することへの期待、財政面では国・県からの補助金による市の負担が軽減できるというメリットから、平成22年度以降の10年間に概ね半数程度を民営化する計画としました。

その結果、概ね計画どおりに民営化を進めることができ、私立保育園は７園（村中保育園、味岡保育園、レイモンド小牧保育園、みなみ保育園、篠岡保育園、一色保育園、じょうぶし保育園）となりました。

民営化を継続する場合には、東部地区、中部地区、西部地区の各地区内のバランスを考慮した私立保育園の配置と、公立保育園の施設の老朽化対策、つまり、公立保育園の統合等による新たな適正配置・整備も必要となります。

現在、公立保育園の建替えには国の補助制度がなく、市が建替える場合には、市の財政負担は過大となります。国の補助制度を活用するには、民間事業者が建替える必要があります。

このような状況を踏まえ、公立保育園の民営化ではなく、公募による民間事業者の私立保育園の新設や公立保育園の統廃合等も含め検討することにより、保育園の適正配置・整備を推進し、今後の保育サービスをより一層充実していきます。

また、少子化が進行する一方で、近年保育需要は増えており、特に０歳から２歳までの低年齢児の保育需要が増えている中で、待機児童を解消すべく、遊戯室を保育室として使用している保育園が多数あります。また、休日保育、一時保育、延長保育など、多様な保育ニーズも増えており、それらに対応した施設整備を行う必要があります。

市内に21園※ある認可保育園のうち、14園が築40年以上経過しており、保育室の確保やバリアフリー化など、多様な保育ニーズに対応するため、築40年以上の施設については、将来の保育需要を見込みながら計画的に建替えや統廃合を検討します。

さらに、０歳児から２歳児までの保育料の無償化に伴い、入園を希望する保護者の更なる増加が見込まれることから、建替えや統廃合の検討を加速し、保育ニーズに応える保育環境の整備に努めます。

※令和８年４月にまことままはら保育園が開園し、22園となりました。

②　今後の市の責任と役割

保育園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場であり、民営化や民間事業者による私立保育園の公募、その他施設の統合を含む保育園の適正配置・整備を進めた場合であっても、児童福祉法に基づき、保育の実施義務はあくまで市が有するものです。

また、保育園の適正配置・整備は増大かつ多様化する保育ニーズに対応していく方策であり、市が運営する公立保育園のみで提供していた保育サービスに、民間を活用した保育サービスを織り交ぜることにより、保護者の保育選択の幅を広げ、ひいては本市全体の保育水準の向上を目指すものです。

こうした認識のもと、本市では、保育園の適正配置・整備を進めるにあたり、保護者などに対して十分な説明を行うほか、今後も私立保育園に対する適切な支援や助言、保育水準の維持・向上のための各種方策を実施します。

③　市内保育園の連携

令和６年12月現在、市内には21の認可保育園があり、そのうち14園が市が運営する公立保育園、７園が民間事業者が運営する私立保育園です。※

公立保育園は、他の公共機関との連携が図りやすいことから、私立保育園をはじめ、学校や保健センター、子育て世代包括支援センター、その他の福祉施設などと連携しながら、地域における子育て支援ネットワークを形成する中心的役割を担います。

また、公立保育園では、市の考え方に基づき、共通の保育サービスを提供することになりますが、私立保育園では、民間のノウハウを活用し、地域の実情や保育観、国の制度などの様々な要因を考慮しながら、創意工夫による保育サービスを提供することが可能であり、多様な保育ニーズに対応できる保育園として、延長保育や一時保育、休日保育などが充実した保育園としての役割が期待されます。

市内の保育を必要とするこどもが利用する保育施設において、保育所保育指針に基づいた保育サービスが提供されるよう、公立、私立の垣根を越えて市内すべての保育園が連携・協力しながら、研修計画や各種マニュアルの作成等に携わり、学び合うとともに、保育実践を通して切磋琢磨し、市全体の保育の質の向上を目指します。

※令和８年４月にまことままはら保育園が開園したことにより、22の認可保育園、そのうち８園が民間事業者が運営する私立保育園となりました。

④　保育園の適正配置（P86・87「■教育・保育提供区域における施設配置図」参照）

（ｉ）東部地区

東部地区には篠岡保育園、古雅保育園、大城保育園、陶保育園の４園があります。

篠岡保育園については、平成30年度に民間移管しました。古雅保育園は、老朽化に伴う課題が顕著にあらわれており、老朽化した園舎の長寿命化を図るための改修を行うことと

し、将来的に陶保育園との統合を見据え、バリアフリー化をはじめとする保育環境を整える大規模改修工事を行います。

（ⅱ）中部地区

中部地区は、名鉄小牧線に沿って市域の中央部を南北に区切る地区です。他の２地区と異なり、土地区画整理事業による名鉄小牧線沿線の市街地整備などにより、今後しばらくは人口の増加が見込まれています。

中部地区では、適正な保育の量と質を確保するため、地区内の市有地を活用しながら、民間事業者による私立保育園の公募や老朽化した公立保育園の統合を含めた適正配置等を検討する必要があります。

私立保育園については、令和８年４月１日、新たに「まことままはら保育園」が間々原新田地内の市有地に開園しました。

一方、公立保育園については、園舎の老朽化や園児数の減少が課題の第一幼稚園と、園舎の老朽化、保育室が慢性的に飽和状態であることや、送迎用の駐車場が十分確保できないなどの課題がある大山保育園を統合し、公立認定こども園として(仮称)小牧市立第一こども園の整備を、令和９年度の開園を目指して進めます。

さらに、保育ニーズに応じた受け皿の整備を加速化するため、第二保育園、さくら保育園、山北保育園、本庄保育園、岩崎保育園については、小牧市公共施設適正配置計画に定められた建替え時期を前倒し、令和８年度以降の建替えを検討します。

（ⅲ）西部地区

西部地区のうち、北里地区には、小木保育園、藤島保育園、北里保育園の３園があります。

小木保育園については、平成24年度に新園舎に移りました。それに対して北里保育園については、建築年度が昭和44年度と公立保育園の中で最も古く、藤島保育園についても昭和52年度の建築で園舎が老朽化しています。

北里地区の公立保育園の適正配置は、藤島保育園、北里保育園が抱えている園児の減少と施設の老朽化の課題の解決と合わせて進めることとします。

小牧市公共施設適正配置計画では、藤島保育園と北里保育園を統合して、民営化を検討するとしており、令和６年９月に策定された「小牧市新たな学校づくり推進計画」の再編イメージにもある北里小学校、小木小学校の統合に合わせて、民間事業者による適正な規模の新たな私立保育園の建設を検討します。設置場所については、地区内の適切な場所とします。※

また、西部地区のうち、三ツ渕地区には、三ツ渕北保育園と三ツ渕保育園の２園があります。この２園についても園児の減少と施設の老朽化の課題がありますので、「小牧市新たな学校づくり推進計画」の進捗状況を注視し、巾下地区の学校再編に合わせて、両保育園の統合を検討します。

※令和15年度の両園の統合、民営化を目指し、設置場所は現在の北里保育園を解体・撤去し、その跡地に決定しました。

⑤　園舎内各室の利用の適正化

保育園には、年齢に応じた保育室のほか、遊戯室、保健室、調理室、職員室などが配置されています。保育室については、こどもの年齢に応じた面積基準が設けられおり、１室あたりの保育可能人数が制限されることになります。

また、遊戯室は、保育室よりも大きな面積の部屋で、リズム遊びや遊戯、発表会など多目的な活動を行う目的で使用する部屋です。

しかしながら本市では、待機児童を解消するために遊戯室を保育室として使用しており、本来の部屋の用途ではなく、保育活動を主な目的としています。

このため、窮屈な保育環境のもとで保育が行われ、さらには行事の度に、保育の環境を行事用に改装し、行事終了後には保育の環境に戻すという負担を強いられています。

よって、こどもの数の推移や、保育需要を注視し、保育園の適正配置等の状況を踏まえながら、利用定員の変更と園舎内各室を本来の目的により使用できるよう適正化を図っていきます。

⑥　安全・安心な保育環境の提供

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成23年度に昭和56年６月以前に着工された特定建築物以外の保育園について、耐震診断を実施した結果、これらの耐震診断により耐震改修が必要な保育園については、平成25年度までにすべての耐震改修が完了しています。

施策（２）多様な幼児教育・保育ニーズに応える支援の推進

現状と課題

○核家族化の進行や、雇用・勤務形態の変化等により、延長保育や休日保育など、保育ニーズは複雑化・多様化しています。

○すべてのこどもに質の高い教育・保育を提供できる体制を整備するため、保護者の就労に関わらず利用できる「幼保連携型認定こども園」の普及促進等、教育・保育の一体的提供のための取組を強化しています。

○全国的な保育士不足に加え、近隣自治体との採用競争の激化により保育士確保が一層困難になっています。

○保育士の働き方改革や処遇改善などにより、魅力と働きがいのある職場づくりが求められています。

市民からの意見・要望

▶働いていなくても保育園で預かりをしてほしい。＜子育て世帯ワークショップ＞

▶専業主婦の家庭でも２人目、３人目が小さい時は保育園を利用したい。＜子育て世帯ワークショップ＞

▶施設の利用時間や利用できる日（土日祝）を増やしてほしい。＜アンケート＞

施策の方向性

多様化する保育ニーズに対応するため、一時保育や延長保育、休日保育の充実を図ります。

保護者の安心を確保するため、現行の研修体制を見直し、教育・保育指針に基づいた研修計画を策定し、質の高い教育・保育サービスの提供を図ります。

また、就学前施設と小中学校との連携を推進するため、幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校が参加する「幼年期教育連携推進会議」の充実を図ります。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	幼児教育・保育の無償化	【再掲】基本目標３－３－１に記載	幼児教育・保育課
2	保育サービスの充実	保育ニーズの変化に対応するため、一時保育や延長保育、休日保育など、多様な保育サービスを実施します。	幼児教育・保育課

No.	取　組	内　容	担当課
3	教育・保育の質の向上	こどもの人格を尊重し、こどもの最善の利益を考慮したうえで、教育・保育の質の向上と保育環境の整備に努めます。 【研修開催方法等の見直し】 研修内容を具体的に知らせ、研修開始時間を工夫し、研修により参加しやすくするとともに、日々の保育に生かしていきます。 【保育環境の向上】 ＩＣＴ機器の利活用の強化を図り、保育士の負担軽減を目指します。また、保育指導計画など副園長・主任会で内容を精査し保育の質の向上を図ります。 【調理業務等の委託の推進】 引き続き、調理員の不足を委託化で対応することで、安定的な給食提供を維持するとともに、安全な給食提供ができるように努めます。	幼児教育・保育課
4	私立幼稚園への支援	私立幼稚園が園の振興と幼児教育の増進を図るために実施する事業や、私立幼稚園連合協議会が人材育成のために実施する情報交換や研修などの各種事業を支援します。	幼児教育・保育課
5	認定こども園化の支援	利用者が減少している私立幼稚園に対して、認定こども園化の提案などを行い、園経営の一助や保育需要の高まりへの対策とします。	幼児教育・保育課
6	小中学校との連携の推進	幼年期教育連携推進会議での検討を踏まえながら、園と学校の顔が見える関係性やお互いを知るための交流ができるよう努めます。具体的な実践方法についてはモデル園を作り、実践と検証を行います。	幼児教育・保育課
7	土曜日の共同保育の充実	土曜日の利用者が減少しているため、近隣の保育園が連携し、拠点となる保育園で共同保育を行います。アレルギー児など必要な情報は全職員で共有を図ります。	幼児教育・保育課
8	【新規】 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	保護者の就労状況や理由を問わず、０歳から２歳の未就園児を保育施設等において時間単位で預かります。	多世代交流プラザ 子育て世代包括支援センター 幼児教育・保育課
9	【新規】 保育園のDX化の推進	保育施設等のＩＣＴ導入や業務支援アプリの活用を推進します。	幼児教育・保育課
10	【新規】 保活ワンストップシステム事業	保活に関する一連の手続きのオンライン・ワンストップを目指し、保育施設への入所手続きの円滑化並びに当該手続きにおける保護者の負担の軽減を図ります。	幼児教育・保育課
11	【新規】 保育士等の宿舎借上げを支援	広く保育士の募集を行うため、運営法人が保育士用の宿舎を借り上げた場合の支援を行います。	幼児教育・保育課

基本目標５　親子が心身健やかに育み合うことを支援します

施策（１）妊娠・出産期の支援の充実

現状と課題

〇核家族化・少子化が進む現在、自身の出産ではじめて赤ちゃんに接するという保護者が少なくありません。子育て経験者が身近におらず、相談相手がいない、アドバイスや支援が受けにくい環境が多くなっています。

〇アンケートによると、妊娠・出産・子育てを通じて困ったことや悩んだことについて「妊娠時の体調変化や健康管理」「出産時の不安」が多くなっており、妊娠・出産に伴う不安を軽減する支援が求められます。

市民からの意見・要望

▶こまくるの時間間隔が長かったので、もっと回数を増やしてほしかった。<子育て世帯ワークショップ>

▶産前産後サポートの説明不足。<子育て世帯ワークショップ>

▶不妊治療の支援が充実すると少子化対策になると思う。<アンケート>

施策の方向性

保護者の妊娠・出産期の不安感を軽減し、妊娠期からの切れ目ない支援を行うための事業を実施し、子育て世帯の安心感の醸成に努めます。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	親子健康手帳の作成・交付	小牧市独自の親子健康手帳を活用し、父と母の二人で子育てができるよう、また、こどもが愛されて成長してきたことを実感し、命の大切さ、尊さを学べるよう支援します。 国が示す母子保健DXの推進による電子版母子健康手帳の導入に向けた検討をします。	保健センター 子育て世代包括支援センター
2	妊婦健康診査事業	母子ともに健康で、安全・安心に出産を迎えられるよう、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康管理を支援します。(多胎妊婦は妊婦健康診査受診票を５枚追加交付)	子育て世代包括支援センター
3	離乳食教室	離乳食教室を開催し、各時期に応じた適切な離乳ができるよう指導・助言を行います。	保健センター
4	妊娠期の支援講座の開催	妊娠期を中心に妊婦、親子が参加できる支援講座を開催することで、子育ての孤立化を防ぎ、育児の楽しさが感じられるよう支援します。また、妊産婦だけでなく、妊婦の家族や父親が参加できる講座も開催し、育児参加を支援します。	子育て世代包括支援センター
5	こまき祖父母手帳	今と昔の育児の違いや祖父母世代が利用できる相談窓口・社会資源等を周知し、祖父母世代の孫育てを支援します。	子育て世代包括支援センター
6	妊産婦の外出支援	妊産婦を対象にこまき巡回バス「こまくる」に無料で乗車することができるフリーパスを配布し、妊産婦の外出を支援します。	子育て世代包括支援センター
7	すくすく子育て応援事業	【再掲】基本目標３－２－７に記載	子育て世代包括支援センター
8	【拡充】 不妊・不育症治療等助成事業	妊娠を希望する夫婦に対し、不妊検査、不妊治療、人工授精に係る治療費について、年50,000円を上限とし、継続する２か年を助成し経済的軽減を図ります。生殖補助医療等に係る治療の自己負担分については、1回の申請につき100,000円を上限に助成します。また、不育症の検査・治療における費用について、保険適用外分の自己負担額について、150,000円を上限に助成します。	保健センター
9	妊婦個別歯科健診	妊娠中は、ホルモンバランスや体調の変化により、歯周疾患に罹患する危険性が上昇します。妊娠中に歯周病に罹患すると、早産や低体重児疾患のリスクが高まることから、市内の実施歯科医療機関において歯科健診を実施し、歯周病をはじめとする歯科疾患の早期発見、早期治療を図ります。	子育て世代包括支援センター

施策（２）産後の支援の充実

現状と課題

〇出産後、特に生後間もない期間については、赤ちゃんの授乳や慣れない育児で保護者のこころとからだの不安が増す時期です。育児不安の解消に向けた予防的支援を行うなど、育児の不安や困難さに伴うストレスを解消し、肯定感を持って子育てできる環境づくりが必要です。

〇アンケートによると、子育てに関して日頃悩んでいることや気になることについて、未就学児では「病気や発育・発達に関すること」「食事をなかなか食べてくれないこと」が多くなっており、子育て中の不安や悩みの相談機会を充実するとともに、保護者が正しい知識を得られる機会を提供していくことが求められます。

市民からの意見・要望

▶こどもの献立を考えてくれる支援があるといい。（手軽な値段でサブスクがあると良い。）＜子育て世帯ワークショップ＞

▶家事代行サービスがほしい。＜アンケート＞

施策の方向性

産後における支援の充実を通じて、親子が孤立することなく地域の中で安心してこどもを産み育てられる環境づくり、また、親子の自己肯定感が育まれるような支援体制の整備に努めます。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	育児相談	母乳相談や児童館で開催する育児相談、相談専用電話等を通じて育児に関する相談を行い、育児不安の軽減を図ります。 相談事業の他においても、健診や教室などあらゆる機会を捉え、保護者の話に傾聴し、子育てにおける不安や心配事に対応します。	保健センター 子育て世代包括支援センター
2	産後ケア事業	産後も安心して子育てができるよう、産後12ヶ月未満の母子や流産・死産を経験して１年未満の方で産後ケアを必要とする方を対象に市と契約している産婦人科医療機関等で心身のケアや育児サポートなど、きめ細やかな支援（ショートステイ、デイケア、アウトリーチ）を実施しており、利用を促します。	子育て世代包括支援センター
3	乳児家庭全戸訪問事業	育児をスタートしたばかりの不安の大きい時期にすべての乳児家庭に助産師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行うとともに、親子の心身の状況把握に努めます。また、養育支援が必要な家庭を継続支援につなげます。	子育て世代包括支援センター
4	養育支援訪問事業	出産前後や子育て期の伴走型相談支援や乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問により把握した育児状況の情報を元に、育児支援が必要な方を対象に助産師が訪問し、継続支援を行います。	子育て世代包括支援センター
5	保健師・栄養士・歯科衛生士による訪問	引き続き、妊娠期から子育て期において支援が必要となる親子に適切な訪問実施に努めます。	保健センター
6	乳幼児健康診査・歯科健康診査	これまでの健診に加え、１か月児健診（追加拡充）、５歳児健診・5歳児口腔機能発達検査（新規事業）も実施し、出産後から就学期までの切れ目ない支援ができるよう努めます。	保健センター 子育て世代包括支援センター
7	母親歯科健康診査	産後、口腔内環境が悪化しやすい時期に、歯科疾患の早期発見、早期治療を図るとともに、こどもへの感染予防を図るため、母親を対象とした歯科健診を行います。	保健センター
8	アニバーサリー事業	「アニバーサリー事業」として、子育て世代包括支援センター及び児童館において１歳のお誕生日の節目に絵本等をプレゼントし、その機会に情報提供や育児相談を行うなど、必要に応じて関係機関と連携して切れ目ない支援を行います。	子育て世代包括支援センター

No.	取　組	内　容	担当課
9	自己肯定感の醸成	小中学校、高等学校で実施している「生と性のカリキュラム」に加えて、幼年期にも自分の大切なからだ、プライベートゾーンについても理解できるよう幼年期性教育の実施を推進します。	保健センター
10	すくすく子育て応援事業	【再掲】基本目標３－２－７に記載	子育て世代包括支援センター
11	【新規】 子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等を実施することにより、家庭や養育環境を整えます。	子育て世代包括支援センター
12	【新規】 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	【再掲】基本目標４－２－８に記載	多世代交流プラザ 子育て世代包括支援センター 幼児教育・保育課
13	【拡充】 子育て世代包括支援センター等における一時預かり事業	【再掲】基本目標３－１－４に記載	多世代交流プラザ 子育て世代包括支援センター

基本目標６　若い世代を支援します

施策（１）就労支援、雇用と経済的基盤安定への支援

現状と課題

○様々な社会経済環境の変化の中で、事業者は安定的な経営基盤の構築とともに新たな事業展開や製品開発、そのための人材確保や育成等を模索している状況であり、市内の産業・雇用・財政を支える事業者への適切な支援を行うとともに、雇用者に関しては、就労支援、雇用と経済的基盤安定への支援が必要となります。

○離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行います。また、就労支援センター等による若者への就職支援に取り組みます。

○アンケートによると、「今は、夢を持っていない」と回答した割合は、小学５年の12%に比べて、中学２年23%、高校１年26%と学年が上がるにつれ高くなっています。自己理解が深まる中高生は実現可能な夢を探し始めることが、なかなか夢を持てない一つの要因となっていると考えられます。ＡＩをはじめとするＩＴの発達により職業の種類や社会の仕組みが大きく変わろうとしている時代に取り残されることがないよう、今まで以上にキャリア教育を充実させていく必要があります。

市民からの意見・要望

▶理想とする少子化対策は、「安心して生活できるよう給与を上げる」を上位にあげている。<アンケート>

▶将来つきたいと思う仕事は、世の中の情勢により毎年上位の順位が入れ替わっており、多種多様な職種が記述されていた。自分のつきたい職業を具体的に考えているこどもが毎年２割ほどいる。<「少年の生活意識と行動」の実態調査>

施策の方向性

就職者数の増加や市内事業者の人材の確保・育成と求職活動を支援します。

また、本市の強みや特性を生かしながら産業力を高め、市内企業の流出防止とともに市外から多くの企業を呼び込むことで、雇用を確保しつつ、将来にわたり持続可能なバランスの取れた足腰の強いまちを目指します。

また、市内事業者の近未来技術への対応や起業・創業など新たな取組への支援をすることで、市内の経済活動の活性化を図り、雇用者に関しては、就労支援、雇用と経済的基盤安定を支援します。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	小牧市就労支援センターによる就労支援	求人検索と職業相談・紹介を利用できるハローワーク春日井の出先機関です。ハローワーク春日井と連携し、小牧市就労支援センターを運営します。また、就職者数を増加させ管内事業者の人材確保を支援します。	商工振興課
2	若年者就職相談	「働くこと」に悩みを抱える、義務教育終了後の概ね15歳から49歳までの若者やその家族を対象に、職業的自立を支援します。	商工振興課

施策（２）結婚を希望する人への支援

現状と課題

○若い世代の生活基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚や出産、子育てに関する希望の形成と実現を阻む様々な要因の打破に取り組みます。

○我が国における少子化の進行や人口減少は深刻さを増し、国として早急な対応が必要な状況です。少子化の主な原因は、若い世代での未婚率の上昇（未婚化）や初婚年齢の上昇（晩婚化）の影響が大きいと言われています。そのため、結婚や出産に対する個人の選択や価値観を尊重しつつ、出会いの場の創出から結婚に至り、新生活を始めるための支援を実施していく必要があります。

市民からの意見・要望

▶結婚していない理由の上位は、「結婚するには、まだ早いと思っているから」「結婚しなくても不便を感じない」「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」。＜アンケート＞

▶結婚や出産に対しお祝い金を出す。＜アンケート＞

施策の方向性

結婚を望む人への出会いの機会の提供及び経済的負担の軽減を図ることで、結婚を望む人への支援を強化します。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	【新規】 結婚支援事業	結婚を希望する方の出会いの機会づくりを目的としたイベント開催や結婚に対する悩みなどが相談できる体制を整えます。また、若い世代が将来のライフデザインを希望を持って描けるようライフイベントについて考えるセミナー等を開催します。	出会い・結婚支援室
2	【新規】 結婚新生活支援補助金の交付	結婚に向けた準備に経済的な不安を抱える若年世代に対して、一定の所得以下の新婚世帯を対象に引っ越し費用や家賃の一部を支給します。	出会い・結婚支援室
3	【新規】 市営住宅の入居募集における新婚世帯向け入居の優遇	エレベーターが設置されていない住宅（団地）の２階以上の部屋を複数戸募集する際は、一般世帯向けとは別に新婚世帯向けとして募集します。	建築課
4	定住促進事業	若年世代の定住を促進させ、将来にわたって活気あるまちづくりにつなげることを目的に、一定の要件に該当する方が住宅等を新築、増築、改築、リフォームまたは取得する場合にその費用の一部を補助します。	都市計画課

施策（３）こども・若者の心身の健やかな成長の支援

現状と課題

○家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中、家庭や学校、地域がそれぞれの役割を果たしながら連携体制を強化し、こどもの健全育成を図ることが必要です。

○アンケートによると、学校に行きたくないと「いつも思っている」「思ったことがある」と回答した割合は、小学５年67%（前年60%）、中学２年62%（前年59%）、高校１年64%（前年59%）、全体65%（前年59%）となっており、すべての学年で昨年度より増えています。４年近くに及ぶコロナ禍で、人と人との直接的な関わりが大きく制限された状態が続いたことで人間関係が希薄化し、学校生活に負荷を感じるこどもが相当数いると考えられます。不安や悩みを相談できずに一人で抱え込んでいる可能性を考慮し、こどもの心に寄り添った支援が必要です。

市民からの意見・要望

▶地域で声掛けや交流があるといい。<アンケート>

▶安心安全な通学路を整備してほしい。<アンケート>

▶いじめがあった場合、初期から親身に対応するようにしてほしい。<アンケート>

施策の方向性

市内の青少年育成関係機関・団体等の代表で組織し、青少年の健全な育成を図るための活動を行う「小牧市青少年健全育成市民会議」や、「各中学校区健全育成会」との連携により、相談事業や計画的な街頭パトロールを実施します。

また、学校や地域との連携により、登下校時の見守り活動、こども１１０番の家など、こどもたちが安全安心に過ごすことができる環境を整えます。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	少年センター事業	青少年と保護者の悩み事相談、少年センター補導員による街頭パトロールなどを実施し、青少年の健全育成を推進します。	こども政策課
2	各中学校区青少年健全育成会活動の活性化	青少年の非行・被害防止や、地域ぐるみの青少年の健全育成を図るための活動を支援します。	こども政策課

No.	取　組	内　容	担当課
3	幼児期家庭教育学級・家庭教育推進事業	幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校において、家庭教育の大切さを学習したり、親子がふれあい、絆を深める機会を提供することにより、地域ぐるみの子育てを支援します。	学校教育課
4	児童委員・主任児童委員による見守り活動	児童委員・主任児童委員と連携し、地域に密着したこどもや子育て家庭の見守りを行います。また、こどもや子育てに関する研修を実施し、見守り活動の充実を図ります。	福祉総務課 子育て世代包括支援センター
5	通学路パトロールボランティアによる見守り活動	学校の登下校時刻を中心に、通学路の危険箇所等をパトロールし、こどもたちの安全を守ります。	学校教育課
6	こども110番の家の設置	こどもが身の危険を感じたときに助けを求めて駆け込める「こども110番の家」の設置を推進します。	学校教育課
7	緊急メールの配信	保護者あてに不審者情報や自然災害情報などの緊急メール配信を行います。	学校教育課
8	いじめ・不登校対策事業	小牧市いじめ・不登校対策連絡会を中心として、各関係機関と連携し、すべての児童生徒が充実した学校生活が送れるように支援します。	学校教育課
9	「こころ」と「いのち」を守るための支援	自殺対策は、関係部署が連携することで「生きるための包括的な支援」として実施されるものであるため、引き続き関係各課との連携を意識し、それらを反映した対策を実施します。	保健センター
10	【新規】 児童館における不登校対策	学校に通えない児童に対し、児童館職員との関わりを通し、児童館が居場所のひとつとなることで、将来の社会的自立に向けて支援します。	多世代交流プラザ
11	生と性のカリキュラム	世界でかけがえのないたったひとつの大切な命であることを自分自身が知り、ありのままの自分を受け入れ、命を大切にできるよう、市内の小中学校において「小牧市生と性のカリキュラム」を推進するとともに、市内保育園・幼稚園及び高校をはじめとした地域や乳幼児を持つ保護者にも働きかけます。	保健センター 幼児教育・保育課 学校教育課
12	【新規】 性被害防止対策	性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、重大な人権侵害として決して許されるものではありません。特に10代から20代の若年層を狙った性犯罪・性暴力は、その年齢が持つ脆弱さに付け込んだ許しがたいものであり、長きにわたり心身に重大な悪影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、性被害防止等に向けた啓発を行い、早期発見と相談しやすい体制を構築します。	こども政策課 多世代交流プラザ 子育て世代包括支援センター 幼児教育・保育課 学校教育課

No.	取　組	内　容	担当課
13	【新規】 プレコンセプションケアに関する教育・支援	これからの人生を担う思春期、青年期の世代に、早い時期から自分の身体に関心を持ち個々に応じた健康づくりに取り組むことで、いつまでも自分らしく生活できるよう健康づくりについての周知・啓発に努めます。	保健センター
14	【新規】 がん患者医療用補整具購入費の助成	がん患者の方の治療・学業(就労)・社会参加等との両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため医療用補整具(ウィッグ・乳房補整具)の購入費の助成を実施します。	保健センター
15	【新規】 若年がん患者在宅療養費の助成	若年がん患者に対し、在宅サービスの利用等に係る費用の一部を助成することにより、若年のがん患者の経済的負担を軽減し、安心して住み慣れた自宅での生活ができるよう支援します。	保健センター
16	【拡充】 幼児期・学童期におけるむし歯予防を目的としたフッ化物活用の推進	フッ化物利用は、歯の再石灰化を促進する効果があることから、幼児期・学童期のむし歯を予防する方策として、幼児健診時におけるフッ化物歯面塗布等フッ化物の活用を推進し、第一大臼歯の保護育成を図り健康格差の縮小を目指します。	保健センター
17	乳幼児健康診査・歯科健康診査	【再掲】基本目標５－２－６に掲載	保健センター 子育て世代包括支援センター
18	予防接種	適切な時期に予防接種ができるように個別通知を行い、感染の恐れのある疾病の罹患予防及び蔓延の予防を図ります。	保健センター

施策（４）こども･若者やその家族に対する相談支援

現状と課題

〇近年、こども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の問題は深刻な状況にあります。また、全国的にひきこもりや若年無業者（ニート）など、社会生活を円滑に営んでいくうえで、困難を有する若者等が増加しており、若者の自立をめぐる問題が深刻化しています。

〇本市では、令和8年９月現在、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき設置が努力義務となっている困難を抱える子どもや若者、その家族に対する相談窓口で、主に不登校やひきこもりの若者への相談支援を行うための「子ども・若者総合相談センター」が未設置です。

〇悩みや不安を抱える若者を相談支援やサポートにつなげることができるよう情報等を周知するとともに、ひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談支援が必要です。

また、こども・若者等への相談支援とともに、この問題に対応するためには、単一の機関だけでは困難であり、様々な関係機関が連携し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援の検討が必要です。

〇小中学生・高校生を対象とした実態調査によると各年代ともに、悩みごとの相談相手として、親や友達が大多数を占め、身近な相談者以外には相談されていない実態がわかりました。誰もが様々な悩みごとや心配ごと、困ったことを気兼ねなく相談し、本人に寄り添った適切な支援を受けられる相談体制の構築が求められます。

市民からの意見・要望

▶「悩みごとを一番相談するのはだれですか」の質問に対し、小学５年生では56.2%が「お母さん」、20.3%が「友達」、中学２年生では37.1%が「お母さん」、37.8%が「友達」、高校１年生では36.9%が「お母さん」、42.9%が「友達」と回答しています。小中学生では相談相手として家族が最も多く、学年が上がるにつれ、家族以外への相談が増えていますが、カウンセラーなどへの相談はいずれも低い回答となっています。<令和７年度「少年の生活意識と行動」の実態調査>

施策の方向性

こども・若者とその家族の様々な相談に対するワンストップ窓口として、（仮称）「こまき子ども・若者総合相談センター」の設置を進めます。

また、若年無業者（ニート等）や不登校・ひきこもり状態にあるこども・若者やその家族に対し、長期にわたり困難な状況が継続することがないよう、本人や家族の状況に応じた相談・支援を推進します。

支援が必要なこども・若者に対し、状況に応じた支援を協議する組織として、関係機関等で構成する「子ども・若者支援地域協議会」の設置を進めます。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	【新規】 （仮称）こまき子ども・若者総合相談センターの設置	（仮称）「こまき子ども・若者総合相談センター」を設置し、悩みや困難を抱えるこども・若者、その家族に対し、関係機関に紹介や必要な情報提供や助言を行います。	子育て世代包括支援センター
2	【新規】 子ども・若者支援地域協議会の設置	「子ども・若者支援地域協議会」を設置し、悩みや困難を抱えるこども・若者やその家族に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより効果的かつ円滑な支援を行います。	子育て世代包括支援センター

基本目標７　配慮を必要とするこども・若者・家庭を支援します

施策（１）ひとり親家庭の自立支援の推進

現状と課題

〇ひとり親家庭は、特に経済的な面において困難を抱えるケースが多く、多方面からの支援が必要です。

○アンケートによると、市の施策として期待することは、「家庭への経済的な支援」のうち未就学児童では「児童手当やひとり親手当などの経済的な支援の充実」が最も多いことから、ひとり親家庭が抱える経済的な不安への支援が必要です。

市民からの意見・要望

▶ひとり親のため、親に何かあった時にこどもの安否を確認してもらえるようなサポートがほしい。＜アンケート＞

▶高所得のひとり親に対する支援がない。＜アンケート＞

施策の方向性

ひとり親家庭に対して、子育て・生活支援、就業支援策、経済的支援策等の総合的な自立支援を推進します。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭が急激な環境の変化や疾病などにより、一時的に生活支援が必要な場合、家庭生活支援員を派遣して生活の安定を図ります。	子育て世代包括支援センター
2	母子・父子相談	ひとり親家庭の生活上の問題、こどもに関することの相談窓口として母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の抱える様々な問題の相談に対応します。	子育て世代包括支援センター
3	ひとり親家庭への就業支援	ひとり親家庭の経済的自立を図るため、職業能力講座を受講した場合に受講料を助成する自立支援教育訓練給付金や、看護師等の養成機関で修学する場合に支給する高等職業訓練促進費などの就業に関する相談窓口として、就労支援専門員を配置し、ひとり親家庭の抱える様々な相談に対応します。	子育て世代包括支援センター
4	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援金の支給	高等学校を卒業していないひとり親家庭の父母や、20歳未満の子を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座受講料の一部を助成します。	子育て世代包括支援センター
5	ひとり親家庭への手当の支給	ひとり親家庭の保護者に児童扶養手当、県・市遺児手当を支給します。	こども政策課
6	ひとり親家庭等入学支援金の支給	大学等に入学するひとり親家庭等の子に対し、準備金を支給します。	子育て世代包括支援センター
7	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭、父子家庭等及び寡婦に対して経済的自立の助成や児童の福祉の増進を図ることを目的として資金の貸付を行います。	子育て世代包括支援センター
8	母子・父子家庭医療費助成制度	児童扶養手当・市遺児手当の受給者と手当対象児童について、医療機関等を受診された際の、保険診療における自己負担額を助成します。	保険医療課
9	【新規】 養育費確保支援助成金の支給	ひとり親で養育費の取り決めに係る費用を負担した方に、養育費に関する公正証書の作成や養育費保証契約に係る費用等の一部を助成します。	こども政策課

施策（２）児童虐待防止対策の充実

現状と課題

〇全国的に深刻な児童虐待事件が続発しており、児童虐待に対する社会の関心が高まっています。背景として、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立が考えられます。

〇本市においても、児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しており、全国的に早い段階で設置した要保護児童対策地域協議会を中心に児童虐待防止対策を行っています。

〇社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、関係機関と連携した取組が必要です。また、その際、こどもの声に耳を傾け、その意見を尊重した改善に取り組むことが重要です。

市民からの意見・要望

▶自分が見た一面だけで虐待を疑い通報したり声をかけたりするのはハードルが高い。＜アンケート＞

▶虐待予防には、誰かに話を聞いてもらう、一度こどもと離れる時間を作ることが必要だと思う。＜アンケート＞

施策の方向性

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、児童虐待の発生予防を行うとともに、虐待の早期発見、早期対応を推進するため、福祉に関する必要な支援に係る業務をこども家庭センターで総合的に実施します。

また、虐待の恐れがあるケースなど、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるように関係機関との連携を強化し、密接に情報提供できるよう努めます。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	児童虐待防止のための早期発見・早期対応	保健、医療、福祉、教育ならびに児童相談所など児童問題に関連する各関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見と適切で迅速な対応を図ります。	子育て世代包括支援センター
2	要保護家族のフォローケア事業	虐待を受けたこどもの保護・救済だけでなく、虐待した親・保護者に対するフォローケアについても、要保護児童対策地域協議会で対応します。	子育て世代包括支援センター
3	【新規】 親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、健全な親子関係の形成に向けた支援を実施します。	子育て世代包括支援センター
4	【新規】 子育て世帯訪問支援事業	【再掲】基本目標５－２－12に記載	子育て世代包括支援センター
5	こども家庭センターの運営	【再掲】基本目標２－２－２に記載	子育て世代包括支援センター
6	【新規】 （仮称）こまき子ども・若者総合相談センターの設置	【再掲】基本目標６－４－１に記載	子育て世代包括支援センター
7	【新規】 子ども・若者支援地域協議会の設置	【再掲】基本目標６－４－２に記載	子育て世代包括支援センター

施策（３）障がい児、医療的ケア児施策の充実

現状と課題

○障がいのあるこども一人ひとりの個性と能力を適切に伸ばしていくためには、ライフステージごとに切れ目ない支援を充実していく必要があります。

○乳幼児健診など多様な事業の機会を通して早期発見・早期療育に取り組んでいます。早期発見の増加により、相談や支援に対するニーズが高まってきており、各関係機関が連携を図りながら支援に取り組んでいます。

○本市では「第７期小牧市障がい福祉計画・第３期小牧市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのあるこどもが可能な限り身近な場所で療育等支援を受けることのできる環境整備等を推進しています。

○本市では、「あさひ学園」において、親子通園による発達支援を行うとともに、保護者への相談支援を実施しています。

市民からの意見・要望

▶デイサービスと学童保育の重複利用がしやすいといい。（金額的にも）＜子育て世帯ワークショップ＞

▶普通の学校には障がいのあるこどもに対するサポートが足りていない。特別支援学校に行くとそれまでの友達と離れてしまうため、障がいがあっても暮らしていける地域になってほしい。＜アンケート＞

▶障がい児に療育を行う児童発達支援・放課後等デイサービスなどの施設を増やしてほしい。＜アンケート＞

施策の方向性

障がいのあるこどもなど、特別な支援が必要なこどもの健全な発達、身近な地域での安心した生活を支援するため、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携を強化し、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進します。

また、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障がい児の受け入れを推進するとともに、受け入れにあたっては、各関係機関との連携を図ります。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	障がい児相談・発達支援の充実	一人ひとりの障がいの程度に合った保育・療育の機会が得られるようにきめ細やかな対応に努めます。ふれあい総合相談支援センターをはじめ市内５施設で相談支援を行います。また、子育て世代包括支援センター内で出張相談を行います。 あさひ学園においては、親子通園による発達支援を行うとともに、保護者への相談支援も行います。	障がい福祉課
2	特別な支援を必要とするこどもへの支援	障がいのあるこどもの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、こどもが示す困難に対応した教育相談を実施し、ニーズに合わせた指導や支援ができるように努めます。こどもこころの相談員による相談や、特別支援教育相談員・学校生活サポーターの配置、関係特別支援学校による相談などの取組を通じて、支援を行います。	学校教育課
3	児童クラブにおける障がい児の受け入れ推進	必要に応じて職員の加配による受け入れ体制を整え、集団保育の可能な障がいのあるこどもの受け入れの充実に努めます。	こども政策課
4	幼稚園・保育園等における障がい児等の受け入れ推進	集団保育の可能な障がいのあるこどもの受け入れを積極的に行い、障がい児保育の充実に努めます。また、保育園等では医療的ケア児を受け入れ、支援し、適正に保育するために「小牧市障がい児等保育及び支援事業実施要綱」で定める検討委員会において医療的ケア児の処遇を検討し、保育支援体制を整えます。	幼児教育・保育課
5	障害児通所支援	児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援により、日常生活や集団生活のルールなどを学ぶ身近な療育の場を提供します。	障がい福祉課
6	障害児福祉手当・特別児童扶養手当の支給	在宅の20歳未満の人で心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活において特別な介護が必要な人に障害児福祉手当を支給します。 また、心身に障がいのある在宅の20歳未満の児童を養育している人に、特別児童扶養手当を支給します。	障がい福祉課
7	【新規】 医療的ケア児への支援	医療的ケア児等コーディネーターを中心に関係機関と連携し、医療的ケア児とその家族を支える支援体制の構築を図ります。また、保育施設等で適正に保育するための体制整備に努めるとともに、早期からの就学相談により、適切な学びの場を決定します。	障がい福祉課 こども政策課 子育て世代包括支援センター 幼児教育・保育課 学校教育課
8	【新規】 インクルージョンの推進	障がいの有無に関わらず、すべてのこどもが多様な体験・活動を通して、ともに成長できる機会を提供し、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進します。	障がい福祉課 こども政策課 幼児教育・保育課 学校教育課

施策（４）こども・若者の貧困対策の充実

現状と課題

○厚生労働省の国民生活基礎調査によると、日本のこどもの相対的貧困率は令和３年で11.5%となっています。平成24年をピークに改善傾向が続いていますが、依然としてこどもの約９人に１人が貧困状態にあります。貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況での生活を余儀なくされているこどもたちがいます。

○各関係課や学校、関係団体等が連携し、困難を抱えるこども・若者を早期に発見し、支援につなげることが必要です。

市民からの意見・要望

▶親の所得に関係なく、こどもがやりたいことを平等にできるようにする。<アンケート>

施策の方向性

県や社会福祉協議会等が実施する手当・給付金の制度や日用品・食料品の提供、学習支援等のサービス、相談窓口の情報を、支援を必要とする方たちに届くように周知・広報を行います。また、困難を抱える世帯が安定した生活を送るために、経済的な支援だけでなく、保護者の職業的自立支援を行います。

困難を抱えるこども・若者を早期に発見し、支援につなげるために、各関係課や学校、関係団体等の連携を強化します。また、自らSOSを発することが難しい世帯など、必要な支援が届いていない世帯に対しては、支援機関などの側からアプローチして積極的な支援を行います。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	こども食堂の推進	【再掲】基本目標２－２－５に記載	多世代交流プラザ
2	学習支援事業駒来塾	【再掲】基本目標２－１－４に記載	こども政策課
3	ひとり親家庭等入学支援金の支給	【再掲】基本目標７－１－６に記載	子育て世代包括支援センター
4	小牧市就労支援センターによる就労支援	【再掲】基本目標６－１－１に記載	商工振興課
5	【新規】（仮称）こまき子ども・若者総合相談センターの設置	【再掲】基本目標６－４－１に記載	子育て世代包括支援センター
6	【新規】子ども・若者支援地域協議会の設置	【再掲】基本目標６－４－２に記載	子育て世代包括支援センター

施策（５）外国人など配慮が必要な家庭への支援の充実

現状と課題

○本市の外国人市民の割合は令和６年10月時点で7.4%となっています。国籍、文化、言語等に関わらず、相互に違いを認め合い、思いやり支え合う多文化共生のまちづくりを進めていくことが必要です。

○本市では、「日本語初期教室にじっこ教室」での指導や、各学校での日本語指導教員による指導、語学相談員による学習適応指導や配布文書の翻訳、日本語指導員による学校巡回などを行っていますが、増加するニーズに対応する支援スタッフの不足等、体制面が課題となっています。

市民からの意見・要望

▶家や学校以外に“ここに居たい”と感じる場所は、「公園や自然の中で遊べる場所」「祖父母・親戚の家や友達の家」が多い。＜外国にルーツをもつこどもへのインタビュー＞

▶市の施策として、外国人のこどもへの学校生活における支援を期待する。＜アンケート＞

施策の方向性

文化的・言語的な背景が異なり、多文化な子育て環境を有する外国にルーツを持つ育児家庭の定住化に向け、地域社会や保育園・学校等において、安心して子育て・子育ちができるよう、子育て・教育関係の情報提供、日本語学習の支援、就学準備などの教育・自立支援を行います。

具体的な取組

No.	取　組	内　容	担当課
1	プレスクールの実施	市内在住の外国にルーツを持つ小学校入学直前の幼児が学校生活に早期に適応できるよう、小牧市国際交流協会が小学校や保育園などと連携し、学校のルールやひらがなを学ぶプレスクールを実施します。	多文化共生推進室
2	日本語初期教室の実施・整備	小牧市の小中学校に転入学してきた日本語教育が必要な児童生徒を対象に、必要な日本語の学習や日本の学校生活への適応指導を約３か月間集中して行います。	学校教育課
3	必要に応じた語学相談員の配置	グローバル化が進む中、小牧市においても多言語化が進んでいます。今年度はベトナム語の語学相談員を１名増員しました。今後も、多言語化の状況に応じて配置を検討します。	学校教育課
4	外国にルーツを持つ生徒等への進路相談の実施	小牧市外国人児童生徒連絡協議会で毎年７月に外国人進路説明会を行います。説明会では、高等学校や専修学校の先生の話などを聞くことができます。	学校教育課
5	児童館における外国文化に親しむ機会の創出	【再掲】基本目標２－１－６に記載	多世代交流プラザ
6	【新規】 児童館における外国にルーツを持つ児童への日本語学習支援	【再掲】基本目標２－１－７に記載	多世代交流プラザ

第５章　教育・保育等の量の見込みと確保の内容

１　教育・保育提供区域の設定

国では、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

本市においては、市域や通勤圏などを勘案し、教育・保育事業は３ブロックに分割し、東部地区、中部地区、西部地区として設定することとします。

なお、地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童健全育成事業は、小学校区単位で設置し、その他は利用実績や給付体系の状況を踏まえ、市全域とすることとします。

■教育・保育提供区域

区域名		ブロック	小学校区	全市
区域数		3	16	1
教育・保育事業	１号認定（３～５歳・教育）	●		
	２号認定（３～５歳・保育）	●		
	３号認定（０～２歳・保育）	●		
地域子ども・子育て支援事業	放課後児童健全育成事業		●	
	時間外保育事業			●
	子育て短期支援事業			●
	地域子育て支援拠点事業			●
	一時預かり事業			●
	病児保育事業			●
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）			●
	利用者支援事業			●
	乳児家庭全戸訪問事業			●
	養育支援訪問事業			●
	妊婦健康診査事業			●
	実費徴収に係る補足給付を行う事業			●
	子育て世帯訪問支援事業			●
	児童育成支援拠点事業			●
	親子関係形成支援事業			●
	妊婦等包括相談支援事業			●
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）			●
	産後ケア事業			●

■教育・保育提供区域における施設配置図

【中部地区】
●保育園：12か所
一色保育園、岩崎保育園、本庄保育園、味岡保育園、山北保育園、※まことままはら保育園、レイモンド小牧保育園、第二保育園、じょうぶし保育園、さくら保育園、大山保育園、みなみ保育園　※令和８年４月開園
●幼稚園：４か所
美鳥幼稚園、美鳥第二幼稚園、小牧幼稚園、第一幼稚園
●幼保連携型認定こども園：１か所
とやまこども園
●地域型保育事業（小規模保育事業）24か所

【西部地区】
●保育園：６か所
村中保育園、三ツ渕北保育園、三ツ渕保育園、小木保育園、藤島保育園、北里保育園
●幼稚園：１か所
市之久田幼稚園

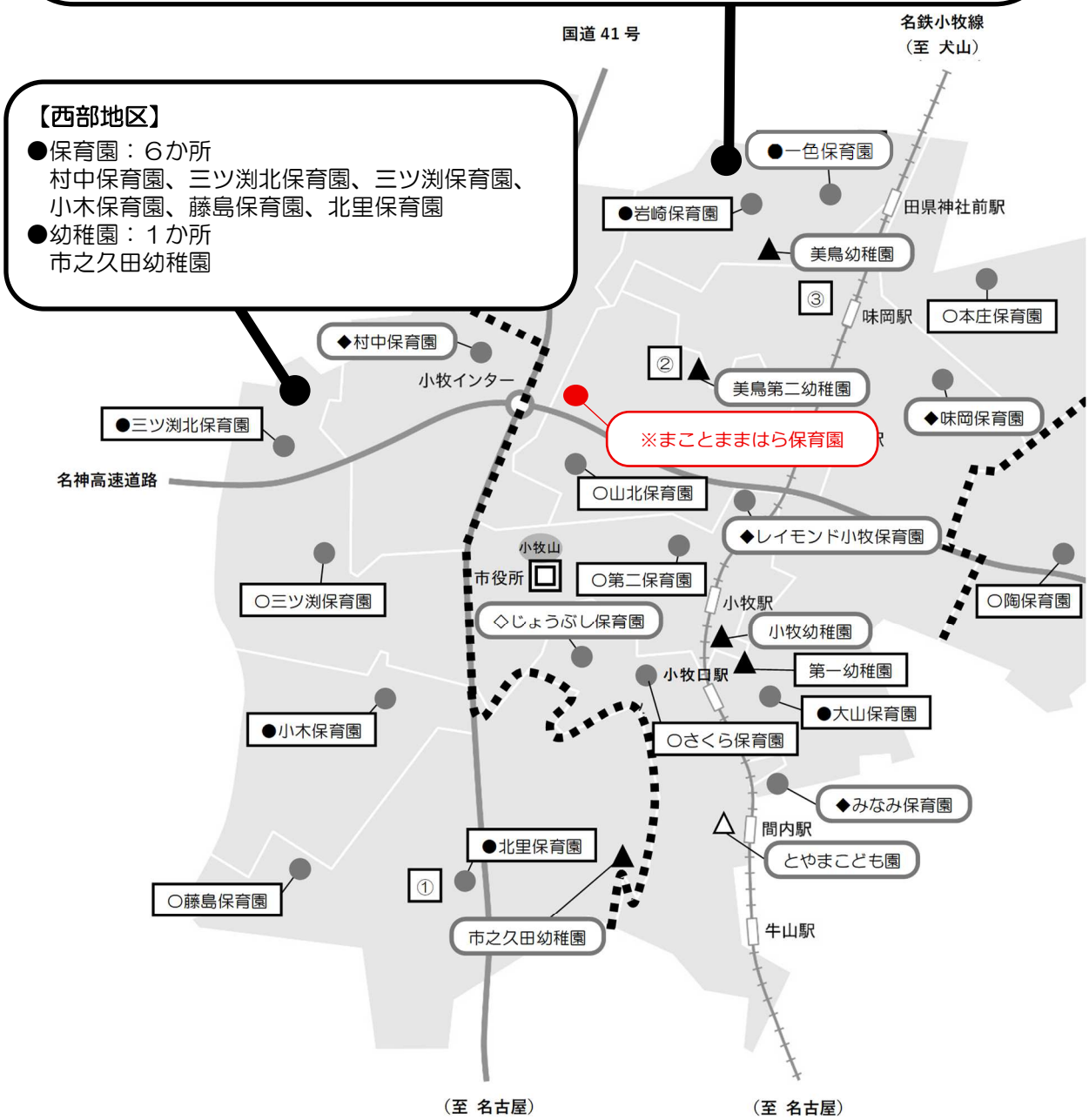

【東部地区】
●保育園：４か所
篠岡保育園、古雅保育園、大城保育園、陶保育園
●幼稚園：４か所
名北ゼンヌ幼稚園、桃花台ひまわり幼稚園、
あおぞら幼稚園、太陽幼稚園
●幼保連携型認定こども園：１か所
旭ヶ丘第二こども園

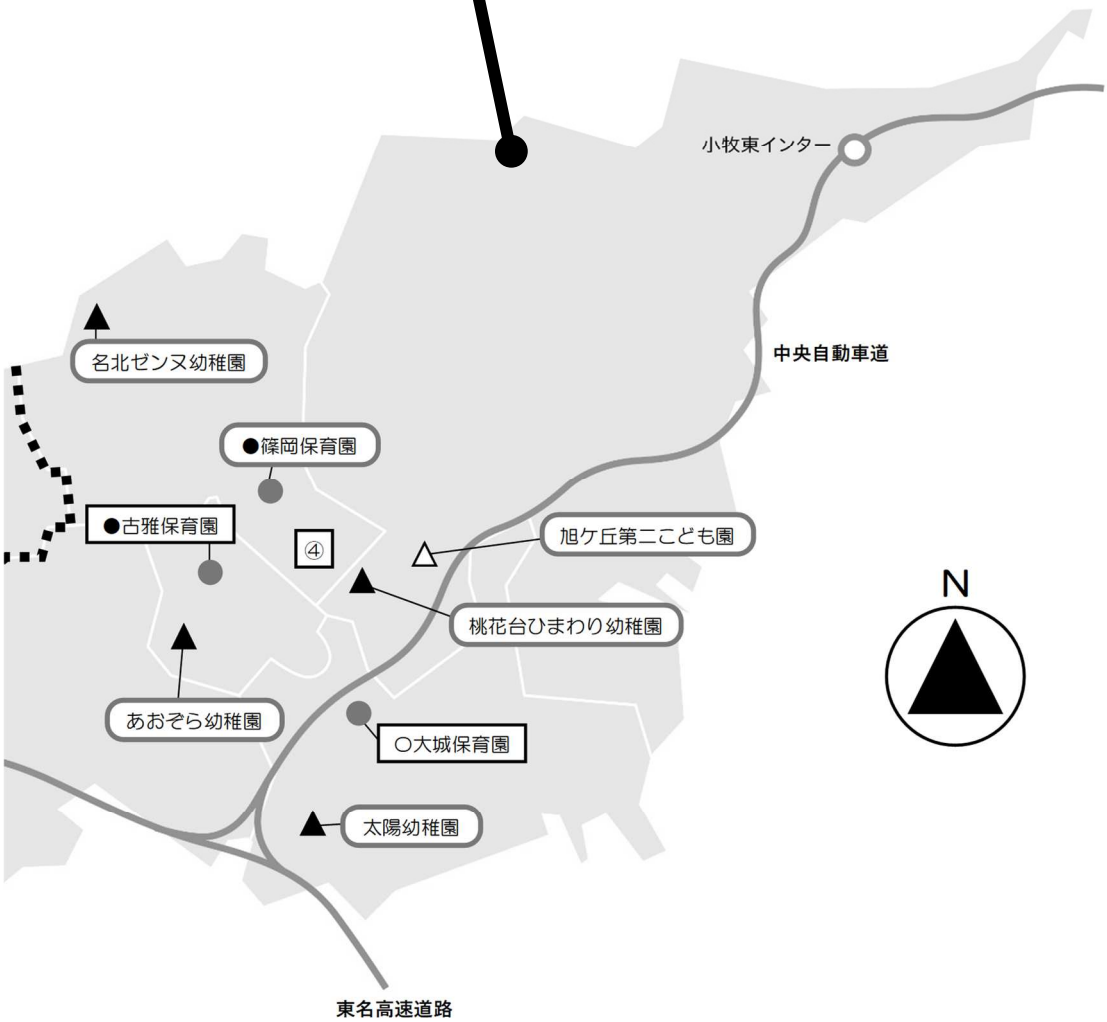

【教育・保育施設凡例】
公立施設
私立施設

【公共施設凡例】
① 北里市民センター
② パークアリーナ小牧
③ 味岡市民センター
④ 東部市民センター

● 保育園
○ １歳児から
● ０歳児（３か月目から）
◆ ０歳児（57 日目から）
◇ ０歳児（６か月目から）
▲ 幼稚園
△ 認定こども園

2　教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

（1）教育事業の見込みと確保の方策

事業名	幼稚園、認定こども園	提供区域	3 区域
事業内容	▶学校教育法に基づき、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する幼児教育を実施する事業 ▶全市域の幼稚園は９か所（公立１園、私立８園） ▶全市域の認定こども園は２か所		

全市

◆利用実績推移　（各年度５月１日現在の利用実績）

単位：人

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
幼稚園・認定こども園		1,517	1,342	1,299	1,259	1,152
	１号認定	1,203	1,045	971	962	852
	２号認定	314	297	328	297	300

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①		1,147	1,112	1,070	1,027	993
	１号認定	876	850	818	785	758
	２号認定	271	262	252	242	235
確保の内容　②		2,227	2,227	2,119	2,119	2,119
過不足（②―①）		1,080	1,115	1,049	1,092	1,126

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○人口推計では、対象年齢のこどもは減少傾向であり、アンケート結果に基づく推計からも教育ニーズ量の減少が予測されます。

○各地区ともに、計画期間内は、量の見込みを上回る提供体制（定員）を確保しており、「確保の内容（提供体制）」として、地区ごとに記載をしています。

東部地区

◆利用実績推移　（各年度５月１日現在の利用実績）

単位：人

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
幼稚園・認定こども園		490	448	435	406	384
	１号認定	331	308	300	287	254
	２号認定	159	140	135	119	130

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①		370	359	345	331	320
	１号認定	261	254	244	234	226
	２号認定	109	105	101	97	94
確保の内容　②		729	729	729	729	729
過不足（②―①）		359	370	384	398	409

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○桃花台ひまわり幼稚園、太陽幼稚園の新制度未移行幼稚園２園、あおぞら幼稚園、名北ゼンヌ幼稚園の新制度移行幼稚園２園と、旭ヶ丘第二こども園の認定こども園１園で確保します。

中部地区

◆利用実績推移　（各年度５月１日現在の利用実績）

単位：人

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
幼稚園・認定こども園		837	734	701	692	610
	１号認定	694	592	533	535	465
	２号認定	143	142	168	157	145

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①		630	611	588	565	546
	１号認定	487	472	455	437	422
	２号認定	143	139	133	128	124
確保の内容　②		1,188	1,188	1,080	1,080	1,080
過不足（②―①）		558	577	492	515	534

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○美鳥幼稚園、美鳥第二幼稚園、小牧幼稚園の新制度未移行幼稚園３園と第一幼稚園の新制度移行幼稚園１園及び、とやまこども園の認定こども園１園で確保します。

○令和９年度は、第一幼稚園を（仮称）第一こども園に統合することにより確保します。

西部地区

◆利用実績推移　（各年度５月１日現在の利用実績）

単位：人

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
幼稚園・認定こども園		190	160	163	161	158
	１号認定	178	145	138	140	133
	２号認定	12	15	25	21	25

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①		147	142	137	131	127
	１号認定	128	124	119	114	110
	２号認定	19	18	18	17	17
確保の内容　②		310	310	310	310	310
過不足（②―①）		163	168	173	179	183

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○市之久田幼稚園の新制度未移行幼稚園１園で確保します。

（２）保育事業の見込みと確保の方策

事業名	保育園、認定こども園、地域型保育事業	提供区域	３区域
事業内容	▶児童福祉法に基づき、保護者の労働、疾病等の理由で、家庭において乳幼児を保育することができない保護者に代わって、その乳幼児の心身の健全な発達を目指し保育することを目的とする事業 ▶全市域の保育園は21か所 ▶中部地区に地域型保育事業（小規模保育事業）は20か所 ▶全市域の認定こども園は２か所		

全市

◆利用実績推移　（各年度４月１日現在の利用実績）

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
２号認定	1,802	1,780	1,763	1,721	1,712
３号認定	847	838	805	877	982
０歳	50	52	65	70	94
１歳	337	313	303	344	362
２歳	460	473	437	463	526
２・３号合計	2,649	2,618	2,568	2,598	2,694

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

＜2 号認定＞	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	1,680	1,659	1,625	1,586	1,560
確保の内容　②	2,339	2,393	2,363	2,363	2,363
過不足（②―①）	659	734	738	777	803

単位：人

＜３号認定：０歳児＞	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	112	127	141	155	169
確保の内容　②	178	204	210	210	210
保育園・認定こども園	103	113	119	119	119
地域型保育	75	91	91	91	91
過不足（②―①）	66	77	69	55	41

単位：人

＜３号認定：１歳児＞	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	351	370	380	391	401
確保の内容　②	459	506	510	510	510
保育園・認定こども園	325	343	347	347	347
地域型保育	134	163	163	163	163
過不足（②―①）	108	136	130	119	109

単位：人

＜３号認定：２歳児＞	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	512	480	491	490	490
確保の内容　②	573	622	641	641	641
保育園・認定こども園	430	448	467	467	467
地域型保育	143	174	174	174	174
過不足（②―①）	61	142	150	151	151

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○人口推計では、２号認定の対象となる３～５歳のこどもは減少傾向となっており、アンケート結果に基づく推計から保育ニーズ量の減少が予測されたため、現状を踏まえた補正を行っています。
また、３号認定の対象となる０歳・１歳・２歳のこども人口の推計は、減少傾向であるものの、アンケート結果に基づく推計においては横ばいと予測しました。本市は０歳児から２歳児の保育料の無償化を行っていることから、現状を踏まえた補正を行っています。

○各地区ともに、計画期間内においては、想定した量の見込みを上回る提供体制（定員）を確保しており、「確保の内容（提供体制）」として、地区ごとに記載をしています。

東部地区

◆利用実績推移　（各年度４月１日現在の利用実績）

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
２号認定	311	294	265	258	252
３号認定	123	116	117	132	134
０歳	5	3	8	2	4
１歳	47	44	42	57	51
２歳	71	69	67	73	79
２・３号合計	434	410	382	390	386

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

＜2 号認定＞	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	247	244	239	234	229
確保の内容　②	464	464	464	464	464
過不足（②―①）	217	220	225	230	235

単位：人

＜３号認定：０歳児＞	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	5	5	6	7	7
確保の内容　②	28	28	28	28	28
保育園・認定こども園	28	28	28	28	28
地域型保育	0	0	0	0	0
過不足（②―①）	23	23	22	21	21

単位：人

＜３号認定：１歳児＞	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	50	52	54	55	57
確保の内容　②	85	85	85	85	85
保育園・認定こども園	85	85	85	85	85
地域型保育	0	0	0	0	0
過不足（②―①）	35	33	31	30	28

単位：人

＜３号認定：２歳児＞	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	77	72	74	74	74
確保の内容　②	91	91	91	91	91
保育園・認定こども園	91	91	91	91	91
地域型保育	0	0	0	0	0
過不足（②―①）	14	19	17	17	17

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○篠岡保育園、古雅保育園、大城保育園、陶保育園の保育園４園と旭ヶ丘第二こども園の認定こども園１園で確保します。

中部地区

◆利用実績推移　（各年度４月１日現在の利用実績）

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
２号認定	1,157	1,152	1,159	1,149	1,165
３号認定	568	589	555	609	689
０歳	37	41	46	62	77
１歳	231	224	213	231	251
２歳	300	324	296	316	361
２・３号合計	1,725	1,741	1,714	1,758	1,854

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

＜2 号認定＞	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	1,143	1,129	1,106	1,079	1,062
確保の内容　②	1,447	1,501	1,471	1,471	1,471
過不足（②―①）	304	372	365	392	409

単位：人

＜３号認定：０歳児＞	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	94	107	118	130	142
確保の内容　②	129	155	161	161	161
保育園・認定こども園	54	64	70	70	70
地域型保育	75	91	91	91	91
過不足（②―①）	35	48	43	31	19

単位：人

＜３号認定：１歳児＞	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	243	257	263	271	278
確保の内容　②	294	341	345	345	345
保育園・認定こども園	160	178	182	182	182
地域型保育	134	163	163	163	163
過不足（②―①）	51	84	82	74	67

単位：人

＜３号認定：２歳児＞	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	351	329	337	336	336
確保の内容　②	391	440	459	459	459
保育園・認定こども園	248	266	285	285	285
地域型保育	143	174	174	174	174
過不足（②―①）	40	111	122	123	123

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○令和７年度は、一色保育園、岩崎保育園、本庄保育園、味岡保育園、山北保育園、レイモンド小牧保育園、第二保育園、じょうぶし保育園、さくら保育園、大山保育園、みなみ保育園の保育園11園、とやまこども園の認定こども園１園及び、地域型保育施設20施設で確保します。

○令和８年度は、新たな保育園１園及び新たな地域型保育施設４園を加えることにより確保します。

○令和９年度は、大山保育園を（仮称）第一こども園に統合することにより確保します。

西部地区

◆利用実績推移　（各年度４月１日現在の利用実績）

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
２号認定	334	334	339	314	295
３号認定	156	133	133	136	159
０歳	8	8	11	6	13
１歳	59	45	48	56	60
２歳	89	80	74	74	86
２・３号合計	490	467	472	450	454

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

＜2 号認定＞	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	290	286	280	273	269
確保の内容　②	428	428	428	428	428
過不足（②―①）	138	142	148	155	159

単位：人

＜３号認定：０歳児＞	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	13	15	17	18	20
確保の内容　②	21	21	21	21	21
保育園・認定こども園	21	21	21	21	21
地域型保育	0	0	0	0	0
過不足（②―①）	8	6	4	3	1

単位：人

＜３号認定：１歳児＞	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	58	61	63	65	66
確保の内容　②	80	80	80	80	80
保育園・認定こども園	80	80	80	80	80
地域型保育	0	0	0	0	0
過不足（②―①）	22	19	17	15	14

単位：人

＜３号認定：２歳児＞	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	84	79	80	80	80
確保の内容　②	91	91	91	91	91
保育園・認定こども園	91	91	91	91	91
地域型保育	0	0	0	0	0
過不足（②―①）	7	12	11	11	11

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○村中保育園、三ツ渕北保育園、三ツ渕保育園、小木保育園、藤島保育園、北里保育園の保育園６園で確保します。

3　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

（1）放課後児童健全育成事業

事業名	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	提供区域	小学校区
事業内容	▶昼間保護者が就労などで家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後等に家庭に代わる適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業 ▶16小学校区で実施		

全市

◆利用実績推移　（各年度８月１日現在の利用実績）

単位：人

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用児童数			1,863	1,840	1,884	1,870	1,937
	１～３年生小計		1,357	1,378	1,366	1,354	1,347
		１年生	524	538	469	508	504
		２年生	445	476	491	429	479
		３年生	388	364	406	417	364
	４～６年生小計		506	462	518	516	590
		４年生	276	268	275	297	311
		５年生	155	139	173	148	195
		６年生	75	55	70	71	84

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①			1,861	1,778	1,694	1,638	1,580
	１～３年生小計		1,309	1,254	1,184	1,145	1,112
		１年生	479	450	425	430	410
		２年生	474	451	424	400	405
		３年生	356	353	335	315	297
	４～６年生小計		552	524	510	493	468
		４年生	278	272	270	256	240
		５年生	191	171	167	166	158
		６年生	83	81	73	71	70
確保の内容　②			2,418	2,418	2,418	2,418	2,418
過不足（②―①）			557	640	724	780	838

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○学校長期休業中においては、通常使用している活動場所の他に、学校が休業であるために利用しない教室等を一時的に借用することで確保します。

小学校区別

◆量の見込み

単位：人

児童クラブ名			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1	桃ヶ丘	１年生	12	12	—	—	—
		２年生	22	21	—	—	—
		３年生	22	22	—	—	—
		４年生	20	19	—	—	—
		５年生	12	11	—	—	—
		６年生	10	10	—	—	—
		合　計	98	95	—	—	—
2	一色	１年生	40	38	35	36	34
		２年生	37	35	33	31	31
		３年生	17	16	16	15	14
		４年生	21	20	20	19	18
		５年生	19	17	17	17	16
		６年生	3	3	3	3	3
		合　計	137	129	124	121	116
3	米野	１年生	50	47	45	45	44
		２年生	42	40	37	35	36
		３年生	41	41	39	36	34
		４年生	28	27	26	26	24
		５年生	15	14	14	14	13
		６年生	5	5	4	4	4
		合　計	181	174	165	160	155
4	北里	１年生	29	27	25	26	24
		２年生	26	24	23	22	22
		３年生	18	17	17	16	15
		４年生	13	13	13	12	12
		５年生	11	10	9	9	9
		６年生	0	0	0	0	0
		合　計	97	91	87	85	82
5	本庄	１年生	31	29	27	28	27
		２年生	40	38	35	33	34
		３年生	28	28	27	24	23
		４年生	22	22	22	21	19
		５年生	14	13	13	13	12
		６年生	11	11	10	10	10
		合　計	146	141	134	129	125

児童クラブ名			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
6	光ヶ丘	１年生	21	20	—	—	—
		２年生	21	20	—	—	—
		３年生	17	17	—	—	—
		４年生	15	15	—	—	—
		５年生	9	8	—	—	—
		６年生	4	4	—	—	—
		合　計	87	84	—	—	—
7	篠岡	１年生	19	18	—	—	—
		２年生	14	14	—	—	—
		３年生	9	9	—	—	—
		４年生	13	13	—	—	—
		５年生	5	4	—	—	—
		６年生	9	8	—	—	—
		合　計	69	66	—	—	—
8	小牧	１年生	51	47	45	45	43
		２年生	47	44	42	39	40
		３年生	32	32	30	29	27
		４年生	14	14	14	13	12
		５年生	11	9	9	9	9
		６年生	8	8	7	7	7
		合　計	163	154	147	142	138
9	味岡	１年生	49	46	44	44	42
		２年生	58	56	52	49	50
		３年生	32	32	30	29	27
		４年生	31	31	30	29	27
		５年生	22	20	20	19	19
		６年生	4	4	3	3	3
		合　計	196	189	179	173	168
10	小牧原	１年生	38	36	34	34	33
		２年生	29	28	27	25	25
		３年生	34	34	32	30	29
		４年生	15	15	15	14	13
		５年生	10	9	9	9	8
		６年生	0	0	0	0	0
		合　計	126	122	117	112	108
11	小木	１年生	29	27	25	26	24
		２年生	23	22	20	19	19
		３年生	21	20	19	18	17
		４年生	9	9	9	8	8
		５年生	12	11	10	10	10
		６年生	6	6	5	5	5
		合　計	100	95	88	86	83

児童クラブ名			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
12	村中	１年生	18	17	16	16	15
		２年生	21	20	19	18	18
		３年生	12	12	11	10	10
		４年生	10	10	10	9	8
		５年生	8	7	7	7	6
		６年生	1	1	1	1	1
		合　計	70	67	64	61	58
13	小牧南	１年生	42	39	37	38	36
		２年生	48	46	43	41	41
		３年生	32	32	30	29	27
		４年生	33	31	31	30	28
		５年生	20	18	17	17	16
		６年生	8	7	7	7	7
		合　計	183	173	165	162	155
14	三ッ渕	１年生	13	13	12	12	11
		２年生	13	12	11	11	11
		３年生	15	15	14	13	12
		４年生	12	11	11	11	10
		５年生	9	8	8	8	7
		６年生	7	7	6	6	6
		合　計	69	66	62	61	57
15	陶	１年生	14	13	—	—	—
		２年生	13	12	—	—	—
		３年生	7	7	—	—	—
		４年生	8	8	—	—	—
		５年生	7	6	—	—	—
		６年生	2	2	—	—	—
		合　計	51	48	—	—	—
16	大城	１年生	23	21	—	—	—
		２年生	20	19	—	—	—
		３年生	19	19	—	—	—
		４年生	14	14	—	—	—
		５年生	7	6	—	—	—
		６年生	5	5	—	—	—
		合　計	88	84	—	—	—
17	桃花台東	１年生	—	—	47	47	45
		２年生	—	—	42	39	40
		３年生	—	—	35	32	30
		４年生	—	—	36	33	31
		５年生	—	—	15	15	14
		６年生	—	—	14	13	12
		合　計	—	—	189	179	172

児童クラブ名			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
18	桃花台西	１年生	―	―	33	33	32
		２年生	―	―	40	38	38
		３年生	―	―	35	34	32
		４年生	―	―	33	31	30
		５年生	―	―	19	19	19
		６年生	―	―	13	12	12
		合　計	―	―	173	167	163

※　令和９年４月の学校再編に伴い、桃花台東（光ヶ丘、篠岡、大城）及び桃花台西（桃ヶ丘、陶、大城）へ再編を行った。

（２）時間外保育事業

事業名	時間外保育事業（延長保育事業）	提供区域	市全域
事業内容	▶保育時間が11時間を超える保育ニーズに対応したサービスを提供する事業		

◆利用実績推移

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
年間利用者数	213	267	301	295	340

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	311	328	346	365	386
確保の内容　②	400	440	440	440	440
過不足（②―①）	89	112	94	75	54

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○令和７年度は、村中保育園、味岡保育園、レイモンド小牧保育園、じょうぶし保育園、みなみ保育園、篠岡保育園、一色保育園、小木保育園、大山保育園、大城保育園の保育園10園で確保します。

○令和８年度は、令和７年度の施設に新たな保育園１園を加えることにより確保します。

○令和９年度以降は、大山保育園を（仮称）第一こども園に統合することにより確保します。

（３）子育て短期支援事業

事業名	子育て短期支援事業（ショートステイ）	提供区域	市全域
事業内容	▶保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭による養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等でこどもを預かる事業 ▶竜陽園・赤ちゃんの家さくらんぼ（２歳まで）、溢愛館・子どもの家ともいき・照光愛育園（２歳以上）の合計５か所で実施		

◆利用実績推移

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	6	7	4	30	7

※令和６年度は見込み

◆量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	30	30	30	30	30
確保の内容　②	30	30	30	30	30
過不足（②―①）	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○利用日数及び利用者数は、年度によって異なりますが、一定の利用ニーズがあり、今後もニーズが見込まれます。乳児院２か所（小牧市：竜陽園、犬山市：赤ちゃんの家さくらんぼ）、児童養護施設３か所（犬山市：溢愛館、一宮市：照光愛育園、子どもの家ともいき）で確保します。

（４）地域子育て支援拠点事業

事業名	地域子育て支援拠点事業	提供区域	市全域
事業内容	▶乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業 ▶子育て世代包括支援センター、児童館（７館）の子育て支援室で実施		

◆利用実績推移

単位：人回・か所

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用回数	56,355	56,591	80,374	100,756	100,756
実施箇所数	8	8	8	8	8

※令和６年度は見込み

◆量の見込みと確保の内容

単位：人回

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	100,756	100,756	100,756	100,756	100,756
確保の内容　②	100,756	100,756	100,756	100,756	100,756
過不足（②―①）	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○子育て世代包括支援センター、児童館（７か所）で確保します。

（５）一時預かり事業

事業名	一時預かり事業	提供区域	市全域
事業内容	▶幼稚園型 幼稚園、認定こども園（１号認定）に通う在園児のうち希望者を対象に、教育時間終了後や長期休業中に幼稚園、認定こども園で預かり保育を実施する事業（施設等利用給付認定の２・３号のみ） ▶一般型 保護者の就労や病気等の理由で、一時的または断続的に家庭での保育が困難な未就園児を対象に、保育園で一時保育を実施する事業		

①　幼稚園型

◆利用実績推移

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	51,567	50,806	50,609	49,043	27,144

※令和６年度は幼稚園預かり保育（２～３号のみ）の見込み

◆量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	37,992	37,865	37,739	37,613	37,488
確保の内容　②	66,200	66,200	66,200	66,200	66,200
過不足（②―①）	28,208	28,335	28,461	28,587	28,712

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○幼稚園型については、新制度未移行幼稚園６園と新制度移行幼稚園２園、第一幼稚園及び、認定こども園２園で確保します。

○令和９年度以降は第一幼稚園を（仮称）第一こども園に統合することにより確保します。

②　一般型

◆利用実績推移

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	3,369	3,442	2,654	3,398	1,535

※令和６年度は見込み

◆量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	3,477	3,558	3,641	3,726	3,813
確保の内容　②	5,117	5,848	5,848	5,848	5,848
過不足（②―①）	1,640	2,290	2,207	2,122	2,035

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○一般型については、令和７年度は私立保育園７園で確保します。

○令和８年度からは新たな保育園１園を加えることにより確保します。

（６）病児保育事業

事業名	病児・病後児保育事業	提供区域	市全域
事業内容	▶こどもが病気で、かつ保護者が家庭で保育を行うことが困難な場合に、専用施設で一時的にこどもを預かる事業。また、保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応を行う事業 ▶病児対応型を２か所、体調不良児対応型を４か所で実施		

◆利用実績推移

単位：人日

病児・病後児対応型	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	176	524	554	742	770

体調不良児対応型	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	304	702	818	1,362	586

※令和６年度は見込み

◆量の見込みと確保の内容

単位：人日

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①		2,597	2,508	2,434	2,360	2,297
	病児・病後児対応型	826	794	762	739	716
	体調不良児対応型	1,771	1,714	1,672	1,621	1,581
確保の内容　②		5,040	5,520	5,520	5,520	5,520
	病児・病後児対応型	3,120	3,120	3,120	3,120	3120
	体調不良児対応型	1,920	2,400	2,400	2,400	2400
過不足（②―①）		2,443	3,012	3,086	3,160	3,223

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○病児・病後児対応型については、はやしこどもクリニックと小木こどもファミリークリニックの２施設で確保します。

○令和10年度からは新たな医療機関１施設を加えることにより確保します。

○令和７年度より名古屋市との広域受入に係る相互利用協定を締結し、互いの市の病児・病後児保育事業は、それぞれの市民と同じ利用料金で使用できるようにします。

○体調不良児対応型については、レイモンド小牧保育園、みなみ保育園、味岡保育園、篠岡保育園の私立保育園４園で、看護師を配置し、確保します。

○令和８年度からは新たな私立保育園１園を加えることにより確保します。

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業名	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	提供区域	市全域
事業内容	▶就学児童の放課後児童クラブへの送迎など、一時的にこどもを預かってほしい会員の依頼に応じて、育児の手助けができる会員を紹介する事業		

◆利用実績推移

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	246	430	523	523	523

※令和６年度は見込み

《参考》

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
依頼会員数	200	202	215	246	246
援助会員数	93	108	113	121	121

※令和６年度は見込み

◆量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	533	543	553	563	573
確保の内容　②	533	543	553	563	573
過不足（②―①）	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○就学児童の利用については、放課後児童クラブの運営時間の延長により利用者が減少傾向にあるものの、送迎以外に一定のニーズが今後もみられます。援助会員と比較して利用状況に余裕があるため、今後も制度の周知に努め、特に依頼会員を増やすことで、利用者数の増加を図ります。

（８）利用者支援事業

事業名	利用者支援事業	提供区域	市全域
事業内容	▶利用者が多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援のサービス利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整等を実施する事業		

◆利用実績推移

単位：か所

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施箇所数	1	1	1	1	1
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型 (こども家庭センター型)	1	1	1	1	1

◆量の見込みと確保の内容

単位：か所

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	1	1	1	1	1
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保の内容　②	1	1	1	1	1
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
過不足（②―①）	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○地域子育て相談機関に位置付けた各地域の児童館と連携して、地域の子育て支援事業の情報を集約し、妊娠・出産・育児期にわたり切れ目なく必要な情報提供・相談支援を実施できるよう子育て世代包括支援センター１か所で実施します。

○保健師等の専門職の配置及び研修を行い、多様化する子育て支援サービスの情報提供及び必要に応じた相談・助言を適切に行う体制を確保します。

（９）乳児家庭全戸訪問事業

事業名	乳児家庭全戸訪問事業	提供区域	市全域
事業内容	▶乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩み、心身の状態や育児状況などに応じて情報提供や助言指導を行い、適切なサービス提供につなげる事業		

※令和６年度まで保健連絡員・保健連絡員OBによる赤ちゃん訪問事業にて乳児家庭全戸訪問事業を実施していましたが、令和7年度から助産師等専門職による乳児家庭全戸訪問を実施します。

◆利用実績推移

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
訪問実施人数	823	618	784	732	760

※令和６年度は見込み

◆量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	870	852	838	823	812
確保の内容　②	870	852	838	823	812
過不足（②―①）	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○乳児のいるすべての家庭に助産師等が訪問できる体制を確保します。

（10）養育支援訪問事業

事業名	養育支援訪問事業	提供区域	市全域
事業内容	▶妊娠・出産・育児期をとおして、養育支援が必要と判断した家庭に訪問し、育児不安の軽減を図る事業		

※国の出産子育て応援事業の伴走型相談支援事業、乳児家庭全戸訪問事業などに伴い、令和７年度より事業の対象者を見直しました。

◆利用実績推移

単位：世帯

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
訪問世帯数	472	626	622	1050	500

※令和６年度は見込み

◆量の見込みと確保の内容

単位：世帯

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	411	408	404	404	404
確保の内容　②	411	408	404	404	404
過不足（②―①）	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○乳児家庭全戸訪問事業やその他母子保健事業、関係機関からの連絡等により、養育支援が必要と判断した家庭に対して、専門的な支援が継続的に提供できる体制を確保します。

（11）妊婦健康診査事業

事業名	妊婦健康診査事業	提供区域	市全域
事業内容	▶妊婦と胎児の健康の保持増進及び異常の早期発見により、適正な医療や保健指導等につなげ、安全で安心な出産ができる環境を整えるため、必要な回数の妊婦健康診査を公費負担し受診を促す事業		

◆利用実績推移

単位：人・回

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
対象人数	1,159	1,113	1,051	1,070	1,100
健診回数	13,311	13,516	12,906	11,906	13,000

※令和６年度は見込み

◆量の見込みと確保の内容

単位：人・回

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み ①	対象人数	997	980	963	950	935
	健診回数	13,956	13,726	13,481	13,301	13,088
確保の内容 ②	対象人数	997	980	963	950	935
	健診回数	13,956	13,726	13,481	13,301	13,088
過不足（②―①）	対象人数	0	0	0	0	0
	健診回数	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○妊娠届出時に親子健康手帳とともに愛知県内の産婦人科で使用できる妊婦健康診査受診票を14回分（多胎妊婦は５回追加）、子宮頸がん検査受診票１枚を交付し、公費で受診できる体制を確保します。また、県外の医療機関を受診した場合は償還払いできる体制を確保します。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業名	実費徴収に係る補足給付事業	提供区域	市全域
事業内容	▶保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用、給食の副食費（新制度未移行の幼稚園対象）等を助成する事業		

◆利用実績推移

単位：人月

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	2,075	2,575	2,364	2,172	2,139

※令和６年度は見込み

◆量の見込みと確保の内容

単位：人月

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	2,230	2,289	2,350	2,413	2,477
確保の内容　②	2,230	2,289	2,350	2,413	2,477
過不足（②―①）	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○対象となる世帯に対し、適切に助成できるよう必要な予算を確保します。

（13）子育て世帯訪問支援事業

事業名	子育て世帯訪問支援事業	提供区域	市全域
事業内容	▶虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業		

◆利用実績推移

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	－	－	－	23	177

※令和６年度は見込み

◆量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	172	167	162	157	152
確保の内容　②	172	167	162	157	152
過不足（②―①）	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○対象となる世帯に対し、適切に派遣できる体制を確保します。

（14）児童育成支援拠点事業

事業名	児童育成支援拠点事業	提供区域	市全域
事業内容	▶養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業		

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

〇国の指針に従い、関係機関と連携し、今後の事業実施に向けて検討を進めていきます。

（15）親子関係形成支援事業

事業名	親子関係形成支援事業	提供区域	市全域
事業内容	▶児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業		

◆利用実績推移

単位：世帯

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
対象世帯数	－	－	－	－	－

◆量の見込みと確保の内容

単位：世帯

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	12	11	11	11	10
確保の内容　②	12	11	11	11	10
過不足（②―①）	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○対象となる世帯に対し、適切に情報提供や相談等が行える体制を確保します。

（16）妊婦等包括相談支援事業

事業名	妊婦等包括相談支援事業	提供区域	市全域
事業内容	▶妊婦等に対して面談等を実施し、心身の状況や育児環境等に応じて、情報提供や相談等を行う事業		

◆利用実績推移

単位：組、回

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
妊娠届出数	1,071	1,028	979	983	980
１組あたりの面談回数	－	－	－	4	4
延べ面談実施回数	－	－	－	3,690	3,800

※令和６年度は見込み

◆量の見込みと確保の内容

単位：回

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①		3,688	3,628	3,560	3,512	3,456
確保の内容　②		3,688	3,628	3,560	3,512	3,456
	こども家庭センター	3,488	3,428	3,360	3,312	3,256
	上記以外	200	200	200	200	200
過不足（②―①）		0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○妊娠届出時をはじめ、継続的に面談等を行い、情報提供や助言指導を実施する体制を確保します。

（17）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業名	乳児等通園支援事業	提供区域	市全域
事業内容	▶保育所等の施設で、保育所等に入所していない乳児または幼児（満３歳未満）に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談と子育てについての情報の提供、助言、援助を行う事業		

◆量の見込みと確保の内容

単位：人月

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①		－	23	21	20	20
	０歳	－	8	7	7	7
	１歳	－	9	8	8	8
	２歳	－	6	6	5	5
確保の内容　②		－	31	40	40	40
過不足（②―①）		－	8	19	20	20

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○小規模保育園こすも、子育て世代包括支援センター、大城児童館、みなみ保育園、味岡保育園、篠岡保育園、まことままはら保育園、とやまこども園、旭ヶ丘第二こども園、イオン小牧キッズ保育園、味岡キッズ保育園の11施設で確保します。

○令和9年度以降は（仮称）第一こども園を加えることにより確保します。

○今後、公立保育施設の建替えにあわせて実施を検討します。

○地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

○幼稚園における満３歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

（18）産後ケア事業

事業名	産後ケア事業	提供区域	市全域
事業内容	▶産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう支援を行う事業		

◆利用実績推移

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	84	110	249	357	430

※令和６年度は見込み

◆量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	433	426	418	412	406
確保の内容　②	433	426	418	412	406
過不足（②―①）	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

○産後ケアを必要とするすべての人が利用できる体制を確保します。

４　教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であることを踏まえ、適切な情報提供等を行うなど、認定こども園への移行を検討する既存の幼稚園に対し、移行支援を行います。また、認定こども園に対する市民の理解が得られるよう、今後は市民に対して様々な媒体を利用しながら、広く認定こども園についての周知に努め、利用の促進を図ります。

さらに、こどもやその保護者が安心して教育・保育サービスを利用できるよう、現在実施している保育士や幼稚園教諭の合同研修を継続し、それぞれの資質の向上を促します。

５　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付について、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めるとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等の法に基づく事務の執行について、県と連携して実施します。

制度の円滑な実施のため、施設等利用給付費の仕組みや手続きの方法等についてわかりやすく周知するとともに、認可保育所だけでなく、幼稚園や認可外保育施設についても市民に広く周知するなど、保護者への情報提供を徹底します。

第６章　推進体制

１　計画の推進体制

（１）庁内における連携強化

本計画において取り組む施策は多岐にわたっており、庁内の関係各課が主体的に推進していくことが重要です。こども政策課を中心として連絡や調整を綿密に実施し、全庁的な取組を進めます。

（２）多様な主体との連携による推進

こども・若者とすべての子育て家庭を支援する施策を推進するためには、行政だけでなく、様々な分野における関わりが必要となります。家庭をはじめ、地域、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、企業、その他関係機関、団体等との連携・協働により取組を進めます。

（３）情報提供・周知

市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報やホームページなどを通じて周知を図り、地域社会全体での子育て支援の気運醸成を図ります。また、本計画の進捗状況や評価についても広報やホームページ等を通じて公開します。

（４）広域的な連携

幼稚園・保育園・認定こども園の広域利用、子育て支援従事者の資質向上に係る取組、児童虐待防止対策、障がい児への対応など、専門的な知識や技術を要する施策については、国や愛知県等と連携・調整を図り、より充実した取組を進めます。

２　計画の進捗状況の把握

（１）進行管理と評価体制の確立

計画を着実に実行していくには、各施策・事業の実施状況について定期的に点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映させていくことが大切です。

また、当事者の目線に立ったチェック体制が重要であることから、「小牧市こども・子育て会議」を評価機関として位置づけ、Ｐｌａｎ（計画）－Ｄｏ（実施・実行）－Ｃｈｅｃｋ（検証・評価）－Ａｃｔｉｏｎ（改善）のプロセスを踏まえた「ＰＤＣＡサイクル」に基づき、計画の進行管理と事業の改善を行います。

資　料　編

1　計画の策定経過

（1）令和５年度

年月日	内容
令和５年12月20日	令和５年度 第３回小牧市こども・子育て会議 ▶第３期小牧市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和６年２月22日 ～令和６年３月14日	小牧市子ども・子育てに関するアンケート調査の実施
令和６年３月18日	令和５年度 第４回小牧市こども・子育て会議 ▶第３期小牧市子ども・子育て支援事業計画の策定について ▶こどもの意見の聴取方法について ▶子ども・子育てに関するアンケート調査について

（2）令和６年度

年月日	内容
令和６年６月11日	令和６年度 第１回小牧市こども・子育て会議 ▶次期小牧市子ども・子育て支援事業計画の策定について ▶子ども・子育てに関するアンケート調査結果について
令和６年８月１日	令和６年度 第２回小牧市こども・子育て会議 ▶小牧市こども計画骨子案について
令和６年７月～９月	子育てワークショップ（保護者対象）の実施（３ヶ所） こども・若者等の意見聴取の実施（５ヶ所）
令和６年11月13日	令和６年度 第３回小牧市こども・子育て会議 ▶小牧市こども計画（素案）について
令和６年12月17日	令和６年度 第４回小牧市こども・子育て会議 ▶小牧市こども計画（素案）について
令和７年１月～２月	パブリックコメントの実施
令和７年３月17日	令和６年度 第５回小牧市こども・子育て会議 ▶小牧市こども計画の策定について

２　小牧市こども・子育て会議要綱

（平成２８年3月３１日
２７小こ第１５０２号）

（趣旨）

第１条　この要綱は、小牧市地域こども子育て条例（平成２８年小牧市条例第２０号）第１７条第４項の規定に基づき、小牧市こども・子育て会議（以下「こども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第２条　こども・子育て会議に、会長及び副会長１人を置く。

２　会長は市長が指名する者をもって充て、副会長は会長が指名する者をもって充てる。

３　会長は、会務を総理し、こども・子育て会議を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会）

第３条　こども・子育て会議に、部会を置くことができる。

２　部会に属する委員は、会長が指名する。

３　部会に、部会長を置く。

４　部会長は、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

５　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

６　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第４条　こども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

２　こども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

３　こども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　こども・子育て会議は、会議において、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第５条　こども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

（雑則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、こども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長がこども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

3　小牧市こども・子育て会議委員名簿

任期：令和４年５月 30 日～令和 10 年５月 29 日

分野	役　　職	氏　　名	備考
学識経験者	兵庫教育大学 小学校教員養成特別コース　教授	鈴木　正敏	会長
	名古屋経済大学 人間生活科学部 教育保育学科　　特任教授	長江　美津子	副会長
各種団体関係者	小牧市教育委員会　教育委員	伊藤　和子　（令和４年５月30日～令和６年５月29日） 加藤　由美　（令和６年５月30日～令和10年５月29日）	
	小牧市小中学校校長会　代表	兼子　正巳　（令和５年４月１日～令和６年５月29日） 佐藤　史洋　（令和６年５月30日～令和８年５月29日） 小栗　幸子　（令和８年５月30日～令和10年５月29日）	
	小牧市区長会　代表	丹羽　祐二　（令和５年４月１日～令和６年５月29日）	
	小牧市青少年健全育成市民会議 代表	安藤　和憲	
	小牧市地区民生・児童委員 連絡協議会　代表	田中　正造	
	小牧市地区民生・児童委員 連絡協議会　代表	野村　昌子　（令和４年５月30日～令和６年５月29日） 峯田　一子　（令和６年５月30日～令和10年５月29日）	
	小牧市社会福祉協議会　代表	梶田　光俊　（令和５年４月１日～令和10年５月29日）	
	小牧市母子保健推進協議会　代表	戸田　輝子　（令和５年４月１日～令和６年５月29日） 松本　華子　（令和６年５月30日～令和７年３月31日） 夏目　恵子　（令和７年４月１日～令和10年５月29日）	
	保育園長会　代表（公立園）	丹羽　貴子　（令和５年４月１日～令和６年５月29日） 小川　由美子（令和６年５月30日～令和７年３月31日） 森島　厚子　（令和７年４月１日～令和８年５月29日） 松野　麻香　（令和８年５月30日～令和10年５月29日）	
	保育園長会　代表（公立園以外）	蜂須賀　和香（令和５年４月１日～令和６年５月29日） 京谷　和恵　（令和６年５月30日～令和８年５月29日） 加藤　昌子　（令和８年５月30日～令和10年５月29日）	
	保育園保護者会　代表（公立園）	井尾　綾　（令和５年４月１日～令和６年５月29日） 永田　あずさ（令和６年５月30日～令和７年３月31日） 奥村　亜矢子（令和７年４月１日～令和８年５月29日） 大村　まり　（令和８年５月30日～令和10年５月29日）	
	保育園保護者会　代表（公立園以外）	南　佳恵　（令和５年４月１日～令和６年５月29日） 川口　愛　（令和６年５月30日～令和７年３月31日） 服部　友里恵（令和７年４月１日～令和８年５月29日） 門脇　佳恵　（令和８年５月30日～令和10年５月29日）	

分野	役　　職	氏　　名	備考
	小牧市私立幼稚園連合協議会 代表	大橋　恭子　（令和４年５月30日～令和６年５月29日） 竹川　陽子　（令和６年５月30日～令和８年５月29日） 山口　美穂　（令和８年５月30日～令和10年５月29日）	
	小牧市私立幼稚園保護者会　代表	津田　友美　（令和５年４月１日～令和６年５月29日） 佐藤　愛子　（令和６年５月30日～令和７年３月31日） 伊藤　恭子　（令和７年４月１日～令和８年５月29日） 幸　咲会　（令和８年５月30日～令和10年５月29日）	
	小牧市立第一幼稚園　代表	松野　麻香　（令和５年４月１日～令和７年３月31日） 横島　ゆかり（令和７年４月１日～令和10年５月29日）	
	事業者代表	岡田　和秀　（令和４年５月30日～令和５年9月30日） 富田　敦　（令和５年10月1日～令和６年10月31日） 小坂　武令　（令和６年11月１日～令和10年５月29日）	
各種 団体 関係者	勤労者代表	河合　達夫	
	小牧市立学校地域コーディネーター 代表	佐橋　明味　（令和４年５月30日～令和６年５月29日） 玉置　博子　（令和６年５月30日～令和８年５月29日） 小石　理佐　（令和８年５月30日～令和10年５月29日）	
	小牧市小中学校PTA連絡協議会 代表	梶田　優希　（令和５年４月１日～令和６年５月29日） 加藤　さやか（令和６年５月30日～令和７年４月23日） 山口　祐太　（令和７年４月24日～令和８年５月29日） 松本　健　（令和８年５月30日～令和10年５月29日）	
	児童館父母会　代表	酒井　渓子　（令和５年４月１日～令和６年５月29日）	
	こまき市民活動ネットワーク　代表	鳥居　由香里（令和４年５月30日～令和８年５月29日） 丹羽　智子　（令和８年５月30日～令和10年５月29日）	
公募委員		吉田　拓也　（令和４年５月30日～令和６年５月29日） 日榮　順子　（令和４年５月30日～令和６年５月29日） 馬場　容子　（令和６年５月30日～令和10年５月29日） 坂　かなこ　（令和６年５月30日～令和８年５月29日） 角谷　淳子　（令和８年５月30日～令和10年５月29日）	
こども・若者代表		小林　和嗣（令和６年７月１日～令和８年５月29日） 川口　佑貴（令和６年７月１日～令和８年５月29日） 水谷　泰河　（令和８年５月30日～令和10年５月29日） 竹ノ内　琉暉（令和８年５月30日～令和10年５月29日）	

4　用語集

あ　行

○赤ちゃんの駅（P43）

子育て家庭の保護者が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替えのできる設備を提供できる場所として登録された公共施設・民間施設のこと。「赤ちゃんの駅」として登録されている施設・店舗では、目印となるシンボルマーク入りのステッカーを掲示している。

○あさひ学園（P15）

本市における早期療育の拠点として、就学前の障がいのあるこどもまたは発達に支援が必要なこどもを対象として、親子通園により日常生活の指導、集団生活適応訓練などを行っている。

○育児休業（P57）

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（通称：育児介護休業法）第２条に基づく休暇のこと。働いている人が、対象となるこどもが１歳（一定の条件を満たす場合は最長で２歳）に達するまでの間、こどもを養育するために取得できる。

○一般世帯（P7）

国勢調査における世帯区分の１つ。住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者を指す。寮や寄宿舎に住む学生と生徒、病院や療養所の入院者、老人ホームや児童保護施設、自衛隊営舎の居住者、そのほか定まった住居を持たない世帯等については「施設等の世帯」に分類される。

○医療的ケア（児）（P36）

心身の機能に障がいがあり、呼吸や栄養摂取、排せつの際に医療機器等を使用し、保護者が家庭等で行うたんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿などの医療的ケアが日常的に必要な児童を医療的ケア児という。

○医療的ケア児等コーディネーター（P82）

医療的ケアを必要とする方（医療的ケア児等）と、保健・医療・福祉・教育・保育などの社会資源をつなぐ役割を担う。

○インクルージョン（P82）

「社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う」という考え方であり、障害者権利条約の原則の一つとしてあげられている。

○親子健康手帳（P65）

母子保健法第16条に基づき、妊娠の届出をした者に地方自治体が交付する手帳。妊娠中の経過、出産状況、乳幼児の発育状況などが記録され、母子の健康記録と保健指導の基礎となる。本市の母子健康手帳は、母親だけではなく父親の育児参加も意識した内容になっており、「親子健康手帳」と呼んでいる。親と子の自己肯定感を育むことを目的として、妊娠期から中学３年生まで使用することができ、各月（年）齢ごとに保護者からのメッセージ欄が設けられている等の特徴がある。

か　行

○学校生活サポーター（P82）

学校生活において特別な支援が必要な児童・生徒への対応を行う支援員のこと。

○学校地域コーディネーター（P43）

学校と地域の連携を深めるため、学校と地域をつなぐパイプ役（コーディネーター）のこと。本市では、学校と地域の連携による教育環境づくり、児童・生徒の地域における社会活動への参加促進を図る目的で、平成16年度から中学校に、平成20年度から小学校に派遣している。

○家庭教育（P73）

親がその子に家庭内で、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていく上で必要なライフスキル（生きていく上での技術）を育てる教育。

○教育・保育施設（P89）

就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）第３条に規定する認定こども園、学校教育法第１条・第22条に規定する幼稚園、及び児童福祉法第７条・第39条に規定する保育所をいう。

○合計特殊出生率（P6）

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産むこどもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15 歳から49 歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産むこどもの数の平均を求めたもの。

○コーホート変化率法（P4）

住宅開発などの人口変化要因は見込まず、各年の年齢階層毎の人口の変化率を算出し、統計的に将来人口を推計する方法のこと。

○子育て世代包括支援センター（P27）

母子保健法第22条に基づき、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの作成や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行う機関。妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、切れ目ない支援を提供するワンストップ拠点としての役割が期待されている。

○こどもこころの相談員（P82）

こどもの日常の困りごと等に悩むサインに気づき、適切な対応を図れるよう学校の支援を行う専門家。

○子ども・子育て支援新制度（P12）

市町村が中心となり、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める制度で、平成27年４月に本格施行された。具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及、子育て相談や一時預かりの場を増やすなど地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実、待機児童解消のため保育の受け入れを増やすなどの取組を進めていくとされている。

○こども１１０番の家（P72）

こどもを犯罪から守るため、主に通学路等に位置し、不審者に遭遇したこどもがかけ込む避難場所として、一時的な保護と警察等への通報を行う民家や商店などのこと。

○小牧市新たな学校づくり推進計画（P48）

児童生徒数の減少と学校施設の老朽化の課題に対して、10年先、20年先を見据え、こどもたちにとってよりよい教育環境の実現を図っていくとともに、こどもたちの夢への挑戦をまち全体で応援していくための計画として、令和６年９月に策定された。

○小牧市生と性のカリキュラム（P73）

「性」を「心＝人間らしくいきいきと、共に生きる」と「生＝健やかな体と尊いいのちを大切にする」ととらえ、小牧のこどもたちが「心豊かにいきいきと生きる力」を育むための本市独自の取組。親だけでなく地域や関係機関で取り組んでいる。「乳幼児・親・地域版」と「小学校・中学校版」の2編から成り立っている。

○小牧市まちづくり推進計画（P2）

本市の最上位計画。「小牧市自治基本条例」に基づき、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、計画的なまちづくりを推進する市政の方針を明らかにした基本計画で、令和5年度から令和11年度を計画期間として策定された。

○小牧市立保育園運営計画（P58）

多様化かつ低年齢化している保育ニーズへの対応など本市の公立保育園の運営にかかる諸課題に対して、民営化の推進により対応していくこととし、主に民営化の手法についてまとめた計画として、平成22年３月に策定された。また、平成27年３月に改訂版が策定された。

さ　行

○児童館（P19）

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設の１つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進や情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設のこと。本市の児童館は、こまきこども未来館、味岡児童館、篠岡児童館、小牧児童館、小牧南児童19館、北里児童館、西部児童館、大城児童館の８か所ある。

○児童虐待（P15）

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、こどもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

○児童発達支援（P81）

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学のこどもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行う事業のこと。児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」がある。

○出生率（P5）

一定人口に対するその年の出生数の割合。一般的に人口1,000人に対する年間出生数を比率で示したもの。

○生物多様性（P40）

すべての生物の間に違いがあり、生態系、種、遺伝子のレベルで多様性があり、生き物同士のつながりと個性が地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成している。こうした「生物多様性」が、様々な恵みを通して地球上の「いのち」と私たちの「暮らし」を支えている。

た　行

○地域３あい事業（P42）

地区の集会所などを利用して、こどもたちを含む地域の人々が様々な交流活動に取り組み、「ふれあい・まなびあい・ささえあい」の地域づくりを目指す、本市の生涯学習施策。

○地域型保育事業（P81）

こども・子育て支援法第７条に基づき実施する事業で、主に３歳未満の乳児・幼児を少人数の単位で保育する事業のこと。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の４つがある。

○地域子ども・子育て支援事業（P87）

こども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

○特定教育・保育施設（P55）

幼稚園・保育園・認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付費）の支給を受ける施設として、一定の条件を満たしているかどうかを市町村が確認を行った「教育・保育施設」のこと。

○特定地域型保育事業（P81）

市町村から地域型保育給付費の支給を受ける事業者として、一定の条件を満たしているかどうかを確認された事業者が行う「地域型保育事業」のこと。

○特別支援教育相談員（P82）

LD（学習障害）の児童生徒に対する学習支援、ADHD（多動性症候群）の児童生徒に対する安全確保などの学習活動上の相談員のこと。特別支援教育は、学校教育法第81条に基づき実施する教育で、障がいのあるこどもの自立や社会参加に向け、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

な　行

○日本語初期教室にじっこ教室（P85）

来日直後や外国人学校からの編入学等で、日本語がほとんどわからない児童生徒に対して、約３ヶ月間、集中的に日本語や日本の学校生活におけるルール等を指導し、日本の学校への就学を円滑に支援する教室。

○認定こども園（P12）

就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）第３条に基づく教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っており、就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備えている。

○ネグレクト《養育放棄》（P52）

こどもに対する適切な養育を親が放棄すること。例えば、こどもに食事を与えない、こどもが泣いていても無視する、病気なのに治療を受けさせない、いつも強くしかってこどもの情緒を不安定にさせるなどの行為のことで、これによって、こどもの精神的な発達が阻害され、人格形成に悪影響を与えるといわれている。

は　行

○プレコンセプションケア（P74）

将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。

○保育所《保育園》（P11）

児童福祉法第７条に基づく児童福祉施設の１つで、同法第39条に定義されている、保育を必要とする０から５歳児に対して保育を行う施設のこと。

【認可保育所】

国、県が定める基準に適合し、県の認可を受けた定員20人以上の保育所。

【認可外保育所】

上記以外の認可を受けていない保育所。

○放課後等デイサービス（P16）

障がいのある学齢期のこどもが、学校の授業終了後や学校休業日に通う療育機能・居場所機能を備えたサービス。

○保健連絡員（P116）

自分や家族、地域の健康に関心を持ち、少子高齢社会において健康に関する様々な問題に対応できる地域づくりの担い手として、地域と行政のパイプ役として活動する者。

ま　行

○未婚率（P10）

配偶関係不詳を除く各年齢人口に占める未婚者の割合。

や　行

○幼児教育・保育の無償化（P55）

幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する３歳から５歳児クラスのこども、住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでのこどもの利用料が無料になる制度のこと。こども･子育て支援法の一部を改正する法律に基づき、令和元年10月１日から開始された。

○幼稚園（P11）

学校教育法第１条に基づく学校の１つで、同法第22条に定義されている、３から５歳児に対して小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校のこと。

○要保護児童対策地域協議会（P15）

児童福祉法第25条の２に基づき、虐待を受けているこどもや、特定妊婦など支援が必要な家庭を早期に発見し適切な保護や支援を行うため、関係機関により構成され、情報の交換や支援内容の協議を行う協議会のこと。

○要保護（者）・準要保護（者）（P17）

要保護者は、現に生活保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者のこと。

準要保護者は、生活保護を受けるほどではないが、それに準じる程度に困窮している者のこと。

ら　行

○療育（P81）

障がい児や発達に課題のあるこどもが、社会的自立生活に向けて、身体面・精神面等の機能を高めるべく、医療的配慮のもとで育成されること。

○労働力率（P8）

15歳以上人口に占める労働力人口の割合のこと。労働力人口とは、労働に適する15歳以上の人口のうち、労働力調査期間である毎月末の一週間に、収入を伴う仕事に多少でも従事した「就業者」（休業者を含む）と、求職中であった「完全失業者」の合計を指す。一国における働く意思と能力を持つ人の総数であり、国の経済力を示す指標の一つとされる。

■子育て分野における取組とSDGsの対応

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、2015年に国連において採択された、すべての国がその実現に向けて目指すべき目標のことです。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17の分野別目標が掲げられています。

これらの目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであり、小牧市まちづくり推進計画においても、SDGsの17の目標の視点から、計画の施策体系や取組の整理を行い、SDGsの達成を目指しています。本計画では、以下の基本目標の実現を子育て分野において目指していきます。

特に、「１　貧困をなくそう」の達成に関連する取組については、本計画の基本理念を実現させるため重要な取組と捉え、計画全体において一体的に抱合し推進を行います。

（※第４章「施策の展開」において「 」印がついている取組）

○ひとり親家庭をはじめとした、経済的に困窮している世帯への支援の実施

○こども食堂の実施等を通じた、こどもの栄養改善等に関する取組の推進

○親子の健康維持のための医療・福祉体制の整備及び公平な利用促進

○「生きる力」を育むための、地域特性を活かした教育の平等な提供

○性別によらない、男女共同の子育ての推進

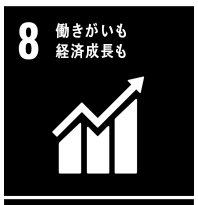

○ワーク・ライフ・バランスの向上も視野に入れた、子育てと就労の両立

○安全・安心な生活環境の整備や、教育の機会均等の確保

○ユニバーサルデザインの視点に立った、こどもや妊婦にもやさしい住環境

○児童虐待など、こどもがその権利を不当に侵害されることの防止

○家庭・地域・園・学校・関係機関・行政の連携と協働による子育て施策の推進

小牧市こども計画

（令和７年度～令和 11 年度）

発行：小牧市
編集：小牧市 こども未来部 こども政策課
〒485-8650 愛知県小牧市堀の内三丁目１番地
（TEL）0568-76-1129　（FAX）0568-72-2340

キミと一緒に、育っていきたい。

Komaki